

**令和4年度第1回高知県子どもの環境づくり推進委員会 資料**

**高知県子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート**

- **全事業（プラン1～プラン13）**

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	1	環境学習推進事業	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ◇各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成(H25～H31累計)100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託) ※H30年度事業終了 ◇各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校(実施予定校) 仁淀川町(2校)・須崎市(1校)・香美市(1校)・大川村(2校)・橋原町(1校)・津野町(4校)・四万十町(1校) ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体  ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を100名以上育成する。(令和3～7年の5年間)	○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:2校(実施校) 香美市(片地小学校) 津野町(葉山中学校) ・青少年教育団体やNPO等民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:3団体(実施団体) 高知県青年団協議会 NPO法人GIFT 社会福祉法人ぶらうらんど  ○森林活用指導者育成事業 年間4回の研修を実施 ・教育的な考え方や視点を取り入れた座学研修 ・チェーンソー、刈り払い機を活用できるようにするとともに、危機管理の視点を取り入れた技能研修 ・幼稚園や学校等の学校林を活用した現地視察や実習	○自然体験型学習事業 ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず予定していた実施数までは至らない状況であった。  ○森林活用指導者育成事業 ・12名の募集に対し、早々に参加申込みが募った。 ・受講者:12名 ・全研修受講者:5名 ・主な参加者 地域おこし協力隊 県青少年センター 地域学校協働本部 高知大学等 ・受講者が、各地域で活動できるように各市町村へ受講者の情報提供を行ったり、活躍の場を広げていきつなげ作りに努めた。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体  ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。(令和3～7年の5年間) ・令和3年度:5名の修了者
保健体育課	2	幼児期の身体活動推進事業 (R1廃止)	神経系の発達が著しい幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくなる身体の育成を図る。	○園への単発での講師派遣(年間1回)では、園の指導者の指導力向上が難しい。 ○保護者への幼児期の運動遊びの啓発が弱い。	○県内の全ての幼稚園・保育園・認定こども園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びが周知されている。 (幼保支援課との連携) ○県内全ての市町村(34市町村)において、親子で楽しむ運動遊び事業が実施される。	○幼児期の運動遊びの実践を行う指定園を増やすことで、県内の園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びの取組を進める。  ○県内の幼稚園・保育所・こども園の保育士や教諭の中から、幼児期運動指針に基づく運動遊びを指導できる人材育成を進める。				
業務衛生課	3	動物愛護体験事業	動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。	○動物愛護教室の募集をしても、希望数が少ないため、毎年、20回程度開催できるよう広報していく。	○動物愛護教室の広報をすることで、動物愛護教室の開催数を増やし、動物の命を尊重する考え方を育てていくと共に、動物の適正な飼養について理解することにつなげる。	○動物愛護教室を毎年20回程度開催する。	○開催数を増やす広報等が必要 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する ・学童保育等にも開催案内を送付する	○動物愛護教室の開催 ・8校(232名)	○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止になった学校もあつたが、実施校は前年度に比べて2校増えた。  ○開催数を増やす広報等を継続する。 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。	○開催数を増やす広報等の実施 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。 ・学校開催が少ない場合は、学童保育等にも開催案内を送付する。
子ども家庭課	4	子育て応援広報紙作成等委託事業(「わいわいじら」夏休み号) (R1廃止)	子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるよう、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。	わいわいじら夏休み号はNPO高知市民会議が高知市内の小中学生を対象とした夏休みに開催される県内の体験イベントをまとめた情報紙であるが、情報提供のニーズは高知市外の市町村の子育て家庭にもある。	○情報紙等を通じて、体験学習事業に関する情報がより充実して提供され、行き届いている。	○情報紙「わいわいじら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,500部				
文化国際課	5	友好姉妹都市市等交流推進事業	高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。	○次世代を担う若い世代の国際交流の推進	○多様な文化と出会うことによる国際感覚の醸成 ○日本(高知)と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増える ○草の根の国際交流の推進 ○両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める	○平成30年度は全羅南道庁に加え、高知県教育委員会高等学校課と連携しながら進める	R3年度については全羅南道側からの高校生の受入れを想定。(ただし、新型コロナウイルスの状況によっては延期または中止の可能性有り)	新型コロナウイルスの影響により、高校生の受入は行えなかったが、オンラインにて高知県の窪川高校と全羅南道の和順高校が交流を行った。	評価:3回にわけて行ったことで、回数を重ねることに生徒たちの緊張も和らぎ、積極的に発言できていた。  課題:自由に交流する時間が少なかった。	3年度に交流を行った和順高校を高知県へ受入予定。受入前にオンラインで再度窪川高校と交流予定。
自然共生課	6	環境活動支援センター事業	環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成及び活動団体の交流会の開催により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。 また、地域イベントへの出展やホームページ運営等による情報発信を行う。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○環境学習の受講者数 1,800人/年 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数 50人(累計)	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 ○推進リーダー育成研修の充実	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,500人以上) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、受講者数20人以上) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○子どもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展(5回) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	○環境学習講師派遣76件、受講者数 2,376人 ○生物多様性リーダー育成講座の開催(7/24,31、新規登録者20名) ○子どもエコクラブ活動発表・交流会の開催(3/19) ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	○令和2年度に発行した小学校向け環境学習パンフレットの活用が進み、新しい生活様式の普及に伴い、講師派遣件数はコロナ禍以前の水準以上に回復している。  ○取り組みの継続・定着を進めていく。	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,500人以上) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、受講者数20人以上) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○子どもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展 ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信
自然共生課	7	牧野植物園管理運営費(企画広報事業)	植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを広く周知するために、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスターの製作を行う。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。 また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、プログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整え、効果的な広報を実施する。	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(340校に対し5回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をしばり、お子様の目に直接触れる広報を実施 ○学習プログラム実施のためのふむふむ広場利用を広報し、学校の校外学習利用につなげる	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付した(340校に対し5回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布した ○学習プログラム実施のための新園地を広報した	○新園地での学習プログラムを開始し、各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 R2 16,298人 → R3 18,981人 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(340校に対し4回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をしばり、お子様の目に直接触れる広報を実施 ○学習プログラム実施のためのふむふむ広場利用を広報し、学校の校外学習利用につなげる

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	8	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室141(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への謝金に対する補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 11回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4箇所 (うち3施設R4へ繰越) (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 95件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回(防災、発達障害理解、実践発表)6~1月 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 7~8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR2:98.8%からR3:99.1%と増加している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月
生涯学習課	9	環境学習推進事業 ※再掲(1番)	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ◇各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成 (H25~H31累計)100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託) ※H30年度事業終了 ◇各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○自然体験型学習事業 森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校(実施予定校) 津野町(栗山中学校) 仁淀川町(2校)・須崎市(1校)・香美市(1校)大川村(2校)・橋原町(1校)・津野町(4校)四万十町(1校) ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上の自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、幼児、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を100名以上育成する。 (令和3~7年の5年間) ◇子ども地域学習推進事業 ・事業廃止 ・これまでの活動は委託先のホームページにて紹介	○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:2校(実施校) 香美市(片小小学校) 津野町(栗山中学校) ・青少年教育団体やNPO等民間団体等が実施する1泊2日以上の宿泊の自然体験学習事業実施団体:3団体(実施団体) 高知県青年協議会 NPO法人GIFT 社会福祉法人ぶらうらんど ○森林活用指導者育成事業 年間4回の研修を実施 ・教育的な考え方や視点を取り入れた座学研修 ・チェーンソー、刈り払い機を活用できるようになるとともに、危機管理の視点を取り入れた技能研修 ・幼稚園や学校等の学校林を活用した現地視察や実習	○自然体験型学習事業 ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず予定していた実施数までは至らない状況であった。 ○森林活用指導者育成事業 ・12名の募集に対し、早々に参加申込みが募った。 ・受講者:12名 ・全研修受講者:5名 ・主な参加者 地域おこし協力隊 県青少年センター 地域学校協働本部 高知大学 等 ・受講者が、各地域で活動できるように各市町村へ受講者の情報提供を行ったり、活躍の場を広げていくきっかけ作りに努めた。	○自然体験型学習事業 森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上の自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、幼児、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3~7年の5年間) ・令和3年度:5名の修了者
生涯学習課	10	長期宿泊体験活動推進事業 (R1廃止)	県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上の宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。	●3泊4日以上長期宿泊体験活動を行っている小学校等がほとんどない。 ●青少年教育施設に学校の様々なニーズに応えられるプログラムが不足している。	○長期宿泊体験活動を通じて、子どもたちの豊かな心の育成と確かな学力の基盤形成が図られている。 ○3泊4日以上長期宿泊体験活動の教育効果に対する実施校の肯定的評価の割合:100% ○長期宿泊体験活動を実施する小学校等:30校以上	○活動のモデルプログラムの活用により事業効果高めるとともに、本事業の有効な活用方法を学校や市町村訪問等により周知し、実施校の拡大を図る。				

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
歴史文化財課	11	県立坂本龍馬記念館(教育普及事業)	小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。	○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。	○年間20校程度 ○参加者30名程度	○県内市町村の教育委員会に Outreach、出前講座についての説明を行い、認知度を上げるよう努める ○6月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(8月上旬実施)	○夏休み・とさつ子幕末ツアー 1回開催、親子15組(30名) ○夏休み・りょうま工作教室 2回開催、延べ40人(10組(20人)×2回) ○出前授業 30回開催、延べ500人	○出前授業 実施箇所:延13箇所(児童クラブ含む) 参加者:834人(教員・保護者等含む) ○夏休み・とさつ子幕末ツアー 1回開催、13名 ○夏休み・りょうま工作教室 2回開催、5名 ○ミュージアムバス事業 7校	○コロナにより中止や募集しても人が集まらないものがあった ○小中学校等と児童クラブも対象として活動の場を広げ、坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習の充実を図った。 ○子ども教室では、工作を楽しみながら坂本龍馬や幕末の生活について知識を広めることができるよう取り組みを行った。	○夏休み・とさつ子幕末ツアー ○夏休み・りょうま工作教室 ○出前授業 ○職場体験学習受入(希望校があれば実施)
文化国際課	12	県立文学館(教育普及事業)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャースポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育てることができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育てよう、機械の充実を図る	○小中学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施することにより、文化や文学に親しむ子どもたちを育てる。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン(館内・出張) ○おはなしキャラバン(館内・出張) 30回(館内11回、出張19回) 参加者 2,221人	○児童生徒文学作品朗読コンクール 参加者 513人 ○おはなしキャラバン(館内・出張) 30回(館内11回、出張19回) 参加者 2,221人	新型コロナウイルス感染拡大の状況ではあったが、朗読コンクール・おはなしキャラバンともに、感染防止対策を充分講じた上で事業を展開した。お話しキャラバンに関しては、土佐民話の紙芝居や絵本の読み聞かせなどを通じて楽しい充実した時間をカルチャースポーターとともに提供した。なお、朗読コンクールに関しては、昨年中止の経緯があり、開催にあたっては、十分に検討し、参加人数を制限して事業に取り組んだ。また、リモートも取入れた。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン(館内・出張)
歴史文化財課	13	県立高知城歴史博物館(教育普及事業)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。	○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化にふれる機会と内容の充実を図る。	○子供向け体験型講座の開催等により、子どもたちに歴史・文化を体験する場を提供するとともに、展示方法に工夫を加えることで、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を充実させる。また、学校の授業に協力し、出前授業や見学の受け入れ等を行う。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアムバス事業	○探検!発見!高知城(11名) ○夏休み工作教室 ○土佐和紙の照明づくり(28名) ○みるきくさわるシリーズ ○城下町に歴史たんけんにてかけよう(11名) ○学校への出前授業 7校(6回)うち遠隔授業(オンライン) 3校 ○フィールドワーク学習への協力 4校 ○ミュージアムバス事業 3校	○コロナにより中止や募集しても人が集まらないものがあった ○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化に触れることができるよう、催しの機会と内容の充実を図った。 ○博物館の活用方法をまとめたパンフレットの作成・送付、ホームページ内に学校向けページを設置する等、学校向けの広報にも力を入れ、博物館の活用機会の充実を図った。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアムバス事業
歴史文化財課	14	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中学生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中学生の職場体験学習の受入れ、来館による展示見学・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。	○ワクワワーク 3回 ○派遣授業 8回 ○体験学習 15校 ○学校教育活動支援事業 6校 ○授業応援教材の開発 1件 ○調査・調べ学習への支援 2回 ○職場体験の受入	○ワクワワーク(子ども歴史教室) 2回開催 19名参加 ○派遣授業 8箇所(オーテピア含) ○学校教育活動支援事業 1校 ○職場体験 大学(博物館実習):2校	○コロナにより中止や募集しても人が集まらないものがあった ○体験活動など子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、学ぶこと、働くことを通じて社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成につながるよう、引き続き取組を実施していく。	○職場体験の受入 ○ワクワワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援 ○職場体験の受入
文化国際課	15	県立美術館(教育普及事業)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童・生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座:なし ②出前クラシック教室:なし ③出前演劇教室:なし ④ミュージアムバスツアー:2回、2校、45人 ⑤学校見学の受入:23回、20校、1,392人 ○高知サマープロジェクト 「LIVE PAINTING 海を混ぜるⅢ」: 親子 130人	○新型コロナウイルス感染症の影響で、出前事業は要望があった学校に対してのみ行うこととしたが、実施できなかった。 ○高知サマープロジェクトとして、絵本作家ミロコマチコの展覧会と連携したライブ・ペインティングを開催し、多くの親子が作品の観覧と制作を体験することができた。 ○スクールプログラムの利用がない学校・地域もあり、県内小中学校等への更なる広報の強化や、学校等来館時の受入体制の整備(スタッフ、鑑賞ツール、コロナ禍でのあり方等)が課題として挙げられる。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト
スポーツ課	16	「わいわいチャレンジ!」(スポーツ体験事業) (R1廃止)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上	○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたるスポーツに親しむ基礎を作る。				
生涯学習課	17	ふるさと教育推進事業	郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。	○本来、社会教育で公民館等が担うべき郷土学習が十分になされていない。または、対象が一部の大人に留まっている。 ○ふるさと教育を更に推進するため、小学生が郷土の偉人の生き方や志について公民館を学びの拠点としてフィールドワーク等を通して学ぶ機会を増やす。 ○活動全般において子ども達の積極的な参加を促す。	○子ども達の郷土の歴史、偉人の志に対する興味・関心、知識が向上している。 ○子ども達がおもてなしの精神を学ぶことで他者を思いやる心を身につけている。	○フィールドワーク等、体験を通して郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むように促すことで、教育大綱に掲げられた基本理念「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成」の実現を目指す。 ○お遍路さんへの接待を毎年度行い、おもてなしを通じて子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知県連合婦人会> ・子どもによるお遍路さんの接待等 ○郷土学習支援事業実施 ・事業廃止	○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知道手前高校85名(2時間) ・高知県連合婦人会> ・子どもによるお遍路さんの接待等 ・子どもによるお遍路さんの接待等 ・子どもによるお遍路さんの接待等 ・子どもによるお遍路さんの接待等	○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座では、郷土の歴史や先人たちの功績についてふれ、縁のある史跡等を訪問することで、郷土への関心や愛着を高め、郷土の魅力の再発見につなげることができた。 ・子どもによるお遍路さんの接待では、小学生が地域での世代間交流や県外の方々への接待から、感謝する心やおもてなしの心の大切さについて学ぶことができた一方で、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、直接お遍路さんとふれあう機会を制限された地域もあった。	○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知県連合婦人会> ・子どもによるお遍路さんの接待等

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	18	地域学校協働活動推進事業 (H30 学校支援地域本部等事業)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校  ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校とさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:80校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村205本部288校(うち、県立校8本部8校、高知市46本部46校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	(1)運営等補助 34市町村205本部288校(うち、県立校8本部8校、高知市46本部46校) ※補助対象は高知市除く (2)市町村等訪問 適宜 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中・西・東部×各1回開催(11～2月) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催(10月) ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間430回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	○地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあった。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小:172校、中:96校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 ・H29-R3実績 小:152校、中:73校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	(1)運営等補助 34市町村205本部288校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)
生涯学習課	19	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(8番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。  ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。  ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室141(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 11回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 3市4箇所 (うち3施設R4へ繰越) (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 95件 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10～12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回(防災、発達障害理解、実践発表)6～1月 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 7～8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR2:98.8%からR3:99.1%と増加している。  ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。  ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月
生涯学習課	20	青少年教育施設振興事業	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。 また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふるさとへの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。  県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上  ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。  ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○利用者のニーズを踏まえた魅力的な主催事業の実施 ○中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業の実施 ○効果的な広報活動の実施	○主催事業の実施 青少年センター 11事業 幅多青少年の家 8事業  ○中1学級づくり合宿事業の実施 青少年センター 11校うち4校は学校への出張指導 幅多青少年の家 12校  ○不登校対策事業の実施 青少年センター 4回(延9人参加) 幅多青少年の家 5回(延37人参加)  ○広報活動の実施 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・SNSでの事業紹介	○主催事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、宿泊から日帰りするなど、内容を見直しながら実施することができた。  ○中1学級づくり合宿事業の実施 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。  ○不登校対策事業の実施 新型コロナウイルス感染症の影響により中止した回もあったが、実施した回では参加者が主体的に活動する様子が見られた。  ○広報活動の実施 チラシ等の発送、校長会での事業説明、SNS(フェイスブック、インスタグラム)を活用した情報発信など、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。  ○中1学級づくり合宿事業の実施 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。  ○不登校対策事業の実施 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。  ○広報活動の実施 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
歴史文化財課	21	高知県立埋蔵文化財センター(出前考古学教室事業)	埋蔵文化財センターの職員が学校に出向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財を通して、子ども達を中心とする次世代に歴史や文化、地域への愛着について継承していくこと。	○埋蔵文化財の授業や体験学習の実施をとおして、生徒の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結  9・10月 次年度の取組の検討・募集  3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関：平成30年度～令和4年度)	○出前考古学授業 対象：県内の小学校等約80校(前期50校、後期30校) 前期：5月～7月 後期：9月～2月 前期は主に学校を対象として行い、後期は学校に加えPTA、団体等も対象として実施する。	○出前考古学授業 前期(5/6～8/16まで実施) 5月 県内の小学校等66校(前期49校、後期17校) 2,316人 前期：5月～7月 後期：9月～2月 前期は主に学校を対象として行い、後期は学校に加えPTA、団体等も対象として実施。	地域の遺跡から出土した土器等の実物による講座や説明は好評であった。	○出前考古学授業 対象：県内の小学校等60校程度 前期：5月～7月 後期：9月～2月 出土遺物や資料を持って出向き埋蔵文化財に関する展示や火起こし等の体験により歴史を知る機会を作る。学校以外にもPTA活動や学校行事、社会教育活動のイベントでも実施する。
歴史文化財課	22	高知県立埋蔵文化財センター(公開講座事業)	市町村や学校と連携し、考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財センターの持っている資料や知識を活かしながら、センターの認知度向上と埋蔵文化財に関する拠点施設となることを目指す。	○公開講座事業を通じて、県民の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結  9・10月 次年度の取組の検討・募集  3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関：平成30年度～令和4年度)	○遺跡解説会(2回) ○まいぶん講座(3回) ○古代ものづくり体験教室(19回) ○親子考古学教室(32回) ○まいぶんセンターまつり(10月31日) ○考古学研究最前線解説会(2回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(89名) ○山城講座と城歩き(4回) ○地域展「黒潮町の遺跡展」	○遺跡解説会(82名) ○まいぶん講座(31名) ○古代ものづくり体験教室(219名) ○親子考古学教室(550名) ○まいぶんセンターまつり(中止) ○考古学研究最前線解説会(82名) ○考古学から学ぶ史跡の見方(89名) ○山城講座と城歩き(110名) ○地域展「黒潮町の遺跡展」(194名)	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、開催日程や定員数を調整して実施した。	○遺跡解説会(4回) ○まいぶん講座(2回) ○古代ものづくり体験教室(19回) ○親子考古学教室(32回) ○まいぶんセンターまつり(11/3) ○考古学研究最前線解説会(2回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(2回) ○山城講座と城歩き(2回) ○地域展「佐川町と仁淀川上流の遺跡展」(1/14～1/29)
文化国際課	23	県立県民文化ホール(子どもを対象としたコンサート、映画等)	親子で楽しめる上映会、児童や青少年を対象としたワークショップやアウトリーチ、演奏会や舞台公演を実施する。	○0歳から5歳ぐらいまで(未就学児)の子どもたちは成長の個人差が大きい。年齢制限の境目設定が難しい、また内容についても理解の個人差が大きい。また標準化が難しい。 ○こどもだけの入場を許可するかしないかの判断に悩むことが多い。	○児童生徒に対して質の高い芸術文化に触れる機会を提供する。	○親子で楽しめるコンサートや映画の上映、こどもたちを対象とした演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校の演劇指導や吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	【鑑賞事業】 ○ドラゴンクエストコンサートI、II、III ○ウルトラマンステージ ○スライドモンスターズ ○東京混成合唱団ソリストン公演 ○恐竜どうぶつ園 ○ファミリーミュージカルおしりたんてい ○高知市こども劇場50周年記念 こんにやぐざ「オペラ森は生きている」 ○ヨーロッパ企画第40回公演 ○まらしいピアニストでYou Tuberのまらしいによるコンサート 【普及事業】 ○高校演劇の技術指導 ○アウトリーチ事業 ○児童生徒向けワークショップ ○こうちこども音楽プロジェクト ○高知ジュニアオーケストラの育成 〃 第9回定期演奏会 〃 施設外演奏会	【鑑賞事業】 ○ウルトラマンステージ、スライドモンスターズ、東京混成合唱団ソリストン公演、恐竜どうぶつ園、ファミリーミュージカルおしりたんてい、まらしいピアニストでYou Tuberのまらしいによるコンサートは中止。 【追加鑑賞事業】 ○県文シネマ日和Vol.18ファンタジア ○県文シネマ日和Vol.19こども映画館 in 高知 ○県文シネマ日和Vol.20劇場版「鬼滅の刃」無限列車編 ○県文シネマ日和Vol.29映画大好きポンポさん 【普及事業】 高知ジュニアオーケストラ第9回定期演奏会開催。施設外演奏会中止 教育普及事業①～⑨ 【追加普及事業】 ○アウトリーチ詳細＝梅棒ダンスワークショップ、三遊亭歌彦「学校寄席」 ○ワークショップ詳細＝コンドルズダンスワークショップ「コンドルズと踊ろうよ!!」 ○東京混成合唱団プライベートコンサート ○県民文化ホールでピアノ練習しませんか? ○ジュニアオーケストラVR動画撮影会	今期も予定していた多くの鑑賞事業が新型コロナウイルスの関係で中止となった。実施できたものに関しては、感染症予防対策を万全の上開催。またこどもを対象とした上映会も追加で実施。好評を博した。  普及事業は鑑賞事業と関連させることで、著名なパフォーマーを講師としてワークショップを開催。アウトリーチ「学校寄席」では落語家が高座を披露。どちらもプロの実演家を身近に感じることができた。  今後も良質な多くの鑑賞授業、普及事業を実施し、文化芸術を身近に感じてもらえるように努力していく。	【鑑賞事業】 ○梅棒 ○ファミリーミュージカルおしりたんてい ○恐竜パーク ○スライドモンスターズ ○ヨーロッパ企画第41回公演 ○クリスマスキャロル ○東京混成合唱団 ○まらしいピアニストでYou Tuberのまらしいによるコンサート ○ウルトラマンステージ 【普及事業】 ○高校演劇の技術指導 ○アウトリーチ事業 ○児童生徒向けワークショップ ○こうちこども音楽プロジェクト ○高知ジュニアオーケストラの育成 〃 第10回定期演奏会 〃 施設外演奏会
文化国際課	24	県立美術館(教育普及事業) ※再掲(15番)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座：なし ②出前クラシック教室：なし ③出前演劇教室：なし ④ミュージアムバスツアー：2回、2校、45人 ⑤学校見学の受入：23回、20校、1,392人 ○高知サマープロジェクト 「LIVE PAINTING 海を混ぜるⅢ」：親子 130人	○新型コロナウイルス感染症の影響で、出前事業は要望があった学校に對してのみ行うこととしたが、実施できなかった。 ○高知サマープロジェクトとして、絵本作家ミロコマチコの展覧会と連携したライブ・ペインティングを開催し、多くの親子が作品の観覧と制作を体験することができた。 ○スクールプログラムの利用がない学校・地域もあり、県内小中学校等への更なる広報の強化や、学校等来館時の受入体制の整備(スタッフ、鑑賞ツール、コロナ禍でのあり方等)が課題として挙げられる。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト
文化国際課	25	親子で学ぶ国際理解講座開催事業	子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や県南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。	○受講対象者を小学生(1年～6年)とその親に拡大し、より多くの希望者が参加可能となるようにする。	○県南米研修員や在住外国人に講師として参加してもらい、外国人住民の活躍の場・県民との接点を作り多文化共生を推進する。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県人の南米移住に対する理解促進。	○外国人住民や県南米研修生に講師となってもらい、毎年2～3講座程度開催する。学びの場・国際交流の場とする。	○R3.8 県国際交流員、外国人住民、南米研修員等を講師に招き、講座を開催する。	新型コロナウイルスの影響により中止	新型コロナウイルスの影響を考慮し、可能な範囲での実施	2回ほど実施予定。例年料理をテーマに講座を開いているが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、開催方法や内容を考える必要がある。
文化国際課	26	高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流	JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。	○全羅南道との児童交流事業を着実に進める。 ○若い世代の国際交流の促進。	○本県と全羅南道との児童交流事業で、毎年、両地域の児童の相互訪問が着実に進んでいる。 ○相互訪問が進むことで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童が増えている。 ○両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める。	○県と包括協定を締結しているJAL全羅南道と連携しながら、児童交流事業を着実に進める。 ○相互訪問を毎年実施することで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童の増加につなげる。	R3年度の実施予定は現時点では未定	実施せず	現時点ではR4での実施予定無し	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
文化国際課	27	「まんが教室」開催事業	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	〇県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。 〇開催校及び受講生徒から好評を得ている 〇コロナウイルス感染症の影響を考慮した実施と感染予防の徹底。	〇15回開催287名受講(6/14、6/30、7/1、7/10、7/21、8/4、9/16、9/24、9/28、9/29、10/18、11/5、11/11、11/17、11/26)	【評価】 〇鏡地区をはじめ、県内各地でこれまで開催したことのない学校から開催希望があり、 〇開催校及び受講生徒から好評を得ている 【課題】 〇開催を希望する学校が増加傾向にあり、回数増(予算増)のため、講師の確保・調整が必要になる	〇県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 〇これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。(広報の強化) 〇コロナウイルス感染症の影響を考慮した実施と感染予防の徹底。
文化国際課	28	「まんが塾」開催事業	県内の中学生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 ※令和2年度より、高知まんがBASE運営委託先にて実施。	〇県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 〇まんがを学ぶことに意欲的な中学生の参加を得られる募集広報	〇まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 〇まんがが甲子園参加者のすそ野拡大	〇HPや広報ツールでの募集 〇高文連や市町村教育委員会への周知依頼	〇高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施。 〇募集人員25名(5月中募集) 〇令和3年6月～令和4年3月で全6回の講座を実施(クラス分けなし)。 〇令和4年3月にプロの漫画家による講評を行う。	〇参加者は7名(募集人員25名) 〇全3回の講座を実施(会場:高知まんがBASE) 〇最終的に作品を提出した1名について、令和4年3月5日(土)に全国漫画家大会議(イベント)にてプロの漫画家4名+講師、アドバイザーによる講評を実施	【評価】 〇新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者の確保が難しく、また、講座の中止があり、受講者のモチベーションの維持が難しかった。 〇7名中1名が最終作品を提出。プロによる講評と具体的なアドバイスを受けることができ、「まんが」による人材育成につながった。 【課題】 〇新型コロナウイルス感染症拡大状況をふまえた受講者の確保や講座が中止となった場合のフォロー(WEB活用等)	〇高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 〇募集人員25名(5月中募集) 〇令和4年6月～令和5年3月で全5回の講座を実施 〇令和4年3月にプロの漫画家による講評を行う
スポーツ課	29	「わいわいチャレンジ！」 (スポーツ体験事業) ※再掲(16番) (R1廃止)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	〇一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 〇内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	〇いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 〇目標年間参加者数 のべ250人以上	〇年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 〇経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。				
鳥獣対策課	30	野鳥とのふれあい事業	愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。	〇野鳥や自然にふれあう機会が少なくなっていることから、親子で野鳥観察を行うなど、自然観察による愛鳥思想の普及が求められている。	〇野鳥とのふれあい事業を通じ、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護および自然環境保護についての意識を醸成する。	〇渡り鳥など野鳥の多い冬期に親子野鳥ふれあい教室を実施し、夏休みを利用してポスター原画コンクールを行うと共に、愛鳥週間にあわせてポスター展を実施することで、年間を通して愛鳥思想の普及を図る。	〇愛鳥ポスター原画コンクールの開催 〇親子野鳥ふれあい教室の実施 〇愛鳥週間ポスター展の開催	〇愛鳥ポスター原画コンクール ・応募点数 7校 29点 ・入選点数 6点 (うち全国入選 1点)  〇親子野鳥ふれあい教室の実施 ・令和4年1月30日 高知市鏡川河畔柳原・みどりの広場・山内神社にて実施 ・参加人数 7組 20人  〇愛鳥週間ポスター展 日時:令和3年5月10日～5月16日 場所:本庁舎1階北(正庁ホール前)	〇親子野鳥ふれあい教室やポスター原画展などを通して野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護及び野鳥思想の普及啓発をすすめることができた。 〇野鳥の保護及び野鳥思想のさらなる普及。	〇愛鳥ポスター原画コンクールの開催 〇親子野鳥ふれあい教室の実施 〇愛鳥週間ポスター展の開催
林業環境政策課	31	山の学習支援事業	「木の文化」を身に付け、活動できる人材を養成するとともに、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子ども達に「木の文化」が身に付く学習支援を行う。	事業を活用する市町村(学校)の固定化	〇5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 〇山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。	〇年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 〇山の学習総合支援事業を継続し、実施校の増加につなげる。	〇森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する	〇年間を通した森林環境教育を実施64校、5,386人 〇小中学校、教育委員会90件程度に掘り起こしを行った	〇目標の目安となる60校、5,200人の児童という数値に対して近い実績値で事業を行っている。 〇掘り起こしの結果を事業の実施につなげる必要がある。	〇森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する。
林業環境政策課	32	森林公園等管理運営費(雨喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業)	親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。	平成27年度より、雨喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容に森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから継続実施	〇児童生徒が参加するイベントの回数 雨喜ヶ峰森林公園 5年間で150回 情報交流館 5年間で500回	〇児童生徒が参加するイベントの回数 雨喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回	〇雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 〇森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 101回	〇雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 56回 〇森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 101回	〇雨喜ヶ峰森林公園については目標の30回以上の実績値で事業を行っている。 〇森林研修センター情報交流館では目標の100回に近い実績値で事業を行っている。	〇雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習
木材産業振興課	33	木の香るまちづくり推進事業(木育推進事業)	市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。	取り組み市町村の増加に向けた制度の周知が必要	多くの市町村で取り組むことで、保護者と乳幼児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむ機会をつくる	事業実施市町村の拡大	・補助事業の交付決定 ・補助事業の実施 ・木育の周知 ・補助事業要望調査の実施 ・補助金交付要綱の改正	5市町202名への木製玩具の配布を支援	〇これまでに引き続きの周知・活用が進んでいる。 〇事業を継続して行い、これまで活用できなかった市町村を含めて周知を徹底していく。	〇補助事業の交付決定 〇補助事業の実施 〇木育の周知 〇補助事業要望調査の実施 〇補助金交付要綱の改正
自然共生課	34	環境活動支援センター事業 ※再掲(6番)	子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を絵日記することで、環境意識を育むことを目的とした環境絵日記コンテストを実施する。また、体験型の環境イベントを開催して子どもたちが環境について見て、触れて、遊んで、学べる機会を提供する。	〇環境絵日記の応募作品の普及啓発活動への活用。 〇環境絵日記については、子どもたちの参加意欲を促すため全作品をデジタル化してウェブ公開しているが、費用を要するため、応募数が増えすぎると予算面での対応が難しくなる。	〇環境絵日記コンテストの応募作品数は現状レベル(3,500～4,000点)を維持。	〇空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消	〇環境絵日記コンテストの開催 〇環境イベントの開催(1回/年)	〇環境絵日記コンテストの開催 募集期間6/15～9/7 応募総数4,268作品(参加校84校) 〇環境イベントの開催 関連イベントとして2/11～3/19の期間にオンライン配信や活動紹介展示、観察会等環境学習会を開催	〇環境絵日記コンテストについては、過去最多の応募作品数となった。 〇環境イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来のような形式での開催が難しくなっているが、小規模分散形式に切り替えて実施した。 〇今後も、学びの機会を失わないようにするため、状況を見ながら柔軟に対応していく。	〇環境絵日記コンテストの開催 〇環境イベントの開催(1回/年)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
自然共生課	35	牧野植物園管理運営費(教育普及事業)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進	○植物教室 押花教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」を実施した ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した学習プログラムを実施した ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 R2 16,298人→ R3 18,981人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○植物教室 ふむふむ子ども教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進
自然共生課	36	県立こどもの森管理運営費	自然の中での野外活動を通じ、子どもたちの心身の育成を図ることを目的に設置された月見山こどもの森の施設管理運営を行う。	第三期計画の五年目にあたるH29年度に目標数値であった、年間利用者数23,000人を上回ることができた。第四期については、5か年通じての目標数の達成を目指す。	○目標年間利用者数23,000人	小学校の遠足等の受け入れ数を増やしていきけるよう、また一般の来園者についても県内から広く来ていただけるよう広報活動に取組む。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、 ・木エクラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・木エクラフト等 ・ネイチャーゲーム ・写真展 ○森と海の学校 ・木工教室 ・木エクラフト体験 ○出前教室 ・木の実クラフト等 ・ペーパークラフト ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木エクラフト体験等	○森林環境教育・体験学習 6回 ・アスレチック ・木の実クラフト ・自然観察 ○森の学校 12回 ・木工教室 ・クリスマスオーナメントづくり・企画展(間伐材で作った動物達)・木工工作 ・写真展 ○森と海の学校 2回 ・竹とんぼ教室 6月1日 ・親子木工教室 7月28日 ○出前教室 5回 ・木の実クラフト ・ペーパークラフト ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木エクラフト体験等	○クリスマスリースづくりや夏休みの宿題応援企画など児童に来園してもらえらる自主事業を行い、目標年間利用者数23,000人を越える31,889人に来園いただいた。 ○学校、保育所などの遠足等の受け入れ回数が近年減少しているため、一層の広報活動が必要である。 ○SDGs、温暖化対策を取り入れた学習に展開するなど、変化するニーズを想定した活動が必要である。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、 ・木エクラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・木エクラフト等 ・ネイチャーゲーム ・写真展 ○森と海の学校 ・木工教室 ・木エクラフト体験 ○出前教室 ・木の実クラフト等 ・竹とんぼ、竹笛作り等 ○他団体との連携 ・木の実クラフト、木エクラフト体験等
防災砂防課	37	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施していく。	8/25 拳ノ川・伊与喜小学校(合同開催) 10/16 山奈小学校	1/21 拳ノ川・伊与喜小学校(合同開催) 10/23 山奈小学校	・近年も、台風や多発する豪雨による土砂災害が県下で発生しており、子どもたちの土砂災害に対する学習の場として引き続き開催し、地域防災力の向上にも資する取り組みとして進めていく。	6/19 稲生小学校 7/7 長沢小学校
港湾・海岸課	38	こども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、こども防災キャンプを実施していく。	8/25 黒潮町立拳ノ川・伊与喜小学校(合同) 10/16 宿毛市立山奈小学校	10/23 宿毛市立山奈小学校	・内陸部の小学校での開催であったためか、津波対策等の情報があまり知られていない状況であった。 ・今後も早い段階から災害に関する知識や身の守り方を身につけてもらえるよう、小学生(親子)を対象に津波防災学習の取り組みを続けていく。	6/19 南国市立稲生小学校 7/7 いの町立長沢小学校
小中学校課	39	教育文化祭	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進め、外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援	○教育文化祭行事の実施 小中学生科学発表会10/30 高校理科発表会10/24 吹奏楽コンクール7/31 児童生徒発明くふう展11/11 高円宮杯全国中学校弁論大会11/13 全国小中作文コンクール11/17 紙上書道高知展10/22 美術教育総合展2/9 読書感想文コンクール11月 読書感想画コンクール1月 小砂丘賞12月 こども県展3/1 高校定時制通信制生徒生活体験発表会10/8	○発表会・コンクールなどに取り組むことが児童生徒の意欲向上に繋がっている。コロナ禍により、参加者数は減少したものの、行事の内容は充実してきている。全国大会に繋がるコンクール等においても高い評価を受けている。 ○少子化によって、行事内容がレベルダウンすることのないよう支援を続けていくことが求められる。また、長期化するコロナ禍のもとで、児童生徒や教職員のモチベーションをいかに持続させていくかが課題である。	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援	
高等学校課	40	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリパラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。	○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。				

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	41	環境学習推進事業 ※再掲(1番)	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ◇各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。	○指導者養成研修の実施(委託) ※H30年度事業終了 ◇各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 (実施予定校) 仁淀川町(2校)・須崎市(1校)・香美市(1校) 大川村(2校)・橋原町(1校)・津野町(4校) 四万十町(1校) ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体  ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を100名以上育成する。 (令和3~7年の5年間)  ◇子ども地域学習推進事業 ・事業廃止 ・これまでの活動は委託先のホームページにて紹介	○自然体験型学習事業 ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず予定していた実施数までは至らない状況であった。  ○森林活用指導者育成事業 ・12名の募集に対し、早々に参加申込みが募った。 ・受講者:12名 ・全研修受講者:5名 ・主な参加者 地域おこし協力隊 県青少年センター 地域学校協働本部 高知大学 等 ・受講者が、各地域で活動できるように各町村へ受講者の情報提供を行ったり、活躍の場を広げているきっかけ作りに努めた。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体  ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3~7年の5年間) ・令和3年度:5名の修了者	
生涯学習課	42	青少年教育施設振興事業 ※再掲(20番)	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。 また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。  県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。  ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○利用者のニーズを踏まえた魅力的な主催事業の実施 青少年センター 11事業 幅多青少年の家 8事業  ○中1学級づくり合宿事業の実施 青少年センター 11校うち4校は学校への出張指導 幅多青少年の家 12校  ○不登校対策事業の実施 青少年センター 4回 (延9人参加) 幅多青少年の家 5回 (延37人参加)  ○広報活動の実施 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・SNSでの事業紹介	○主催事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、宿泊から日帰りするなど、内容を見直しながら実施することができた。  ○中1学級づくり合宿事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、活動内容を学校と調整しながら、事業を実施することができた。  ○不登校対策事業の実施 新型コロナウイルス感染症の影響により中止した回もあったが、実施した回では参加者が主体的に活動する様子が見られた。  ○広報活動の実施 チラシ等の発送、校長会での事業説明、SNS(フェイスブック、インスタグラム)を活用した情報発信など、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。  ○中1学級づくり合宿事業の実施 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。  ○不登校対策事業の実施 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。  ○広報活動の実施 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	
広報広聴課	43	県庁見学	県民に県庁の仕事を目撃していただくために実施する。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学を通して、子どもたちが県庁や県政に関心を持つようになる。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の受け入れ(随時)
林業環境政策課	44	山の学習支援事業 (山の一日先生派遣事業)	人と木の共生を基本理念とする「木の文化構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めて「こうち山の日」(11月11日)を中心に行われる県民活動を支援する。	実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要	○5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	年間100回以上の派遣を実施する ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する	○年間100回以上の派遣という目標に対し、近い実績値で事業を行っていき、○掘り起こしの結果を事業の実施につなげる必要がある。	○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する。	
林業環境政策課	45	木育指導員活動支援事業	木育を推進することにより、木に対する親しみや関心を持ってもらうため、幼児等に対して行う木育の活動を支援する。	県内の木育指導員は、任意団体が認定した指導員(木育インストラクター)が行っているが、積極的に活動の場を掘り起こして活動している木育指導員が少ないため、新たな指導員の育成とともに、保育園や幼稚園での活躍の場を広く掘り起こし確保が必要	○新たな木育指導員の育成につながる養成講座等の実施と、養成した指導員の木育指導活動の定着のため、活動の場の確保 ○木育指導員を派遣する回数 50回 ○地域のキーマンとなる木育指導員の育成 5名	○当事業の実施により、木育指導員の活動や養成講座等の実施を支援するとともに、木育指導員養成や活動に向けた課題や解決に向けた手段を共有することにより、活動の増加につなげていく。 ○木育指導員を派遣する回数 50回	○木育指導員(木育インストラクター)の活動を支援する団体等を対象に支援する。  ○事業実施者2団体が16件の事業を実施(参加人数527人)。 ○各団体が、木工体験・ワークショップ等の木育活動と共に木育指導員の養成講習・講座を実施(計3回)。	○各団体の事業が、養成した指導員の木育指導活動の定着につながる要素がある(幼稚園の先生への指導等)。 ○コロナの影響もあったが、補助事業者自体の木育指導員養成の実績がない。	○木育指導員(木育インストラクター)の活動を支援する団体等を対象に支援する。 ○木育指導員養成のための入門講座等の導入。	
木材産業振興課	46	木の香るまちづくり推進事業 (学校関連環境整備)	県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などへの木製品の導入を支援する。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等を拡大するため事業周知	○より多くの学校等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えている。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等の拡大	・補助事業の交付決定 ・補助事業の実施 ・来年度に向けた事業周知(HPでの過去事例紹介等) ・補助事業要望調査の実施 ・補助金交付要綱の改正	15団体32施設への補助を実施	○小中学校や幼稚園の机や椅子、木製の玩具やロッカーなど、様々な場面で子どもが木に触れ合う機会の創出がなされ、木育の推進がされている。 ○これまで利用のなかった事業体・施設を含めて事業の周知を行っている。	○補助事業の交付決定 ○補助事業の実施 ○次年度に向けた事業周知(HPでの過去事例紹介等) ○補助事業要望調査の実施 ○補助金交付要綱の改正
自然共生課	47	環境活動支援センター事業 ※再掲(6番)	地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○事業活動等に際してどのような環境配慮がなされているか、子どもたちの理解が進んでいる。	○学校側が参加しやすい時期(8月)に実施する方向で調整	○学校のニーズに応じた環境学習講師の派遣	○ニーズに応じた環境学習を実施した。	○ニーズに応じた環境学習を実施した。 ○コロナ禍により、企業の施設見学等は実施出来ていないが、講師派遣により環境学習の機会を提供し、子どもたちの理解を深めていく。	○学校のニーズに応じた環境学習講師の派遣

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
自然共生課	48	牧野植物園管理運営費(教育普及事業) ※再掲(35番)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの実施をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 押花教室、植物画教室、ふれあい植物観察会、五感で楽しむ子ども自然体験教室等  ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」「植物スタンプラリー」  ○学習プログラム ふむふむ広場を活用した植物園の学校利用の促進	○植物教室 押花教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室等を実施した。 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」を実施した。 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した学習プログラムを実施した。	○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 R2 16,298人 → R3 18,981人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○植物教室 ふむふむ子ども教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗ろう」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進
障害保健支援課	49	障害者委託訓練事業(特別支援学校早期訓練コース)	特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。	障害者のニーズに応じて、受入先企業の職種拡大等が必要である。	終了・廃止。	終了・廃止。	・4コース(4人) 【課題への対処】 ・特別支援学校に対する事前調査を実施し、一般就労が可能な学生の人数・希望職種等を把握する。 ・一般就労が可能な学生の10月時点の内定状況等(見込み)について追加調査を行い、内定していない学生に対する就労訓練のあっせん等を速やかに実施する。	実績なし。	案内は行ったが、対象となる者がいなかった。	終了・廃止。
歴史文化財課	50	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業) ※再掲(14番)	県有施設における中高生の職場体験の受入を行う。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○中高生の職場体験の受入を行う。	○職場体験の受入	○ワクワクワーク(子ども歴史教室)2回開催 19名参加 ○派遣授業 8箇所(オーテピア含) ○学校教育活動支援事業 1校 ○職場体験 大学(博物館実習):2校	○コロナにより中止や募集しても人が集まらないものがあった ○体験活動など子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、学ぶこと、働くことを通して社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成につながるよう、引き続き取組を実施していく。	○職場体験の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援 ○職場体験の受入
文化国際課	51	まんが甲子園開催事業	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等) ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。  ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等)  ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第30回大会の開催 ・第30回記念大会として開催 ・記念大会としての取組 →本選出場校数40校(通常33校) →第30回大会記念誌の制作(Web公開) ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信(延べ7名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園ごっこ」を開催。 <まんが甲子園募集実績> 応募数:178校 (日本:169、韓国:3、シンガポール:3、台湾:3) <まんが甲子園生配信視聴実績> 視聴者数:37,998人 コメント数:9,105件	○新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで本選出場校(40校)を繋いで本選競技を実施。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。4社6編集部が参加し、2校4名(延べ7名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園ごっこ」を開催。 <まんが甲子園募集実績> 応募数:178校 (日本:169、韓国:3、シンガポール:3、台湾:3) <まんが甲子園生配信視聴実績> 視聴者数:37,998人 コメント数:9,105件	【評価】 ○初めてのオンラインでの競技となったが、現地開催との差異を確認しながら競技内容を練り、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○国外からの応募校数の増加を図るための大会の全国的認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○新型コロナウイルス感染症の拡大状況による、開催内容の柔軟な見直しが必要。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大
文化国際課	52	「まんが教室」開催事業 ※再掲(27番)	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。 ○新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した実施と感染予防の徹底。	○15回開催287名受講 (6/14、6/30、7/1、7/10、7/21、8/4、9/16、9/24、9/28、9/29、10/18、11/5、11/11、11/17、11/26)	【評価】 ○鏡地区をはじめ、県内各地でこれまで開催したことのない学校から開催希望があり、 ○開催校及び受講生徒から好評を得ている 【課題】 ○開催を希望する学校が増加傾向にあり、回数増(予算増)のため、講師の確保・調整が必要になる	○県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。(広報の強化) ○新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した実施と感染予防の徹底。
文化国際課	53	「まんが塾」開催事業 ※再掲(28番)	県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。	○県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ○まんがを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報	○まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ○まんが甲子園参加者のすそ野拡大	○HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼	○高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施。 ○募集人員25名(5月中募集) ○令和3年6月～令和4年3月で全6回の講座を実施(クラス分けなし)。 ○令和4年3月にプロの漫画家による講評を行う。	○参加者は7名(募集人員25名) ○全3回の講座を実施(会場:高知まんがBASE) ○最終的に作品を提出した1名について、令和4年3月5日(土)に全国漫画家大会議(イベント)にてプロの漫画家4名+講師、アドバイザーによる講評を実施	【評価】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者の確保が難しく、また、講座の中止があり、受講者のモチベーションの維持が難しかった。 ○7名中1名が最終作品を提出。プロによる講評と具体的なアドバイスを受けることができ、「まんが」による人材育成につながった。 【課題】 ○新型コロナウイルス感染症拡大状況をふまえた受講者の確保や講座が中止となった場合のフォロー(WEB活用等)	○高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 ○募集人員25名(5月中募集) ○令和4年6月～令和5年3月で全5回の講座を実施 ○令和4年3月にプロの漫画家による講評を行う
私学・大学支援課	54	私立学校教育力強化教育推進事業	私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。	○各学校がそれぞれの特色に応じた方法により、生徒の伝統文化に親しむ活動や、スポーツ活動、また職業体験への取組などを実施している。	○各学校において、特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実等に取り組まれている。(全ての学校における事業の活用)	○県、国における事業の継続	○私立学校教育改革推進費補助金等 ・外国人教員による指導 ・学力推移調査 ・スクールカウンセラー雇用 ・伝統文化(華道・茶道等)に関する指導 ・部活(スポーツ)指導員の雇用 ・自然体験・職業体験他	○各学校において特色ある教育の推進に係る様々な取組が行われた。	○各学校において特色ある教育の推進に係る様々な取組が行われた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
私学・大学支援課	55	職場体験活動・インターンシップ等の推進	県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動インターンシップや職場見学の受入れが可能な事務所に係る情報提供を行う。	○一方的な情報提供となっており、活用状況が不明	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○県が提供を受けた情報について、メール等により各学校へ適宜情報提供を行った。	○職業体験やインターンシップを通じて、就職・職業に関する現状や自己の適性に関する理解を深めている。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施
スポーツ課	56	タレント発掘四国ブロック展開事業 (R2廃止)	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築して、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○両競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要のため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担う部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生へ輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。				
公園下水道課	57	県立のいち動物公園管理運営事業(教育普及活動)	飼育職員や獣医職員が学校に出向いての講義・講習や、中学・高校生への職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。	職場体験の依頼数増加や日程の重複により、受入人数や受入校の調整をしている。出前授業では、職員の講義のスキルアップや業務との調整が課題。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用し、自然に触れる機会もつくり、子ども達の動物(生物)への関心を高める。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、第3者委員会などで、提言をいただきながら自然観察会等を実施予定。 また、友の会でも飼育体験や自然観察会を毎年開催して、動物(生物)に親しみ、関心を高める機会をつくる。	ふれあい教室、レクチャーの受入れ 友の会の開催(スケッチ教室、動物ワークショップなど) サマースクールの開催 夏休み特別教室の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 出前授業の実施	ふれあい教室はコロナの為中止となる ビーバーなどのレクチャーを実施 参加者900名 サマースクールはコロナのため中止 夏休み教室 参加者17名 探鳥会 参加者38名 アサギマダラ観察会 参加者36名 タカの渡り観察会 参加者26名 どんぐり感謝祭 コロナ対策を行いながらクイズラリー、苗木の配布などを開催する 出前授業の実施 5件 176名	コロナによる影響で受付していても実施できなかったイベントやレクチャーがある。今後の感染状況次第でイベントなどの縮小や感染対策が課題になってくる。また、野外観察会など	ふれあい教室、レクチャーの受入れ ビーバーなどのレクチャー実施 友の会の開催(スケッチ教室、動物ワークショップなど) サマースクールの開催 夏休み特別教室の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 出前授業の実施
小中学校課	58	キャリア教育強化プラン	新学習指導要領において、キャリア教育の要として位置付けられた特別活動を中心として、小・中・高等学校を通じて育成を目指す社会的職業的自立に向けた資質・能力の一層の育成に向け、小・中・高等学校教員のキャリア教育指導力向上を進めるとともに、各地域の特色を生かしたキャリア教育の充実を支援し、児童生徒のキャリア発達を促す。	○校内研修の実施率は高い傾向にある一方、キャリア教育の視点に基づいた授業の取組やキャリアパスポート(キャリアシート)の効果的な活用が不十分である。 【令和2年度 キャリア教育に関する実績】 ・校内研修の実施 小学校:94.2% 中学校:96.3% ・「キャリアパスポート(キャリアシート)」の活用 小学校・中学校・高等学校:100% ○小・中・高等学校のつながりを意識しキャリア教育に取り組んでいる地域が少ない。 ○将来の夢や希望を持っている児童生徒が減少傾向にある。	○各校で実践されている教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、校内の指導・組織体制をより実効的なものにする。 ・キャリア教育に係る校内研修の実施:小中学校とも100% ○全小・中・高等学校でキャリアパスポートが蓄積され、それぞれの進路先へ確実に引き継がれ、効果的に活用されている。	○新学習指導要領に沿ったキャリア教育の全体計画及び、年間指導計画に基づく実践や校内組織運営が推進される。 ○児童生徒それぞれの個性を生かした夢や志が醸成され、学校での生活や学習・進路選択に目的意識をもって取り組むことができるようになる。	○キャリアパスポート活用推進中高連絡協議会の実施 ○キャリア教育副読本「みらいスイッチ」の学習支援プラットフォームへの掲載	○キャリアパスポート活用推進中学校連絡協議会の実施、キャリアパスポートの効果的な活用や引き継ぎの好事例を共有(10月) ○キャリアパスポートの適切な引き継ぎ、効果的な活用について、各市町村・県立学校へ通知(12月)	○中高教員を対象とした連絡協議会において、キャリアパスポートの活用の好事例や利活用の工夫について共有したことで、全ての学校種でキャリアパスポートの作成・活用が行われるようになった。 ●キャリアパスポートの趣旨を踏まえた効果的な活用については、学校間に差がある。 ●キャリアパスポートの校種間における引き継ぎが徹底していない。	○キャリアパスポート活用推進中高連絡協議会の実施 ○小学校キャリア教育地区別協議会(小学校キャリア教育担当)
高等学校課	59	21ハイスクールプラン推進費(R3組替えにより学びの保障・充実のための取組推進事業の内数へ) ※再掲(62番)	各県立高校等における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的に取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となる取組とする。	○生徒が充実した学校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 34校・県立中学校 4校	各校において、年間計画に基づいて実施した。 ・高校 34校 ・県立中学校 4校	成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、自主的・創造的な取組を実施した。 課題:学習意欲の向上や、主体的、対話的で深い学びにつながる活動、探究的な学習へつなげる必要がある。	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 34校・県立中学校 4校
高等学校課	60	キャリアアップ事業(インターンシップ) 一事業の一部を産業教育推進費に組み替えて再編	生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせることにより、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできない知識・技術を習得させる。また、勤労観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を行う力を身に付けさせる。	○各学校において、外部講師を招いたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○希望進路実現に向け、現行の事業を継続的に実施するとともに、就職内定者を対象としたフレッシュアップセミナーなどの外部のセミナーなどを効果的に活用する。	○生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通して生徒のキャリアデザイン力の育成の向上を図る。 ・インターンシップ ・企業、学校見学 ・企業等との共同研究 ・県内企業理解促進	○企業・学校見学の実施 ・18校 1,287人が参加 ○就業体験・インターンシップの実施 ・12校 298人が参加 ○農林業体験インターンシップ ・4校 延べ199人が参加 ●ものづくり総合技術展 見学校・生徒数: 21校 2,128名 作品展示校:11校	成果:新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できなかったものもあったが、生徒の進路選択の参考となるなど一定の効果はみられた。 課題:新型コロナウイルス感染拡大防止対策をして、企業や学校見学の機会を増やす。	○生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通して生徒のキャリアデザイン力の育成の向上を図る。 ・インターンシップ ・企業、学校見学 ・企業等との共同研究 ・県内企業理解促進 ・ものづくり総合技術展
高等学校課	61	キャリアアップ事業(進路に向けた課題解決支援) (※H31組替えにより廃止)	専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階から生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかねばならない教員のスキルの向上を目指す。	○各学校において、外部講師を招いたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。					



子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
特別支援教育課	65	特別支援学校キャリアプロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)	学習指導要領の改定の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	○進路指導主事及び就職アドバイザーを中心に、就労支援等の進路指導が充実してきており、県立知的障害特別支援学校の一般就労率は全国平均を上回っている。(全国平均H27:32.1%、高知県H27:32.9%、H28:49.5%) ○できるだけ早期から進路の方向性を決定し、その進路に即した教育内容・進路に関する指導・支援の充実を図る必要がある。 ○一般企業に障害者雇用について、更に理解を深めてもらうことが必要である。	○教育・福祉・労働等の関係機関、企業との連携体制が充実するとともに就労支援のためのネットワークの構築ができています。 ○特別支援学校のキャリア教育の充実が図られている。 ○各学校で早期からのキャリアガイダンスが開催され、卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるための取組が個別に計画されている。 ○就職を希望している生徒の就職支援の強化を行い、進路保障の充実ができています。 ○一般就労を希望する高等部生徒の就職率100% ○職場定着率(卒後1年)100%	○特別支援学校の生徒への就労支援として、進路支援推進会議を設置する。 ○キャリア教育アドバイザーの派遣により、作業学習・生活単元学習等の授業改善を行う。 ○小学部段階から卒業後を見通した進路指導を行うとともに、就労支援セミナーや地域相談会への参加を保護者に促す。 ○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。 ○就職アドバイザーを配置し、企業への啓発、職場開拓等就職支援体制の強化を図り、就職を希望している生徒の就労を実現するための取組を進める。	○キャリア教育の視点での授業改善の実施 ・キャリア教育スーパーバイザーの派遣(知的障害特別支援学校3校) ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ・各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や児童生徒へのガイダンスを実施 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用 ○高知県特別支援学校技能検定の実施 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ・雇用促進セミナーの同時開催 ○職場定着支援 ○進路支援推進会議の実施 ・企業との意見交換 ○キャリア教育戦略会議の開催(県立知的障害特別支援学校5校) ○「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業等の拡大	○キャリア教育の視点での授業改善 ・知的特別支援学校2校で実施。 キャリア教育スーパーバイザーの派遣により、専門的な助言による授業改善を行った。 ○就職アドバイザー ・生徒のニーズに対応した進路先の開拓が必要 ○高知県特別支援学校技能検定 ・3部門8科目で定着してきている ○高知県特別支援学校技能検定の実施 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ・企業見学会の同時開催 ○職場定着支援 ○キャリア教育戦略会議 ・企業、支援機関、学校が情報共有を行い、企業の障害者への理解が進んだ。 ○特別支援学校就職サポート隊こうち ・登録企業に対し、現場実習の受け入れや、雇用促進への働きかけが必要。	○キャリア教育の視点での授業改善の実施 ・特別支援学校にキャリア教育スーパーバイザーを派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用。就職を希望している生徒の就職支援体制を強化し、進路保障の充実を図る。 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○高知県特別支援学校技能検定実施 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ・企業見学会の同時開催 ○職場定着支援 ○キャリア教育戦略会議の開催 ○「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業等の拡大 ・現場実習の受け入れ拡大や、雇用促進へつなげる。	
保健体育課	66	トップアスリート夢先生派遣事業 (R1廃止)	スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つようとする気持ちや夢に向かって取り組もうとする意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。	○県内では、トップアスリートに直接触れ合う機会が少ない。 ○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育へのアプローチが弱い。	○県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合う機会を設ける。 (オリパラ全国展開事業とも連携) [目標数値] 小学校 58校(現在132校) 中学校 80校(現在20校) ○県内の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、オリパラ教育が実践されている。	○オリパラ全国展開事業とも連携しながら、県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合ったり、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育の取組を進める。				
スポーツ課	67	私立高等学校運動部活動強化校支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動推進校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。	○29年度より公立高等学校に対して運動部活動強化校支援事業が開始されたが、私立高等学校に対する支援ができていなかったため、30年度から私立学校の運動部活動推進校等を指定することとした。 ○30年度からは、強化指定校の基準に当てはまる私立高等学校が1校だけである。種目は相撲・卓球のみとなっている。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国高等学校総合体育大会入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:4:13)	○優秀な競技実績を有する私立高等学校運動部に対して補助金を交付し、競技力の向上を図る。 支援の内容 ①活動費の補助 ②スポーツ医・科学面からのサポートの実施	○明德義塾高校卓球部(男・女) ・強化合宿(県内) ・県内合宿 ○明德義塾高校相撲部 ・校外施設利用 ・パーソナル指導受講 ○明德義塾高校野球部 ・県外遠征(愛媛、岡山) ○高知高等学校弓道部 ・県内遠征 ○高知中央高等学校ハンドボール部 ・県外遠征(大分)	○明德義塾高校卓球部(男・女) ・全国選抜団体男子3位 女子2位 ・全国高校総体男子3位 女子2位 ○明德義塾高校相撲部 ・高校相撲(金沢) 団体・個人ベスト16 ○明德義塾高校野球部 ・秋季四国大会ベスト4 ○高知高等学校弓道部 ・秋季大会準優勝 ・冬季大会優勝 ○高知中央高等学校ハンドボール部 ・四国ハンドボール選手権大会準優勝	○明德義塾高校卓球部(男・女) ・県外遠征(石川) ○高知中央高校ハンドボール部 ・県外遠征(大分) ○高知中央高校女子バスケットボール部 ・県外遠征(愛知) ○高知中央高校女子硬式野球部 ・県外遠征(神戸) ○高知中央高校男子銃剣道部 ・県外遠征(宮城) ○競技用具購入 ・試合球(卓球男女、バスケットボール、野球、ハンドボール)、木銃	○明德義塾高校卓球部(男・女) ・県外遠征(石川) ○高知中央高校ハンドボール部 ・県外遠征(大分) ○高知中央高校女子バスケットボール部 ・県外遠征(愛知) ○高知中央高校女子硬式野球部 ・県外遠征(神戸) ○高知中央高校男子銃剣道部 ・県外遠征(宮城) ○競技用具購入 ・試合球(卓球男女、バスケットボール、野球、ハンドボール)、木銃
スポーツ課	68	中学生競技力向上対策事業	中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。	○ジュニア期から一貫した育成・強化の指導体制の確立が必要である。 ○将来有望な選手や全国大会で優秀な成績を有する選手への、質の高い指導機会の提供が必要である。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国中学校体育大会の入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:13)	○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付。 ○各競技(専門部)ごとに育成強化を展開。	○県外優秀校の招聘(5競技) ○アドバイザー招聘(4競技) ○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○中1の強化選手を対象とした強化	○チーム招聘なし ○水泳と卓球の2競技でアドバイザーを招聘した。 ○県外での練習会を実施した競技団体が6競技、県内でのみの活動となったのが7競技であった。新型コロナウイルス感染症の影響により、19のうち6競技で、予定されていた県外遠征と練習会が中止になった。 ○ハンドボールとバレーボールがジュニアオリンピックカップ出場。	○コロナの影響によって当初の計画通りに強化練習や県外遠征が進められなかった。 ○コロナ禍でも高知県からできることを模索しながら、安心・安全が確保された強化活動を実施する必要がある。 ○スポーツ科学センターの施設を活用し、練習効率の向上を目指す必要がある。	○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○アドバイザー等招聘 ○優秀チーム招聘 ○指導者研修 ○新1年生に特化した強化(令和5年、全国中学校体育大会が四国ブロックで開催決定のため)
スポーツ課	69	タレント発掘四国ブロック展開事業 ※再掲(56番) (R2廃止)	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○両競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要のため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○R4年度には国体出場、ナショナルタレント候補生を輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。				
スポーツ課	70	高知県スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図る各種の事業を行う。	○児童数の減少に伴い、団員数や団数の減少が見られる。 ○指導者の高齢化、若い指導者の先導的リーダーの不足。	○団数(H29:218団体)、団員数(H29:4,102名)、総合交流大会の実施競技(H29:17競技)、指導者数(H29:962名)が増加している。	○総合交流大会充実を図り、団数や団員数の増加につなげる。 ○指導者研修会などを通じて、積極的に若い指導者の養成を図る。	○総合交流大会の実施(4月～5月) ○指導者養成及び資質向上に向けた活動の推進 ○日独交流	○総合交流大会(4～11月) ・参加者2,835名 ○スタートコーチ養成講習会 ・2回実施 ○高知県スポーツ少年団リーダー研修会 ・3回実施 ○日独スポーツ少年団同時交流事業 ・日本とドイツの子供たちがオンラインで交流(高知県からは高校生2名参加)	○新型コロナウイルス感染症や悪天候の影響で中止や延期の競技もあったが、16競技2,835名の参加があった。 ○リーダー研修、交流の受入事業、剣道交流大会が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 ○対面開催ができないことも想定し、オンライン開催の環境も同時に整える必要がある。	○総合交流大会の実施 ○指導者育成事業 ・スタートコーチ養成講習会 ・指導者研究会 ・四国ブロック指導者研究協議会 ○リーダー育成事業 ○日独スポーツ少年団同時交流事業

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
保健体育課	71	県立学校運動部活動活性化事業 (旧運動部活動強化校支援事業)	本県のスポーツにおける競技力の向上及び運動部活動を地域づくりや学校運営の核とするため、県立学校(高等学校・特別支援学校)に運動部活動活性化推進部及び運動部活動強化推進部を指定し、活動費の支援等を行う。	○全国大会における県立学校の競技力の低迷が続いている。 ○県立高等学校の部員数が減少傾向にある。 ○指導者の資質向上が図られる。 ○全国的レベルの県内選手が県外へ流出している。 ○専門的な指導者が不足している。	○計画的な指導が強化され、全体の競技力向上に繋がる。 ○運動部活動の活性化が図られる。 【目標数値】 ・県立高等学校入賞数の増加 ・四国大会ベスト4の入賞数の増加 ・全国大会ベスト8の入賞数の増加 ・指導者の発掘・育成(スポーツ課・競技団体との連携)	○強化拠点校・強化推進校において、競技力向上の取組が進み、四国大会以上の大会での入賞数を増やす。	【県立学校運動部活動活性化事業】 ○指定2年間の2年目として、事業を実施 ○指定部の希望確認・予算案提出 ○活性化推進部・強化推進部での活動開始 ○指導主事等の視察訪問(予定) ○次年度の推進部選定 ○実績報告書の作成・提出	○支援対象 ・運動部活動活性化推進部:11部 ・強化推進部A:3部 ・強化推進部B:15部 ・実施計画書提出(4月)、決定(6月) ・実施(通年) ○支援内容 ・競技用具の購入や遠征、練習試合に要する経費等	○競技用具等の備品(ハード面)、遠征費等については一定支援ができた。 ○四国大会・全国大会の個人種目の入賞数が増加した。また、全国高校総体においては、2名優勝することができた。 ○競技成績のさらなる向上を図るために、備品(ハード面)についての支援から、競技団体の専門指導者やスポーツ医学の専門家等のレベルの高い専門家等の派遣事業へ移行する。	(R4廃止)	
保健体育課	72	運動部活動サポート事業	①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。	○各部の実情に応じた派遣回数を設定することで、派遣した運動部では質の高い指導実践に繋がっている。 ○運動部活動の指導が可能な外部人材が不足している。特に、中山間地域において、運動部活動支援員の派遣を希望していても、指導可能な人材がいなかったため配置できていない部活動がある。	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化につながっている。 ・派遣部数 中学校:84部 高等学校:63部 特別支援学校:4部	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化を進める。	(R3廃止)				
保健体育課	73	運動部活動指導員派遣事業	①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。	○部活動に係る勤務時間が長く、部活動終了後に校務分掌やクラス運営等の業務を行う教員が多いため、放課後の勤務時間が増大している。 ○これまで、派遣していた運動部活動支援員は、単独での指導や引率ができないため、顧問と連携・協力しながら技術的な指導にあたっている。 ○専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的向上が図られている。 ・派遣部数 県内全ての公立中学校、高等学校に1名以上配置	○部活動指導員が顧問の業務を負擔することで、教員が生徒と向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されている。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化が図られている。 ○専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的向上が図られている。 ・派遣部数 県内全ての公立中学校、高等学校に1名以上配置	○部活動指導員の配置により、生徒の健康面への配慮とバランスのとれた生活の確保に努めるとともに、教員のワークライフバランスの改善を進める。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化を進める。 ○部活動指導員の県内全ての公立中学校、高等学校への配置を進める。	○要項・要領の作成及び周知 ○市町村立中学校に対しては、県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間2回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○中間報告の提出(県立中学校においては、毎月の活動実績報告を提出) ○実績報告書の作成・提出(学校)	○市町村立中学校 配置人数:42 申請数:7市5町 任用:4~3月 ○県立中学校 配置人数:9 任用:5~2月 配置に係る研修(6、7月) ○県立高等学校 配置人数:42 任用:5~3月 配置に係る研修(6、7月) ○指導員の指導力向上のための研修(オンデマンド:11~12月) 講師:中森 徹(県スポーツ科学センター)	○県立学校において、運動部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合は、R2年度と比較して上回っている。 (R3 中学校:34.6% 高等学校:49.3% R2 中学校:37.0% 高等学校:43.2% ※全部活動時間に対する指導員の単独指導時間の割合) ○コロナ禍により、部活動の活動時間等を制限したことによって、計画通り実施できない部があった。 ○運動部活動指導員の単独での指導時間が50%を下回っている部があった。	○要項・要領の作成及び周知 ○市町村立中学校に対しては、県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間2回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○中間報告の提出(市町村立中学校は3カ月に一度、県立中学校においては、毎月の活動実績報告を提出) ○実績報告書の作成・提出(学校)	
スポーツ課	74	高知県バスウェイシステム事業	・県内の優秀な小学生に対しトップアスリートに向けた育成・強化を行う。 ・自分に合った競技を見つけることができる測定会やスポーツ体験会を実施する取組。	○小中学生は地元でできる競技が限定されており、自分の適性に合った競技を見出す機会が少ない。 ○競技人口が一部の競技に偏っており他の競技で活躍できる可能性を持つ選手が埋もれている場合がある。	○全国大会で優秀な成績を収める選手が増加している。 ○マッチングプログラムの参加者が1,420名 ○くろしおキッズ選考会への応募者が180名以上 ○キッズの体力A判定が7割以上 ○キッズ修了生が国際大会へ3名出場	○自分に合ったスポーツに出会う機会が増えている。 ○各競技団体において誰でも挑戦できるシステムが確立されている。 ○国際大会や全国大会で活躍する事業修了生が増えている。	○マッチングプログラムⅠ-1 3回(東部・中部・西部) ○マッチングプログラムⅠ-2 3回(東部・中部・西部) ○育成プログラム ○マッチングプログラムⅡ-1 1回 ○マッチングプログラムⅡ-2 3回(東部・中部・西部) ○育成プログラム ・4・5年生:各18回 ・6年生:18回 ・中学2・3年生:6回 ○特別プログラム 1回(11月末予定)	○マッチングプログラム 合計1,171名 ・Ⅰ 計6回(814名) ・Ⅱ 計4回(357名) ○育成プログラム ・4・5年生 17回(1回中止) ・6年生 17回(1回中止) ・中学生 6回 ○特別プログラム 5年生 ・香川県で交流プログラムの実施(香川・愛媛・高知県が参加) ○高知くろしおキッズ選考会「ちゃれんじ」の申込数:166名 ・合格者 27名(4年22名、5年5名)	○マッチングプログラム ・地域の自治体や学校等と連携したイベントとなっている。 ・参加者の満足度が高い。 ・実施が一部の地域に限定されている。 ・障害のある子ども達の参加が少ない。 ○高知くろしおキッズ ・修了生や在籍者から全国で活躍する人材を輩出している。 ・本事業の認知度が低い。 ・競技転向に繋がる事例が少ない。 ・県内のスポーツ環境に適した競技の選択やプログラムの質の向上が必要	○マッチングプログラム 計18回 ・Ⅰ-1:3回(東部・中部・西部) ・Ⅰ-2:3回(東部・中部・西部) ・Ⅱ-1:2回(中部・西部) ・Ⅱ-2:3回(東部・中部・西部) ・Ⅲ-1:1回(中部) ※バラスポーツイベント ・Ⅲ-2:6回(中山間地域、学校等) ○育成プログラム ・トレーニングプログラム 4回 ・競技プログラム 10回 ・知的プログラム 4回 ・合宿プログラム 1回 ・スペシャルプログラム 1回 ※オンラインを活用した、宿題トレーニングやプログラムの動画配信 ○特別プログラム 1回(10月予定)※5年生のみ ○広報活動の強化 ・高知くろしおキッズのユニフォーム作成 ・SNSの活用 ・各小学校への訪問活動	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	75	読書活動推進事業	「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。	○読書をする子どもの割合は減少の兆しが見られ、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組みPDCAサイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ○読書環境の厳しい地域において読書活動を推進する人材を育成する必要がある。 ○高知県図書館振興計画策定後の計画の周知と実行	○平日の授業時間以外に10分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校：75%以上 中学校：70%以上 ○平日の家や図書館で全く読書をしていない児童生徒の割合 小学校：8.0%以下 中学校：15.0%以下 ○学校における読書ボランティア活用率 小学校：80% 中学校：35%	○子ども読書推進計画の着実な推進 ・市町村訪問等による啓発・依頼 ○読書ボランティア養成講座の実施及びボランティア登録簿の周知・活用 ○高知県図書館振興計画策定後の着実な推進 ・市町村訪問による周知・啓発	○子ども読書活動推進協議会 ・進捗管理を行うとともに、令和3年度に計画が終了する第三次計画に変わる第四次計画を策定する。  ○読書ボランティア養成講座 ・効果的な講座の実施箇所を設定する。 ・対象者の拡大の検討を行う。 ・市町村教委を通じて放課後児童クラブや子ども教室など広く広報を行っていく。  ○市町村図書館等振興協議会の開催 ・進捗管理は2年に1回のため、令和3年度は開催はしない。	○第四次高知県子ども読書活動推進計画策定 (策定委員会) ・第1回委員会：令和3年2月16日 ・第2回委員会：令和3年6月2日 ・第3回委員会：令和3年8月12日 ・第4回委員会：令和3年11月24日  ○読書ボランティア養成講座 ・全体会：令和3年12月5日 参加者(45名) ・地区別講座 (東部) ①10月9日：田野町(8名) ②10月30日：香南市(13名) (中部) ①10月3日：高知市(16名) ②11月6日：津野町(16名) (西部) ①11月13日：宿毛市(11名) ②11月23日：四万十市(7名) ・出張講座(合計：75名) ①10月14日：中村高校西土佐分校 ②12月11日：丸の内高校 ③2月22日：香美市 香北中学校 ④2月22日：南国市  ○市町村図書館等振興事業の開催 ・令和3年11月17日に実施(須崎市)	○第四次高知県子ども読書活動推進計画策定 ・素案作成に時間を要したため策定が次年度となった。 ・第5回委員会：令和4年5月頃予定(策定予定) ・令和4年6月～7月頃  ○読書ボランティア養成講座 ・市町村・地域によって参加者数に差が生じている。 ・参加者のニーズに応えられるように講座の内容を検討する必要がある。  ○市町村図書館等振興協議会の開催 ・個別の市町村に向けた支援が必要である。	○第四次高知県子ども読書活動推進計画策定と、子ども読書活動推進協議会 ・第四次計画を策定するとともに、進捗管理を行う。  ○読書ボランティア養成講座 ・効果的な講座を設定する。 ・対象者の拡大の検討を行う。 ・市町村教委を通じて放課後児童クラブや子ども教室など広く広報を行っていく。  ○市町村図書館等振興事業の開催 ・令和4年4月19日に実施(土佐市)  ○市町村図書館等振興協議会の開催 ・令和4年度は開催年度である。
地域福祉政策課	76	県ボランティアセンター事業	県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。	○市町村社協のボランティアセンター機能の向上 ○ボランティア活動の意義についての啓発(活動側、受け入れ側)	○市町村ボランティアセンターの機能が強化されている ○地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成が進み、ボランティア活動が活発になっている	○市町村ボランティアセンターの体制強化に向けた取組促進 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○地域のボランティアコーディネーション機能の向上	【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施 ③バックヤード拠点機能の検討  【ボランティアセンター】 ①社協と学校、教育委員会が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施 ②福祉教育基礎講座、実践研修の開催 ③ボランティアコーディネーター研修会の開催	【災害ボランティアセンター】 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催：11月25日 ②各種研修会、訓練の実施 ・運営基礎研修：9月27日 57名 ・中核スタッフ研修：12月20日 23名 ・所属長等研修：2月28日 21名 ・市町村社協における研修や運営模擬訓練：9回11市町村(高知市、室戸市、中央東3市(南国市、香美市、香南市)、須崎市、四万十市、仁淀川町、日高村、四万十町、三原村) ・災害ボランティア活動支援本部受援訓練：1月25日 27名 ③バックヤード拠点の使用や協定締結に向けた協議の実施、設置・運営手順書の作成  【ボランティアセンター】 ①ボランティアチャレンジ体験事業の実施：2回開催(土佐町、芸西村)計21名 ②福祉教育基礎講座：9月30日 39名 ・福祉教育実践研修：1月17日 17名 ③ボランティアコーディネーター研修：5月14日 23名	・学生から専門職まで段階に応じた研修や訓練が行われ、ボランティアセンターの設置・運営に関わる人材が育成されている。  【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター等支援のためのバックヤード拠点の効果的な運営体制の検討や県外からの受入体制の強化が必要  【ボランティアセンター】 子どもたちをはじめ、住民が社会や地域の課題を主体的に学び、その解決に向けた行動を促進するため、学校と地域が連携した福祉教育・ボランティア学習プログラムが展開できる体制整備を進めるとともに、地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制と環境の整備が必要	【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施 ③バックヤード拠点機能の検討  【ボランティアセンター】 ①社協と学校が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施 ②福祉教育基礎講座、実践研修の開催 ③ボランティアコーディネーター研修会の開催 ④福祉教育・ボランティア学習の推進
子育て支援課	77	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。  ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。  ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催  ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第2回 5/29 ・第3回 9/5  ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称：ちうち子ども未来フォーラム2021) ・11/23 ちより街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。  ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる事ができた。  ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。  ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子どもの環境づくり推進計画(第五期)策定

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
文化国際課	78	まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんが作品を募集し、予選審査で選抜された学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等)  ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。  ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等)  ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第30回大会の開催 ・第30回記念大会として開催 ・記念大会としての取組 →本選出場校数40校(通常33校) →第30回大会記念誌の制作(Web公開) ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓	○新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで本選出場校(40校)を繋いで本選競技を実施。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。4社6編集部が参加し、2校4名(延べ7名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園ごっこ」を開催。 ＜まんが甲子園募集実績＞ 応募数:178校 (日本:169、韓国:3、シンガポール:3、台湾:3) ＜まんが甲子園生配信視聴実績＞ 視聴者数:37,998人 コメント数:9,105件	【評価】 ○初めてのオンラインでの競技となったが、現地開催との差異を確認しながら競技内容を練り、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○国外からの応募校数の増加を図るための大会の全国的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○新型コロナウイルス感染症の拡大状況による、開催内容の柔軟な見直しが必要。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大
防災砂防課	79	子ども防災キャンプ ※再掲(37番)	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	8/25 拳ノ川・伊与喜小学校(合同開催) 10/16 山奈小学校	1/21 拳ノ川・伊与喜小学校(合同開催) 10/23 山奈小学校	・近年も、台風や多発する豪雨による土砂災害が県下で発生しており、子どもたちの土砂災害に対する学習の場として引き続き開催し、地域防災力の向上にも資する取り組みとして進めていく。	6/19 稲生小学校 7/7 長沢小学校
港湾・海岸課	80	子ども防災キャンプ ※再掲(38番)	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	8/25 黒潮町立拳ノ川・伊与喜小学校(合同) 10/16 宿毛市立山奈小学校	10/23 宿毛市立山奈小学校	・内陸部の小学校での開催であったためか、津波対策等の情報があまり知られていない状況であった。 ・今後も早い段階から災害に関する知識や身の守り方を身につけてもらえるよう、小学生(親子)を対象に津波防災学習の取り組みを続けていく。	6/19 南国市立稲生小学校 7/7 いの町立長沢小学校
学校安全対策課	81	防災教育研修会 (令和4年度より「安全教育研修会」)	震災を体験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法の演習や実践発表等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる防災教育の徹底、学校や教職員の危機管理能力や防災力の向上を図る。	○県内公立学校において、防災の授業及び避難訓練は確実に実施されているが、取組内容に温度差があるため、質の向上を図る必要がある。	○防災教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100%  ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で把握し、必要に応じて指導助言する。	○学校各研修と位置付けた防災教育研修会を3地区4回の予定で毎年開催し、防災教育に携わる教職員の指導力の向上を目指して、研修内容を工夫する。  ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で把握し、必要に応じて指導助言	○学校各研修の防災教育研修会を4地区で開催(震災体験をした教職員による講演、防災教育実践の講義・演習等)【半日集合研修+オンデマンド】  ○防災教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言	○学校各研修の防災教育研修会をオンデマンド研修で実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施方式を変更)  ○研修会への参加(462人)  ○受講後、各学校からの課題提出小中:安全に関する資質・能力を身に付けさせる指導計画、危機管理マニュアル(改善したもの) 高特:安全教育全体計画、危機管理マニュアル(改善したもの) ○アンケートによる1年間の取組状況調査(1/19実施)	○公立学校における防災教育研修会の研修内容の活用率は100%(アンケートによる)。  特に、研修会(オンデマンド研修)の「岩手大学地域防災研究センター客員教授 越野修三氏」動画資料の視聴において、日々の学校防災の在り方、各校でマニュアルの見直しの重要性について深く学ぶ機会となった。各学校の危機管理マニュアル(防災マニュアル)の改善につながることができた。	○安全教育研修会の開催(学校各研修) (方法)Webによるオンデマンド形式で実施(7/20~8/31) (内容)学校安全計画の改善をテーマとした演習、震災体験をされた管理職の講演動画視聴、高知県学校安全総合支援事業のモデル地域(拠点校)の実践報告書の閲覧、文部科学省eラーニングの実施等) ○研修の課題として提出された、各学校の学校安全計画の内容の把握、指導 ○安全教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言
学校安全対策課	82	防災教育指導事業	防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等、防災教育についての環境整備を通して、安全教育プログラムに基づく防災教育の徹底を図る。	○通知や各種研修会を通じて、「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の推進を図る。 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 ・防災教育副読本(小3、中1) ・防災ハンドブック(高1) ○「高知県安全教育プログラム」の改訂	○「高知県安全教育プログラム」※改訂版)に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施100% 小中学校(各学年5時間以上) 高等学校(各学年3時間以上) ・様々な状況を想定した避難訓練の実施100% 各学校(年間3回以上) ○防災教育における教材の活用率の向上	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付  ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発  ○新学習指導要領や第2次学校安全の推進に関する計画等を反映した「高知県安全教育プログラム」の改訂、これに基づく防災教育を推進	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付  ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言  ○「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育参考資料の活用促進	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付(内容の一部を改訂) ・防災教育副読本(小3、中1)3月末配付 ・防災ハンドブック(高1)3月末配付  ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で把握(1/19実施)  ○「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育参考資料の配付及び活用に向けての説明	○「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施:小中学校(各学年5時間以上)、高等学校(各学年3時間以上)、特別支援学校(児童生徒の実態に応じて) 小100%、中100%、高100%、特100% ・様々な状況を想定した避難訓練の実施:各学校(年間3回以上) 小100%、中100%、高100%、特100% ○防災教育における教材の活用:小98%、中95%、高80% ○各学校における防災教育は一定定着してきたものの、取組の質の向上を図るため、教職員一人一人に配付する安全教育参考資料を活用した実践をさらに促進する。	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付  ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言  ○「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育参考資料の活用促進

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
学校安全対策課	83	実践的防災教育推進事業 (令和4年度より「高校生防災学習推進事業」と「学校安全総合支援事業(災害安全)」)	「高知県高校生津波サミット」の取組を通じて、高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。モデル地域を指定し、拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	○「高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。しかし、高校における防災意識や活動に温度差が見られるため、サミットの実施内容を検討するとともに、実践校の拡大や交流を図る工夫が必要である。 ○モデル地域の市町村に対しては、学校安全推進体制を構築するための支援が必要である。	○県立学校等において、防災リーダー組織が構築され、高校生による主体的な防災活動が展開されている。 ○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で地域や学校の防災上の課題に応じた防災教育が展開されている。	○「高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大と交流 ○「高知県高校生津波サミット」の成果を啓発 ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組の成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及	○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/20 ・高知県内フィールド(高知県沿岸部)8/23 ・「世界津波の日」2020高校生サミットin新潟(R3.4.12現在未定) ・「高知県高校生津波サミット」開催 11/14 ○高知県実践的防災教育推進事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会 ・防災教育研究会(県主催)における実践報告	○「高知県高校生津波サミット」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としたが、本年度はオンラインで開催した。学習会については、オンデマンド教材を活用し、各学校で実施した。 ○高知県実践的防災教育推進事業では、今後も、拠点校のみならず、モデル地域全体の防災教育の組織的取組の向上を目指す事業目的が達成できるよう、市町村への支援を行い、取組成果を広く県内に普及する。	○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/19 ・被災地訪問及び「世界津波の日」高校生サミット参加 ・防災士資格取得への支援 ・「高知県高校生津波サミット」開催(11/12) ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告	
学校安全対策課	84	学校防災アドバイザー派遣事業	県内の大学等の有識者を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、各校の避難場所・避難経路等について専門的知見から助言を行うことを通して、学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の改善等、安全管理の強化を図る。	○平成25年度から延べ366校へ、学校防災アドバイザーを派遣しており、避難経路や避難場所についての助言や防災についての講話を通して、学校の安全管理の強化を進めてきた。ただし、学校防災アドバイザーを派遣する学校の固定化も見られるので、津波浸水想定外の学校にも働きかけが必要である。 ○学校防災アドバイザーの派遣に係る報償費の財源の確保。	○学校防災アドバイザーからの専門的知見に基づく指導助言が、派遣校やモデル地域内の学校の安全管理に確実に活用されている。	○学校防災アドバイザーからの指導助言が、派遣校の安全管理に確実に活かされるよう、事後の取組を把握し、適宜指導助言にあたる。また、派遣校だけでなく、モデル地域内の多くの学校に共有・活用できるような派遣の方法を工夫する。	○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(2回予定) ・県立学校等に派遣(26回予定)	○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(2回) ・県立学校に派遣(9回)	○学校防災アドバイザー派遣に係る各校の満足度は高い。本年度は、特に各学校の管理職や学校の安全に関わっている先生方への、専門的な知見から講話や助言を行っていたい大変好評であった。それを契機に、教員研修を実施した学校もあった。また、避難確保計画(土砂、洪水)や学校防災マニュアルの見直しにもつながっている。 ○派遣校は、学校防災アドバイザーの助言を、安全管理に確実に活かすよう、指導していくことが必要である。	○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(1回予定) ・県立学校等に派遣(20回予定)
学校安全対策課	85	防災キャンプ推進事業 (R1廃止)	学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプを、市町村へ委託して実施する。	○防災キャンプを通して、学校・家庭・地域の連携が強まり、子どもたちだけでなく、地域住民の防災意識の向上が期待できる。単発で終わらせることなく、市町村や地域が主体となって継続または発展的な取組を実施し、地域全体の防災力の向上に繋げていくことが必要である。	○市町村や地域が主体的に防災キャンプを実施する。 ○防災キャンプでの避難生活体験を通して、多くの子どもたちが地域防災への関心を高め、地域の安全に貢献していこうとする心を持っている。	○市町村内でモデルとなるような、子どもたちが家族や地域とともに防災について体験し学ぶことのできる防災キャンプを実施する。(事業の継続) ○本事業の防災キャンプの成果を研修会等で紹介したり、当課HPIに掲載したりして、効果的な啓発を行う。				
幼保支援課	86	南海トラフ地震対策研修等事業	園の防災に対する意識の向上に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。	各園の防災マニュアルを充実させ、避難訓練等に活かし、保育所・幼稚園等の防災力の向上につなげることが必要。	園児が、災害発生時に、保育者の指示のもと、適切な避難行動をとることができる。	○園児が適切な避難行動ができるよう、保育者の知識の習得や防災に対する意識の向上を図る。 ○研修において、防災マニュアルの検証・情報交換等の場をもち、防災マニュアルの充実を図る。	○県内3箇所で開催	○研修を1回実施。 R4.2.7オンラインにて開催。申込者数137名。(92施設)※当日入室104アカウント	○新型コロナウイルス感染拡大防止に留意した開催が必要。	○県内3箇所で開催。
生涯学習課	87	新・放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲(19番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会を開催する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室141(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・うち防災対策経費への補助 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4箇所 (うち3施設R4へ繰越) (3) 放課後学びの場充実事業 防災対策経費への補助は3市4箇所 (4) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座(防災学習)の開催 (5) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 うち防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 7~8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR2:98.8%からR3:99.1%と増加している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会などの機会を維持していく必要がある。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 うち、防災対策経費への補助 (4) 学び場人材バンクの活動 (5) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子育て支援課	88	子ども条例推進事業 (子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。 フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第2回 5/29 ・第3回 9/5 ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称:こうち子ども未来フォーラム2021) ・11/23 ちより街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげることができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催
高等学校課	89	21ハイスクールプラン 推進費 ※再掲(62番)	各県立高校等における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的で取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となる取組とする。	○生徒が充実した学校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 34校 ・県立中学校 4校	各校において、年間計画に基づいて実施した。 ・高校 34校 ・県立中学校 4校	成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、自主的・創造的な取組を実施した。 課題:学習意欲の向上や、主体的、対話的で深い学びにつながる活動、探究的な学習へつなげる必要がある。	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 34校 ・県立中学校 4校
【全所属】	90	【全所属事業】	・子どもの地域活動などへの参加事例や活動に関する情報提供							

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)	
子育て支援課 地域福祉政策課	91	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型、特定型、母子保健型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは36か所に設置済み(合計34市町村)R4.4月現在 ※H27年度から事業開始 ○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないように、コーディネーターとなることができる経験のある職員が不足している。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市町村設置 ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援 ○市町村への事業の周知	○中土佐町の子育て世代包括支援センター開設に向けた支援(現地訪問等) ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 ○母子保健コーディネーター等研修 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修 ○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める	○R4年4月に中土佐町の子育て世代包括支援センター(子どもセンター)を含め県内全市町村にセンター設置 ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 R3.8.24 ○母子保健コーディネーター等研修 R3.9.14 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修 R3.11.9 ○利用者支援事業(基本型):1市 ○利用者支援事業(特定型):1市 ○地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用し利用者支援専門員育成事業を実施(1市) →R4年度利用者支援事業実施予定 ○地域子育て支援拠点 24市町村1広域連連合 49カ所設置(1カ所休止)	○新たに母子保健コーディネーターとなった保健師等のスキルアップができた ○継続的に妊産婦を支援するためのアセスメント力向上が課題 ○利用者支援事業(基本型)については、地域子育て支援センター(一般型)の支援員2名プラス1名職員を配置する必要があり、市町村が配置の必要性を感じていない。	○子育て世代包括支援センターを新設した町村への支援(現地訪問等) ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 ○母子保健コーディネーター等研修 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修 ○利用者支援専門員育成事業(県単補助金)の活用促進	
子ども家庭課	92	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人事育成及び資質の向上が必要	乳児家庭全戸訪問事業の周知及び本事業を活用した地域での見守り及び支援体制の構築が図られている。	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。	・乳児家庭全戸訪問事業 補助金を活用して実施:20市町村 母子保健法に基づく訪問等として実施:19町村 ・養育支援訪問事業 補助金を活用して実施:18市町村 母子保健法に基づく訪問等として実施:14町村	○全市町村において事業としての実施又は母子保健法に基づく保健師訪問等として実施がなされており、養育上の支援が必要な家庭に対して市町村がきめ細かな対応ができるよう、引き続き補助金を活用しながら適切な支援を行う必要がある。	○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。	
子ども家庭課	93	子どもの見守り体制推進事業	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取組を推進するため、市町村に対して財政支援を行うよう交付金の活用を働き掛けていく。(支援拠点については令和4年度までに全国展開することとされているもの)	○交付市町村 17市町村 うち子ども家庭総合支援拠点設置市町村 12市町村	○支援拠点の設置市町村は増えつつあるが、未設置の市町村について、設置促進の働き掛けが必要である。	○子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、人材確保等の財政支援を行うとともに、運営等についても助言を行い設置を働き掛けていく。	
子ども家庭課	94	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)に対して補助する	○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空きが不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○里親の新規登録拡充を進める。 ○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める	・子育て短期支援事業 補助金を活用して実施:4市町 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 補助金を活用して実施:5市町	○子育て短期支援事業において、里親への委託実績がないため、里親への委託の取組を促進する必要がある。 ○要保護児童対策地域協議会における連携強化や調整機関の専門性の向上は図られてきているが、複雑化する課題に関して当該事業を活用するなどした充実が必要。	○里親の新規登録の推進により委託が促進されるよう取り組んでいく。 ○地域協議会の連携強化や専門性の向上に向けて、補助事業の活用促進などにより充実を図っていく。	
子育て支援課	95	安心子育て応援事業	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等を取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動するための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	※予算の組み替え(地域子育て支援センター等機能強化事業、子育て講座等実施委託事業)				
子育て支援課	96	地域子育て支援センター等機能強化事業	市町村や団体・企業等が行う子育て支援の取組に対して補助 ・利用者支援専門員育成事業 ・施設整備事業 ・環境整備事業 ・市町村が値域の実情に応じて実施する子育て支援に視する事業 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業 ・臨時託児室の設置事業	○子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターの設置は進んできたが、「相談先がわからない」「情報がキャッチしづらい」などが課題。 ○子育て世代のニーズが高い支援サービス(一時預かり等)の提供は十分でない。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や団体・企業等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるため、市町村に対して事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けた交付金の活用を働きかけていく。	・利用者支援事業(基本型):1市 ・利用者支援事業(特定型):1市 ・利用者支援専門員育成事業活用:1市 ・地域子育て支援拠点 24市町村1広域連連合 49カ所設置(1カ所旧市)	・補助要件が満たされていないため、新たな補助メニューを活用できる市町村がなかった。 ・市町村の実情に応じた補助メニューへの見直しが必要	・地域子育て支援拠点の機能強化(妊娠期からの利用を促進する取り組みへの支援など)	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)
子育て支援課	97	子育て講座等実施委託事業	子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	〇〇～2歳のうち未就園児は約4割であり、このような子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成が必要 〇子育て家庭の負担感を軽減するため、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て講座や交流の場の拡充が必要 〇子育てに役立つ情報を届けるためには、地域毎の子育て支援サービスやイベント等のコミュニティ情報をきめ細かく収集し、タイムリーに発信することが必要	〇地域における子育て支援活動の担い手の増加 〇住民主体の子育て支援サービスの充実	〇子育てサークル等の地域資源を活用し、地域における子育て支援者を確保・育成する	〇地域人材の育成 市町村と協働して研修会やネットワーク形成のための情報交換会を実施 〇子育て講座や交流の場の提供 子育て家庭のニーズに応じた子育て講座等の開催 〇子育て支援活動の情報発信 子育てに関する情報を一元化して情報発信する	・子育て講座等実施:8団体39講座実施(665人参加) ・子育て交流会開催:2回 12/3:29団体44人参加 2/25:18団体27人参加(オンライン参加) ・「つむサボ」インスタグラムで情報発信:投稿数57 ・民間子育て支援サイトに紹介記事掲載:36記事 ・こうちプレマnetで交流会の動画を掲載 ・広報誌の発行:約300箇所配布(市町村、地域子育て支援センター、子育てサークル、子ども食堂、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会等)	・子育て交流会の開催により、子育て支援関係団体が情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げるきっかけとなった。 ・委託先と子育てサークル等との関係づくりに時間を要し、子育て支援のネットワーク化までは至っていない。	〇子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・交流会又は情報交換会の実施(2回) ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援(3地域) 〇子育て講座や交流の場の提供(29回程度(5団体以上)) 〇子育て支援活動の情報発信 ・インスタグラム等でタイムリーに発信(年50以上) ・子育て支援団体等の紹介記事掲載(インスタ・ウェブサイト等)10団体程度 子育て支援に関する広報誌の作成(1回)
子育て支援課	98	子育て支援員等研修事業	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	〇研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用する仕組みがなく、養成した人材が現場へつながらなくなっている。	〇研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用され、継続的な支援体制が構築される。	〇研修修了者が地域子育て支援拠点や市町村とつながることができる仕組みを構築する。	〇研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業:40人受講 40人認定 ・子育て支援員現任者研修 地域子育て支援拠点事業:57人受講 利用者支援事業:1人受講 オンライン研修 〇研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要	〇研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 利用者支援専門員研修(オンライン研修) 〇研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	
子育て支援課	99	出会い・結婚・子育て応援コーナー(子育て相談)	専門職員を配置し、妊娠期から子育て期までの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化に向けた支援を実施	高知家の出会い結婚子育て応援コーナーに専門相談員(助産師)を2名配置 (非常勤職員1名アドバイザー1名)  H29年度実績 電話相談:22件 出張相談:181件	総合的な相談受付窓口での相談件数(結婚相談除く)400件 (第3期Ver3日本一の健康長寿県構想H37年度末の姿から抜粋)	〇子育て支援センター及び子育てサークルへの相談窓口の周知及び活用の促進  〇Facebook等による子育てに関する情報発信	通年 〇出前相談 地域子育て支援センターや子育てサークルなどの取組の場面向き、妊婦や子育て家庭へのアドバイスや支援を実施 〇電話相談 電話で妊娠・出産・子育てに関する相談に対応 〇地域子育て支援センター等における子育て支援体制強化に向けた取組支援	・出前相談:17件 ・電話相談:57件	・令和3年度から専用電話がなくなったため、電話相談は減少 ・コロナウイルス感染拡大のため、地域子育て支援センターへの訪問ができない時期があった	R4事業廃止
幼保支援課	100	多機能型保育支援事業	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	〇多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。	〇多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標)  〇保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	〇地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。  〇多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	〇保育所等の個別訪問や、子育て支援イベント等を通じた周知により、か所数の拡大を図る	〇多機能型保育事業の実施17箇所	〇事業の必要性の理解はあるものの、施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業がしづらな状況が続いている。	〇保育所等の個別訪問や子育て支援イベント、保育所等が行う子育て支援情報のホームページによる発信などを通じて周知し、個所数の拡大を図る。
子育て支援課	101	「こうちプレマnet」運営委託事業	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	〇インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきている。 〇子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 〇インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	〇子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	〇H30年度サイトデザイン等修正 〇随時サイトや相談機能の周知	〇4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 〇サイトの周知(通年) 〇「こうちプレマnet」の情報検索機能の強化を図るため、システムの改修を実施 〇こうちプレマnetのポスターやチラシを作成し、関係機関を通じて広報を実施	〇4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 〇アクセス数 93,666件 〇プレママ相談件数 195件	〇情報検索機能の強化し、アクセス件数は増加しているが、子育ての視点を中心としたメニューとなっており、妊娠期からのサービスなど母子保健の掲載情報が少ないことから、情報の充実が必要。	〇4月 サイト運用保守、相談業務委託契約、リニューアル業務委託契約 〇サイトの周知 〇こうちプレマnetの妊娠期からのサービスなど母子保健情報の充実等を図るため、サイトのリニューアルを実施 〇こうちプレマnetのポスターやチラシを作成し、関係機関を通じて広報を実施
幼保支援課	102	園内研修支援事業	子ども一人一人に生きる力の基礎を育む保育・教育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、保育・教育の質の向上を図る。	〇研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取り組むことのできる研修体制を作ることが必要である。  〇計画的・組織的な研修体制の確立のため、ブロック別園内研修支援を2カ年で実施できるよう働きかけているが、継続した取組につながりにくい地域や園もある。ニーズに応じた支援を続け、研修への認識を高めていく必要がある。	〇保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づく教育・保育についての理解が深まるとともに、自主的、計画的な園内研修が実施されている。  〇研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を超えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。	・園内研修・ブロック別研修支援の実施回数:年間200回以上 ・実施後のアンケート調査で「今後も引き続き園内研修を実施する」と回答した園の割合:100%  ・ブロック別研修実施園の公開保育の参加者アンケート調査で「参考になった」と回答した割合:80%以上	〇引き続き、園内研修支援に取り組むとともに、改訂された保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づき「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を改訂する	〇ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合:73.7%	〇ガイドライン等を活用し、園内における保育の振り返りや職員間の話し合い等、アドバイザーなどの園への訪問支援等で、保育の見直し・改善を行った園が増加した。 〇保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。	〇園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知及び実施 〇教育センターとの連携支援 〇幼保支援アドバイザー等の派遣

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)
幼保支援課	103	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業を除く)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。  ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。  ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援担当者の位置付け70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。	○引き続き、親育ち支援アドバイザー等の派遣による園内研修支援に取り組むとともに、地域別交流会や地域別リーダー研修会などを通じて、親育ち支援研修計画の作成を働きかける	○親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合:56.1%(162園)	○全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座
生涯学習課	104	家庭教育支援基盤形成事業	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対等などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。  ○実施市町村数:16市町村以上  ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をとおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。  ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2021の開催	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村(新型コロナウイルス感染症防止のため1町がとりやめ) ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座開催 参加者数:15名 満足度:87% 派遣箇所数:8箇所 派遣者数:8名  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園数:355 取組人数:43,737名 認定者数:17,466名 認定率:39.9% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し データ:1 着ぐるみ:4 パペット:1 啓発教材:1  ○高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム2021開催 ・オンライン・オンデマンドにて開催 1月30日(日)オンライン 30名 2月8日~14日 アクセス数193回	●家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数が新型コロナウイルス感染症防止のため中止が相次ぎ、同じく新型コロナウイルス感染症の影響があった昨年度並みの派遣数であった。  ○生活リズムチェックカードの取組人数学校園数等は増加したが、認定率は減少した。 取組箇所 R2:313箇所→R3:355箇所 取組人数 R2:40,132名→R3:43,737名 認定率 R2:43.7%→R3:39.9%  ●コロナ禍においても全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2022の開催
子ども家庭課	105	高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業)	児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。	○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化しているとともに減少傾向にある。	○児童厚生施設(児童館・児童センター)が、子どもたちの安心・安全な居場所となっている。	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診	○補助金による支援(5市町村5団体) 室戸市、安芸市、佐川町、日高村、黒潮町 ※r3.4.1交付決定済	○補助金の活用(5市町村5団体) 室戸市、安芸市、佐川町、日高村、黒潮町	コロナ禍の影響により、当初予定していた事業を開催できない地域があった。	○補助金による支援(5市町村5団体) 室戸市、安芸市、佐川町、日高村、黒潮町 ※R4.4.1交付決定済
子育て支援課 地域福祉政策課	106	地域子ども・子育て支援事業(重層的支援体制整備事業 ※再掲(91番))	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型、特定型、母子保健型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは36か所に設置済み(合計34市町村)R4.4月現在 ※H27年度から事業開始 ○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることのできる経験のある職員が不足している。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市町村設置 ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援 ○市町村への事業の周知	○中土佐町の子育て世代包括支援センター開設に向けた支援(現地訪問等) ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 ○母子保健コーディネーター等研修 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修 ○市町村訪問時に事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けて協議を進める ○国の補助要件に満たない市町村に対しては、県単補助(地域子育て支援等機能強化事業費補助金)の活用を進める	○R4年4月に中土佐町の子育て世代包括支援センター(子どもセンター)を含め県内全市町村にセンター設置 ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 R3.8.24 ○母子保健コーディネーター等研修 R3.9.14 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修 R3.11.9 ○利用者支援事業(基本型):1市 ○利用者支援事業(特定型):1市 ○地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用し利用者支援専門員育成事業を実施(1市) →R4年度利用者支援事業実施予定 ○地域子育て支援拠点 24市町村1広域連合 49カ所設置(1カ所休止)	○新たに母子保健コーディネーターとなった保健師等のスキルアップができた ○継続的に妊産婦を支援するためのアセスメント力向上が課題 ○新たに母子保健コーディネーターとなった保健師等のスキルアップができた ○継続的に妊産婦を支援するためのアセスメント力向上が課題  ○利用者支援事業(基本型)については、地域子育て支援センター(一般型)の支援員2名プラス1名職員を配置する必要があり、市町村が配置の必要性を感じていない。	○子育て世代包括支援センターを新設した市町村への支援(現地訪問等) ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 ○母子保健コーディネーター等研修 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修  ○利用者支援専門員育成事業(県単補助金)の活用促進

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)
子育て支援課	107	安心子育て応援事業 ※再掲(95番)	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空室が不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。	○地域の実情に合わせて子ども子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	※予算の組み替え(地域子育て支援センター等機能強化事業、子育て講座等実施委託事業)			
子育て支援課	108	地域子育て支援センター等機能強化事業 ※安心子育て応援事業から予算組み替え ※再掲(96番)	市町村や団体・企業等が行う子育て支援の取組に対して補助 ・利用者支援専門員育成事業 ・施設整備事業 ・環境整備事業 ・市町村が値域の実情に応じて実施する子育て支援に視する事業 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業 ・臨時託児室の設置事業	○子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターの設置は進んできたが、「相談先がわからない」「情報がキャッチしづらい」などが課題。 ○子育て世代のニーズが高い支援サービス(一時預かり等)の提供は十分でない。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や団体・企業等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるため、市町村に対して事業の周知を図るとともに効果的な事業実施に向けた交付金の活用を働きかけていく。	・利用者支援事業(基本型):1市 ・利用者支援事業(特定型):1市 ・利用者支援専門員育成事業活用:1市 ・地域子育て支援拠点 24市町村1広域連連合 49カ所設置(1カ所休止)	・補助要件が満たされていないため、新たな補助メニューを活用できる市町村がなかった。 ・市町村の実情に応じた補助メニューへの見直しが必要	・地域子育て支援拠点の機能強化(妊娠期からの利用を促進する取り組みへの支援など)
子育て支援課	109	子育て講座等実施委託事業 ※再掲(97番)	子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	○0～2歳のうち未就園児は約4割であり、このような子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成が必要 ○子育て家庭の負担感を軽減するため、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て講座や交流の場の買っ手が必要 ○子育てに役立つ情報を届けるためには、地域毎の子育て支援サービスやイベント等のコミュニティ情報をきめ細かく収集し、タイムリーに発信することが必要	○地域における子育て支援活動の担い手の増加 ○住民主体の子育て支援サービスの充実	○子育てサークル等の地域資源を活用し、地域における子育て支援者を確保・育成する	○地域人材の育成 市町村と協働して研修会やネットワーク形成のための情報交換会を実施 ○子育て講座や交流の場の提供 子育て家庭のニーズに応じた子育て講座等の開催 ○子育て支援活動の情報発信 子育てに関する情報を一元化して情報発信する	・子育て講座等実施:8団体39講座実施(665人参加) ・子育て交流会開催:2回 12/3:29団体44人参加 2/25:18団体27人参加(オンライン参加) ・「つむサボ」Instagramで情報発信:投稿数57 ・民間子育て支援サイトに紹介記事掲載:36記事 ・こうちプレマnetで交流会の動画を掲載 ・広報誌の発行:約300箇所に配布(市町村、地域子育て支援センター、子育てサークル、子ども食堂、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会等)	・子育て交流会の開催により、子育て支援関係団体が情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げるきっかけとなった。 ・委託先と子育てサークル等との関係づくりに時間を要し、子育て支援のネットワーク化までは至っていない。	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・交流会又は情報交換会の実施(2回) ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援(3地域) ○子育て講座や交流の場の提供(29回程度(5団体以上)) ○子育て支援活動の情報発信 ・Instagram等でタイムリーに発信(年50以上) ・子育て支援団体等の紹介記事掲載(Instagram・ウェブサイト等)10団体程度 子育て支援に関する広報誌の作成(1回)
子育て支援課	110	子育て支援員等研修事業 ※再掲(98番)	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等で取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動をするための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 ・利用者支援専門員研修(オンライン研修) ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 地域子育て支援拠点事業:40人受講 40人認定 ・子育て支援員現任者研修 地域子育て支援拠点事業:57人受講 利用者支援事業:1人受講 オンライン研修 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施:2人	子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 利用者支援専門員研修(オンライン研修) ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施
幼保支援課	111	多機能型保育支援事業 ※再掲(100番)	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。 ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	○保育所等の個別訪問や、子育て支援イベント等を通じた周知により、か所数の拡大を図る	○多機能型保育事業の実施17箇所	○事業の必要性の理解はあるものの、施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業がしづらい状況が続いている。	○保育所等の個別訪問や子育て支援イベント、保育所等が行う子育て支援情報のホームページによる発信などを通じて周知し、個所数の拡大を図る。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)
生涯学習課	112	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(8番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室141(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等の支援者への謝金に対する補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 11回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4箇所（うち3施設R4へ繰越） (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 95件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回(防災、発達障害理解、実践発表)6~1月 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 7~8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR2:98.8%からR3:99.1%と増加している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月
地域福祉政策課	113	あつたかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることのできる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。	【現状】あつたかふれあいセンター事業の開始時点では、22市町村28拠点 【課題】中山間地域では、多様なニーズがありながらもサービスの利用者が少ないことから民間参入が進まない。	あつたかふれあいセンターのサービス提供機能が充実・強化され、高知型福祉の拠点として整備されている。	あつたかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備力所数:旧市町村に1カ所以上。	あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あつたかふれあいセンターの整備 ・R3年度:31市町村55拠点281サテライト 新設3拠点 須崎市、安田町、津野町 ②ゲートキーパー機能の強化 ・人材研修の充実 ・気になる子ども・世帯の情報を行政等適切な機関につなぐ ③福祉サービスの提供機能の充実 ・集いの場を活用した子育て支援の実施	①計画通り新たに3拠点を設置し、県内31市町村55拠点283サテライトを設置した。 ②人材研修として、下記のとおり実施。 ・スタッフ研修2回(計20名参加) ・テーマ別研修1回(37名参加) ・フォローアップ研修2回(計18名参加) ・コーディネーター研修1回(118名参加) ③令和3年4~11月時点で子ども995名が集いの場に参加	①福祉保健所や市町村とも連携しながら地域の状況に応じた支援を行うことのできるあつたかふれあいセンターの整備ができた。 ②研修を通じて、地域住民の抱える様々な課題への理解促進を図ることができた。 ③様々な世代が集える工夫をすることで高齢者だけでなく、子ども達の集いの場として活用されつつある。好事例の共有などを通じて、更なる活用の促進を図る。	あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あつたかふれあいセンターの整備 ・R4年度:31市町村56拠点283サテライト 新設1拠点:須崎市 ②ゲートキーパー機能の強化 ・人材研修の充実 ・気になる子ども・世帯の情報を行政等適切な機関につなぐ ③福祉サービスの提供機能の充実 ・集いの場を活用した子育て支援の実施
障害福祉課	114	障害福祉サービス等確保支援事業(障害児長期休暇支援事業)	学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。	地域における当該事業をさらに活用してもらうための周知が必要。	学校などの長期休暇中の障害児の居場所の確保により、障害児と保護者が安心して地域生活を継続できる。	市町村担当者などで当該事業の周知を図り、地域のニーズに応じた利用促進を行う。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。	延べ利用者数 867名 安芸市 32名 香南市 366名 中土佐町 86名 津野町 93名 四万十町 80名 黒潮町 75名 中芸広域連合 135名	長期休暇中の障害児の居場所づくりとともに、宿題等の学習支援や体験活動等を実施することで、障害児及びその保護者の地域生活を支援することができ、ボランティアなどの協力を得て地域での交流プログラムを障害に配慮した内容の企画をするなどにより地域とのつながりができた。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。
地域福祉政策課	115	民生・児童委員及び主任児童委員等による地域の見守り活動の推進	各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施 自己紹介:88校 リーフレット等配布:54校 合計:142/194校 73.2%	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	就学時健康診断などでの自己紹介やリーフレット配布を実施してもらうよう計画の確認と協力依頼	○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしながら、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施	民生委員・児童委員の活動について周知ができ、地域における身近な相談先としての認識を持ってもらえた。	○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしながら、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及
子ども家庭課	116	子どもの見守り体制推進事業 ※再掲(93番)	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	全市町村訪問による現状把握	○子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取組を推進するため、市町村に対して財政支援を行うよう交付金の活用を働き掛けていく。(支援拠点については令和4年度までに全国展開することとされているもの)	○交付市町村 17市町村 うち子ども家庭総合支援拠点設置市町村 12市町村	○支援拠点の設置市町村は増えつつあるが、未設置の市町村について、設置促進の働き掛けが必要である。	○子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、人材確保等の財政支援を行うとともに、運営等についても助言を行い設置を働き掛けていく。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)
県民生活課	117	安全安心まちづくり推進事業	犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。	○第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。 ○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」(R4年3月策定)に基づく取組を着実に進める。	○県民と本県を訪れる人すべてが安心して暮らし、滞在できる高知県を目指す。	○安全安心まちづくり推進会議において、各事業の取組実績を集約し、構成員から意見を頂きながら、計画に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行による情報発信 ○会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○ラジオの活用による広報活動の実施 ○「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」をテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 ○安全安心まちづくり推進協議会の開催 ○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の策定	○広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行による情報発信(4回) ○会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有(4回) ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信(随時更新) ○ラジオの活用による広報活動の実施(4回) ○安全安心まちづくりひろばの開催(10/16 帯屋町1丁目アーケード) ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催(第1回書面開催:8/13、第2回:1/28) ○安全安心まちづくり推進協議会の書面開催(2/15) ○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の策定(R4年3月)	○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○ラジオの活用による広報活動の実施 ○「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」をテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 ○安全安心まちづくり推進協議会の開催	○広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行による情報発信 ○会報「安全安心まちづくりだより」発行による情報共有 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○ラジオの活用による広報活動の実施 ○「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」をテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 ○安全安心まちづくり推進協議会の開催
学校安全対策課	118	高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、スクールガード・リーダーによる巡回指導やスクールガード養成講習会の開催等を通じて見守り体制の強化を図る市町村を支援する。	○他県では子どもをねらった痛ましい事件が発生しており、県内でも子どもをねらった不審者情報が後を絶たないことから、見守り活動が組織的に行われるよう、啓発を続けていく必要がある。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を中心とした、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制が多くの市町村で構築されている。 ○各学校や地域で、子どもの見守り活動が組織的に実施されている。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を活かした、子どもの安全を確保する体制構築の効果や好事例を研修会等で紹介し、組織的な見守り活動の啓発 ○継続的に見守り活動をしている活動団体・組織の表彰	○スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 ○スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) ○学校安全活動(見守りの強化)(4市町村) ○スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回) ※事業説明・情報共有・スキルアップ等	○21市町村が実施 ・スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による、154校への巡回指導等の実施 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) ○学校安全活動(見守りの強化)(4市町村) ○スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回)(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止)。 ・スクールガード・リーダー連絡協議会開催(年2回)(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止)の代替として、高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業市町村担当者会を実施した。(5/13 オーテピア高知図書館 参加者13名)	○スクールガード・リーダーが、防犯の視点を持って、学校内外で子どもの安全を守る巡回指導等を継続的に実施しており、未然犯罪防止・抑止力になっている。子どもや保護者からの信頼も厚く、地域ぐるみで子どもを守る体制を構築する一助となっている。一方、スクールガード・リーダーを委嘱する市町村が固定化しており、事業を活用した見守り体制の強化について働きかけていく必要がある。 ○登下校防犯プランに基づく見守りの強化に向けて、スクールガード(学校安全ボランティア)の養成を、市町村に働きかけていく必要がある。	○22市町村が実施 ・スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) ・学校安全活動(見守りの強化)(4市町村) ・スクールガード・リーダー連絡協議会開催 ※事業説明・情報共有・スキルアップ等
生涯学習課	119	地域学校協働活動推進事業(H30 学校支援地域本部等事業) ※再掲(18番)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:80校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村205本部288校(うち、県立校8本部8校、高知市46本部46校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	(1)運営等補助 34市町村205本部288校(うち、県立校8本部8校、高知市46本部46校) ※補助対象は高知市を除く (2)市町村等訪問 適宜 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中・西・東部×各1回開催 (11～2月) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催 (10月) ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間430回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画更新(2月)	○地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあった。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小:172校、中:96校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 ・H29-R3実績 小:152校、中:73校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	(1)運営等補助 34市町村209本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)
生涯学習課	120	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(8番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。  ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。  ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。  ・放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に 対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室141(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 発達障害児等の支援者への謝金に対する補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 11回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	(1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4箇所 (うち3施設R4へ繰越) (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 発達障害児等への支援者への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 95件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10～12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回(防災、発達障害理解、実践発表)6～1月 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 7～8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR2:98.8%からR3:99.1%と増加している。  ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。  ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1) 運営等補助（うち高知市） 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 発達障害児等への支援者への謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月
子ども家庭課	121	子どもの居場所づくり推進事業	子ども食堂の開設、運営、衛生管理及び子育て支援・学習支援に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。	・高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町村は、9市3町にとどまっている。 ・新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ・居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	・民間団体への支援及びあったかふれあいセンター、集落活動センターとの連携による取組の拡大 ・ボランティア養成講座によるボランティアの作成・提供 ・食材配達(提供)の仕組みの構築のための協議会の立ち上げ支援(子ども食堂実施団体、食材提供事業所(生産者含む)、運送会社、県社協等) ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携の強化(特に高知市)	以下の取り組みを実施 (1)未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす (子どもの居場所づくりコーディネーターの配置、ネットワーク会議の開催 等) (2)子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり(地域連絡会の開催 等) (3)子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる(子ども食堂における子育てに関する講話等の実施 等) (4)新型コロナウイルス感染症対策(感染症対策に要する経費の支援 等)	・スタッフ養成講座とネットワーク会議をセットで開催(7月 4回) ・地域連絡会の開催(8月～11月 4回) ・地域コーディネーター・子ども食堂等交流会の実施(12月 1回) 等	コロナ禍の影響により、多くの子ども食堂が休止を余儀なくされた。	以下の取り組みを実施 (1)未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす (子どもの居場所づくりコーディネーターの配置、ネットワーク会議の開催、子ども食堂が行う広報及び行食提供の補助メニュー追加、取組事例紹介シンポジウムの開催、 等) (2)子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり(地域連絡会の開催 等) (3)子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる(子ども食堂における子育てに関する講話等の実施 等) (4)新型コロナウイルス感染症対策(感染症対策に要する経費の支援 等)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
高等学校課	122	定時制通信制教育振興費	勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	○定時制・通信制の課程に在籍する生徒には、経済的に厳しい状況にある者もあり、支援が必要である。	○定時制通信制の生徒を経済面から支援し、多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学びの実現が着実に進んでいる。	○制度の周知 ○要件を満たす希望者への支給	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。
子ども家庭課	123	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者が社会的自立を促進するために不可欠であることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童措置委託にかかる経費の支出	自立援助が必要な児童について、児童措置委託にかかる経費を支出。	・自立援助ホーム入所者数 10名(内県内施設8名)	・施設退所者や中卒児童等に対して、自立に向けた援助が適切に実施された。	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。
子ども家庭課	124	社会的養護自立支援事業(生活相談支援)	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	児童家庭支援センターにおいて社会的養護自立支援事業を実施。	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに事業を委託して実施。	退所後の生活や就学、就労等に支援を要する退所者への支援の充実が必要。	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに社会的養護自立支援事業による生活相談等を委託して実施。また1ヶ所に支援コーディネーターを配置し、退所後の継続支援計画を作成する。
生涯学習課	125	若者の学びなおしと自立支援事業	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9%  ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。  ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。  ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。  新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40%  ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。  ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。  ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。  ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。  ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施  ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施  ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6月)  ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月)  ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回(9・10・11月)  ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月)  ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月)  ○就職氷河期世代支援	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 新規登録者数:324名 単年度進路決定率:39.5% 進路決定者数223名  ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ・参加生徒数 学校連携出張セミナー145名(実人数)  ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関)  ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6~7月) 6地区・参加者計:140名  ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) 参加者:54名  ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回(9・10月) 参加者:延べ45名  ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月)  ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) 進路未定者数:8市町27名(1月調査時)	○新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、来所のべ人数が6,769名(前年度比+541名)と増加した。新規登録者数が324名(前年度比-8)、進路決定者数が223名(前年度比-7)ともに若干下がったが一定の成果を上げることができた。  ・中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。  ・ニートやひきこもり傾向など、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施  ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施  ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関)  ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5~7月)  ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回(9~10月)  ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月)  ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)
子育て支援課	126	「こうちプレマnet」運営委託事業 ※再掲(101番)	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきている。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○サイトの周知(通年) ○「こうちプレマnet」の情報検索機能の強化を図るため、システムの改修を実施 ○こうちプレマnetのポスターやチラシを作成し、関係機関を通じて広報を実施	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約 ○アクセス数 93,666件 ○プレマ相談件数 195件	○情報検索機能の強化し、アクセス件数は増加しているが、子育ての視点を中心としたメニューとなっており、妊娠期からのサービスなど母子保健情報の充実等を図るため、サイトのリニューアルを実施 ○こうちプレマnetのポスターやチラシを作成し、関係機関を通じて広報を実施	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約、リニューアル業務委託契約 ○サイトの周知 ○こうちプレマnetの妊娠期からのサービスなど母子保健情報の充実等を図るため、サイトのリニューアルを実施 ○こうちプレマnetのポスターやチラシを作成し、関係機関を通じて広報を実施
子育て支援課	127	子育て講座(H30:地域子育て支援推進事業)	地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。	○地域子育て支援センターの希望に応じた学習のテーマを実施するための、専門職や講師のなり手が不足している。	○希望する全ての地域子育て支援センターで学習機会が提供されている。	○地域子育て支援センターから提案される利用者のニーズに合わせたテーマで学習機会を提供する。	○補助金との整合性によりR3年度事業廃止			
幼保支援課	128	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業を除く) ※再掲(103番)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。  ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる。  ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援担当者の位置付け70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。	○引き続き、親育ち支援アドバイザー等の派遣による園内研修支援に取り組むとともに、地域別交流会や地域別リーダー研修会などを通じて、親育ち支援研修計画の作成を働きかける	○親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合:56.1%(162園)	○全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座
警察本部少年課	129	親子の絆教室開催推進	県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量を抑制する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	保護者等に対して、幼少期における親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量を抑制する。	幼児期の子どもやその保護者に対する親子の絆教室開催を継続して行い、3年間で全園一巡を目標とする。	進捗状況を管理し、令和2年～令和4年で全園一巡を目標とする。	○教室未実施の幼稚園、保育所に対し、親子の絆教室開催の趣旨を説明する。 ○保護者等に対し、教室開催の重要性を啓発する。 ○新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮しながら、可能な限り実施する。	○令和3年中、23施設で実施。2回目以降の実施を含め186回実施。 ○新型コロナウイルス感染症のための教室の代替措置として、親子の絆等に関するリーフレット等の交付を含めると58施設で228回実施。	○代替措置等を講じながら、引き続き、幼稚園、保育所保護者等に対し、親子の絆の醸成や家庭における教育の必要性を啓発促進する必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、可能な限り実施する。	○教室未実施の幼稚園、保育所に対し、親子の絆教室開催の趣旨を説明する。 ○保護者等に対し、教室開催の重要性を啓発する。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、可能な限り実施する。
子育て支援課	130	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子ども環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。  ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。  ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。  ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催  ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第2回 5/29 ・第3回 9/5  ○子ども条例フォーラムの開催(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2021) ・11/23 ちりり街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会に配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子どもの環境づくり推進計画(第五期)策定
文化国際課	131	まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等)  ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。  ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等)  ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第30回大会の開催 ・第30回記念大会として開催 ・記念大会としての取組 →本選出場校数40校(通常33校) →第30回大会記念誌の制作(Web公開) ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園ごっこ」を開催。 ○新たな海外招待国の開拓	○新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで本選出場校(40校)を繋いで本選競技を実施。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。4社6編集部が参加し、2校4名(延べ7名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園ごっこ」を開催。 ＜まんが甲子園募集実績＞ 応募数:178校 (日本:169、韓国:3、シンガポール:3、台湾:3) ＜まんが甲子園生配信視聴実績＞ 視聴者数:37,998人 コメント数:9,105件	【評価】 ○初めてのオンラインでの競技となったが、現地開催との差異を確認しながら競技内容を練り、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○国外からの応募校数の増加を図るための大会の全国的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○新型コロナウイルス感染症の拡大状況による、開催内容の柔軟な見直しが必要。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)
生涯学習課	132	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(8番)	放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。  ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。  ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校：95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校：96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室141(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 発達障害児等の支援者への謝金に対する補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 11回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 3市4箇所 （うち3施設R4へ繰越） (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・夏期出前講座実施回数 95件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10～12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 12回(防災、発達障害理解、実践発表)6～1月 ・全市町村訪問 9～10月 ・取組状況調査 7～8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR2:98.8%からR3:99.1%と増加している。  ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。  ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1) 運営等補助（うち高知市）子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月
文化国際課	133	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。	○ジュニアオーケストラ団員の確保	○音楽や舞台芸術を通して次世代の文化を担う人材を育てる。	○ジュニアオーケストラの育成や、高校演劇への舞台技術研修の継続。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導	○練習は毎週土曜日午後、ほぼ休みなく実施した。 ○第9回定期演奏会を感染症対策を施して実施した。 ○東京都交響楽団高知公演の開演前に、高知ジュニアオーケストラメンバーがロビーで歓迎演奏を行った(ちよこっとジュニオケ)。 ○新たな試みとしてグリーンホールで演奏のVR動画撮影を行った。 ○ジュニオケの活動が評価され、高知西ロータリークラブ創立50周年記念事業で3年間にわたり助成金を受けることになった。例会で演奏披露する予定だったが、コロナ禍で見送り。 ○東京演劇集団・風と土佐女子中学高等学校が文化庁の補助金を受け「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」を実施。当館の技術職員2名を講師として派遣した。	○コロナ対策でコミュニケーションが取りづらかったが、克服し定期演奏会では高い評価を受けた。 ○ちよこっとジュニオケは、人前での演奏で観客に喜んでもらい、演奏の楽しさを体感した。 ○VR動画は広報物作成と新しい記録メディアの研究として実験的に実施。団員と講師には撮影動画と専用簡易VRグラスをプレゼント。普段とは違う演奏体験してもらった。 ○外部団体からの助成は、ジュニオケが社会的にも評価されていることの証左であり、団員に自信を持たせることにもつながっている。 ○中学・高校生に生の舞台を観てもらうとともに照明・音響などの舞台知識も理解してもらった。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇の技術指導
文化国際課	134	まんが甲子園開催事業 ※再掲(51番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等)  ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。  ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等)  ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第30回大会の開催 ・第30回記念大会として開催 ・記念大会としての取組 →本選出場校数40校(通常33校) →第30回大会記念誌の制作(Web公開) ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓	○新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで本選出場校(40校)を繋いで本選競技を実施。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。4社6編集部が参加し、2校4名(延べ7名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園ごっこ」を開催。 <まんが甲子園募集実績> 応募数:178校 (日本:169、韓国:3、シンガポール:3、台湾:3) <まんが甲子園生配信視聴実績> 視聴者数:37,998人 コメント数:9,105件	【評価】 ○初めてのオンラインでの競技となったが、現地開催との差異を確認しながら競技内容を練り、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○国外からの応募校数の増加を図るための大会の全国的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○新型コロナウイルス感染症の拡大状況による、開催内容の柔軟な見直しが必要。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)
小中学校課	135	学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 (R2廃止)	学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。さらに、平成31年度より「国語科授業づくり講座」を実施し、国語科を軸とした授業づくりのプロセスを研究することを通して、組織的な授業改善を推進するとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び続ける教員の育成と指導力の向上を図る。	・H29年度全国・学力学習状況調査において、小中学校ともに国語の学力が低下。特に文章の読解力に弱さが見られ、このことは他の教科等の学力にも影響する大きな課題である。 ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、小学校において、図書館資料を活用した授業の実施率(月に数回以上)が減少している。 小学校 H28:49.2% → H29:39.4% 中学校 H28:14.7% → H29:23.3% ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、新聞を読む児童生徒の割合が年々減少している。 小学校 H27:25.2% → H28:25.6% → H29:22.2% 中学校 H27:18.8% → H28:18.2% → H29:13.5%	○全国学力・学習状況調査において、小学校の学力は全国上位を維持、中学校の学力は全国平均以上まで向上する。	○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施  ○公開授業及び研究発表会の実施  ○国語科授業づくり講座の実施 ・小学校3校 ・中学校2校				
小中学校課	136	教育文化祭 ※再掲(39番)	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進め、外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○教育文化祭行事の実施 ・科学(理科)研究発表会 ・音楽会 ・連合音楽会 ・作品展 ・英語弁論 ・体験発表 ・作文 ・読書感想文 ・読書感想画	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上  ○「高知県教育文化祭」の開催支援	○教育文化祭行事の実施 小中学生科学研究発表会10/30 高校理科研究発表会10/24 吹奏楽コンクール7/31 児童生徒発明くふう展11/11 高門宮杯全国中学校弁論大会11/13 全国小中作文コンクール11/17 紙上書道高知展10/22 美術教育総合展2/9 読書感想文コンクール11月 読書感想画コンクール1月 小砂丘賞12月 こども県展3/1 高校定時制通信制生徒生活体験発表会10/8	○発表会・コンクールなどに取り組むことが児童生徒の意欲向上に繋がっている。コロナ禍により、参加者数は減少したものの、行事の内容は充実してきている。全国大会に繋がるコンクール等においても高い評価を受けている。  ○少子化によって、行事内容がレベルダウンすることのないよう支援を続けていくことが求められる。また、長期化するコロナ禍のもとで、児童生徒や教職員のモチベーションをいかに持続させていくかが課題である。
高等学校課	137	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリパラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャンパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。	○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。  ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。				

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)
薬務衛生課	138	薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新五か年戦略推進事業	若年者が覚醒剤や大麻等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	○平成29年度薬物乱用防止教室実施状況(県教育委員会調べ) 中学校 94校/105校(89.5%) 義務教育学校 2校/2校(100%) 高等学校(全日) 33校/35校(94.3%) 高等学校(定時制等) 14校/16校(87.5%)  ○効果的な薬物乱用防止教室の内容検討	○関係機関と協力して各中学校・高等学校で少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催している。	○高知県薬剤師会、学校薬剤師部会と連携し、研修会の開催等、学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実施に向けた取組を確実に進める。  ○教育委員会、県警等関係機関と連携し効果的な薬物乱用防止教室の実施について検討する。  ○地域に根差した啓発を継続して行い、乱用薬物に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	○薬物乱用防止推進員への研修  ○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催及び教室講師の育成  ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施  ○「ダメ。ゼッタイ。」6. 26ヤング街頭キャンペーンの実施 ○薬物乱用防止啓発資料の配布(イベントの機会等を捉えた啓発)	○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ・25校(1,303名)  ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ・ポスター 149作品(14校) ・標語 162作品(7校) ＜参考(R2年度)＞ ・ポスター 243作品(13校) ・標語 56作品(4校)  ○危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発資料の配布 ・地域のイベントでの配布 ・薬物乱用防止教室での配布  ※以下は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止 ○薬物乱用防止推進員研修会 ○薬物乱用防止指導員研修会 ○「ダメ。ゼッタイ。」6. 26ヤング街頭キャンペーン	○薬物乱用防止教室 ・県教育委員会、県警及び県の3者での連携を図りながら、薬物乱用防止教室講師の育成が必要 ・内容の充実化が必要  ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加率が低い傾向が続いている。 ＜H30年度＞17%→＜R元年度＞20%→＜R2年度＞13%→＜R3年度＞18% ※中でも私立校の参加数0  ○研修会やイベント等の開催 ・新型コロナウイルス感染症等への感染対策として、WEBを活用するなど、密を避ける形式での新たな啓発手法の検討が必要	○薬物乱用防止推進員への研修  ○県教育委員会、県警、県3者の協働による、小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催及び教室講師の育成  ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施  ○「ダメ。ゼッタイ。」6. 26ヤング街頭キャンペーンの実施  ○薬物乱用防止啓発資料の配布及び啓発ポスターの掲示等(イベントの機会等を捉えた啓発)
子ども家庭課	139	万引き防止リーフレット作成等事業	万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。コンビニ店舗等における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。	・万引きによる検挙補導人数、深夜徘徊による補導人数ともに、昨年より大幅に減少した。 ・一声運動の取組について、啓発ポスターの掲示にとどまらず、効果的な声かけをしてもらえるよう更なる協力依頼が必要	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取り組みなどにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	・万引き及び深夜徘徊防止のため一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携	・各市町村少年補導育成センターに地元の一声運動参加店舗への訪問(声かけ)依頼(県も高知市内の店舗を訪問)(7~9月)	・県内の少年補導センターの協力のもと店舗訪問を実施	・高知市以外の掲示率が昨対比で上昇するも、高知市内の掲示率が大きく下がり、目標とする掲示率80%には届かなかった(R3実績70.7%)	・各市町村少年補導育成センターに地元の一声運動参加店舗への訪問(声かけ)依頼(県も高知市内の店舗を訪問)(7~9月)
子ども家庭支援課	140	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大	コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。							
人権教育・児童生徒課	141	ネット問題啓発資料づくり事業	ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育・児童生徒課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。	各取組を実生活につなげる過程には、学校・保護者の意識が重要であり、ネットの問題を分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。  ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校11.4% 中学校29.2% 高等学校23.1%	・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校80%以上 中学校90%以上 高等学校90%以上	・年間5~10程度のネット問題啓発資料を作成する。 ・ネット問題啓発資料の紹介を含めた、PTA、学校の研修を実施する。	○子どものインターネット機器の利用に関するモラルやネット問題の危険性等についての理解を深め、自らトラブルを防止しようとする児童生徒の育成や、保護者への啓発を目的とした実践事例集の改訂を行い、本年度末には資料集を保育所・幼稚園や学校等に配布し、活用を促す。  ○高知工科大学の学生や少年サポートセンター、市町村教育研究所等の関係機関や、学校等から資料に関する情報収集を行う。	・高知県ネット教材作成委員会の作成教材や「情報モラル教育実践事例集(平成27年)」を授業等で活用している学校の割合 小学校28.3%、中学校24.3%、高等学校14.0%	○教職員用の研修パワーポイントを各学校に配付し、研修での活用を図った。 ●コロナ禍でのPTA研修の実施が困難な状況があった。 ・学校またはPTAにおいて、児童生徒がインターネットを適正に利用するためのルールをこれまでに作成している学校の割合 小学校85.6%、中学校85.5%、高等学校44.0%、特別支援学校35.7% ●年々多様化するネット問題に対応した啓発資料を作成する必要がある。	◇高知工科大学の学生、少年サポートセンターと教材づくりについて定期的に協議する。 ◇年間2つの教材又は資料を作成 ◇人権教育・児童生徒課ホームページに教材をアップ  ◇作成している教材等をPTA研修、校内研修等で活用し、学校の学級活動等においても活用するように周知する。
人権教育・児童生徒課	142	情報モラル教育実践ハンドブック(改訂)R3~ ※ネット問題啓発資料づくり事業に代わる取組として記載	子どものインターネット機器の利用に関するモラルやネット問題の危険性等についての認識を高め、自らトラブルを防止しようとする児童生徒の育成や、保護者への啓発を目的とした実践事例集の改訂を行う。	スマートフォンやネット、SNSの利用に伴うトラブルや被害が近年増加傾向にある。自他の個人情報の取り扱いやネット上での誹謗中傷・いじめ、インターネット利用の長時間化等の課題があり、インターネットの正しい使い方や理解が十分に浸透していない。	○子どもたち自身がネット上の危険性を知り、トラブルから身を守ることができるようになる。 ○PTAや保護者会において、保護者が冊子を活用し、家庭での適切なネット利用についてのルールづくりを進め、家庭における継続した取組が実践される。	○新たな問題等に対応する資料を作成し、ネット問題の危険性やネットの適切な利用等についての理解を深める情報モラル教育の充実を図る。 ○家庭における機器の利用について、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりなどの保護者への啓発をはかるため、保育所・幼稚園等や学校の保護者もPTA研修等で利用できる内容も作成し、啓発や取組の充実を図る。	○関係各課・関係部署と連携して冊子の作成・検討を行い、保育活動や教育課程に位置付けた情報モラル教育についての実践事例(指導略案)や資料の収集・編成を行う。  ○高知工科大学の学生や少年サポートセンター、市町村教育研究所等の関係機関や、学校等から資料に関する情報収集を行う。	・5~9月:資料収集と原稿作成 ・10月:関係各課に原稿検討依頼 ・1月:監修委員への監修依頼 ・3月:ハンドブック印刷製本 概要版チラシ作成	○関係各課と連携し、保育活動や教育課程に位置付けた情報モラル教育についての実践事例(指導略案)や資料の収集を行い、冊子及び概要版チラシを作成。「まなびばこ」、当該HPに掲載。 ＜ハンドブック＞ ・A4版144頁、5,100冊を公立小中学校全教職員と地教委、事務局等に配付。 ＜概要版チラシ＞ ・A4両面チラシを教育長会、校長会等で配付し、ハンドブックの活用について周知。  ●保育所・幼稚園等、高等学校、特別支援学校、保護者への周知を行う。	○情報モラル教育実践ハンドブックの周知を行い、保育所・幼稚園等、学校、PTA研修等における活用を図る。 ・市町村指導事務担当者会、県立学校長会での趣旨説明 ・生徒指導主事と人権教育主任を対象とした研修会で周知 ・教育センター主催の年次研修や選択研修での活用・紹介 ・講師派遣する研修において、内容等を紹介・活用 ・各学校の校内研修での活用 ・PTAが集まる場や研修での紹介・活用

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
人権教育・児童生徒課	143	学校ネットパトロール事業	インターネット上のいじめ等のトラブルを早期に発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うとともに、ケースに応じて関係機関と連携した総合的な取組を進める。	ネット上のいじめが潜在化・深刻化する状況にあり、監視による早期発見・早期対応にさらに取り組む必要がある。	・ネットいじめ等の早期発見・対応により、いじめが深刻化する前に解消している。 ・関係機関の連携により、ネットいじめの未然防止や早期対応等の取組がさらに進んでいる。	・小・中・高・特別支援学校に対して複数回、サイトの検索を行い、早期発見、早期対応につなげる。 ・リスクレベル中・高の事案が発生した場合は、対応を該当する学校に求め、事案の鎮静化を確認できるまで継続監視を行う。 ・市町村教育委員会、県立学校に対しネット啓発の資料を配付し、ネットトラブルや非行の未然防止に努める。	・不適切な書き込み等について、検索・監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)	・ネット上の不適切な書き込み等について、日常的に監視を行った。 ・学校ネットパトロールを実施(中・高:年6回、小・特支:年3回)し、ネット上のトラブルの早期対応、防止に努めた。特にリスクレベルの高い事案は、ただちに連絡をもらい、対応ができるようにした。 ・啓発資料の配付(小中高生用 年5回)	○ネット上の不適切な書き込み等を日常的に監視することにより、児童生徒の問題行動等を早期に発見し、対応することができた。 ●令和3年度投稿検知数の結果では、99.3%が中学校・高等学校であり、書き込み内容については次の状況である。 ・個人情報の流出:89.7%(402件) ・不良・不適切行為等:9.6%(43件) ・いじめ・誹謗中傷・人権問題:0.7%(3件) 今後もネット上の検索、監視とともに啓発を続けていく必要がある。	・不適切な書き込み等について、検索・監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)
警察本部少年課	144	非行防止教室開催推進	少年非行抑止の根源対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	児童・生徒に対して社会規範を守る大切さを教え、入口型非行を中心とした一過性の非行を予防するための心の育成を図る。	○1年間で県内の全小中学校を対象に開催する。 ○刑法犯で検挙・補導される少年の非行率を減少させるための一施策。	進捗状況を管理して計画的に非行防止教室を開催し、刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。	学校との連携を密にして、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて調整を行い、できる限り1年間で県内すべての小中学校で非行防止教室を実施する。	令和3年中に、小学校131校、中学校66校(実施率64.1%)において、述べ回数629回非行防止教室を開催した。	未実施の解消に向けて、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、学校との連携を図る必要がある。	学校との連携を密にして、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて調整を行い、できる限り1年間で県内すべての小中学校で非行防止教室を実施する。
小中学校課	145	道徳教育協働推進プラン	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。	○全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳性を問う項目について、夢や志、自尊感情の面で肯定的回答をした児童生徒の割合が、前回調査より低く、課題が見られる。 将来の夢や目標を持っている[小学校-3.4p 中学校-1.4p] 自分にはよいところがある[小学校-4.8p]	○全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙において、道徳性に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる。 ○児童生徒が意欲的に考え、主体的に話し合う「考え、議論する道徳」の授業展開(児童生徒の意識60%以上、教師の意識50%以上) ○「地域ぐるみの道徳教育」推進に向けての取組の共有	○教師の指導力が向上することにより、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開される。 ○学校・家庭・地域とが一体となった「地域ぐるみの道徳教育」が推進される。	○道徳授業づくり講座 安芸市立井ノ口小学校 須崎市立吾桑小学校 日高村立日高中学校 大月町立大月小学校 高知市立三里小学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 I...6月開催 II...7~8開催 ○家庭版道徳教育ハンドブック 「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷 ○道徳教育推進研修 (独立行政法人教職員支援機構 NITS)	○道徳授業づくり講座 (10回521名参加) ○道徳教育パワーアップ研究協議会 I...6月開催(101名) II...東部7月開催(71名) 西部8月開催(75名) 中部10月開催(113名) ○「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・小学1年生への配付(4月) ・教員向けの電子データを教職員ポータルサイトに掲載(6月) ○道徳教育推進研修 (独立行政法人教職員支援機構 NITS) 8月:7名参加 12月:3名参加	○授業づくり講座への参加人数が増え、「考え、議論する道徳」の授業イメージが普及できたことにより、授業改善が進んできている。 ○全国学力・学習状況調査において、児童生徒の道徳性に関する質問の肯定的な回答は、全国より高い傾向にあるものの、近年は減少傾向に転じており、特に小学校においてその傾向が顕著にみられる。その改善策として、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの道徳教育の取組を進めてきたが、まだ、周知・理解が十分でない。	○道徳授業づくり講座 安芸市立井ノ口小学校 日高村立日下小学校 土佐清水市立清水小学校 日高村立日高中学校 高知市立城北中学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 I...8月開催(各教育事務所開催) II...10月開催 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷 ・一部改訂準備 ○道徳教育推進研修 (独立行政法人教職員支援機構 NITS)
子育て支援課	146	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(77番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を定め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。 フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第2回 5/29 ・第3回 9/5 ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称:こうち子ども未来フォーラム2021) ・11/23 ちより街テラス	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる事ができた。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子ども条例推進計画(第五期)策定
県民生活課	147	交通安全対策推進事業	各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。	○第10次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める。 ○第11次「高知県交通安全計画」(R3年4月作成)に基づく取組を着実に進める。	○人権尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現を目指して交通安全運動を推進する。	○「交通安全計画」及び「交通安全運動の推進方針」に基づき、県警、関係機関、民間ボランティア団体等と連携して交通安全対策を行う。 ○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○第11次「高知県交通安全計画」の作成	○自転車マナーアップキャンペーンの実施(5月1日~5月31日) ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施(春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、年末年始の交通安全運動) ○ラジオ広報(11回) ○第11次「高知県交通安全計画」の作成(R3年4月)	○令和3年の交通事故件数・負傷者数・死者数は前年より減少した。特に死者数は昭和27年から県警察が統計を取り始めて以降、最も少ない数字だが、事故(死者数)がなくなることはない。R3年4月作成の第11次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める必要がある。	○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○交通安全子ども自転車高知県大会開催(県共催)	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)
私学・大学支援課	148	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象としたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識に高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○私立学校等の小中高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を助成 ○自転車ヘルメット着用への促進に向けた啓発活動	○自転車通学の児童生徒を対象にした、各私立、国立学校へのヘルメット購入費用の助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○自転車通学の児童生徒を対象にしたヘルメット購入費用の助成 ・私立・国立学校での助成券申請262件 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○自転車通学の児童生徒を対象にした、各私立、国立学校へのヘルメット購入費用の助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○新入学生については、申請時期を早め、入学前から申請できるよう見直し
学校安全対策課	149	安全教育推進事業(令和4年度より「学校安全総合支援事業(交通安全・生活安全)」)	モデル地域を指定し、拠点校の交通安全もしくは生活安全を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	○登下校中の児童生徒等が死亡する交通事故や児童が連れ去られる事件が発生するなど、児童生徒等が被害に遭う事件・事故が全国的に後を絶たないこと、県内でも痛ましい交通事故や犯罪につながりかねない不審者情報等が多く存在することなどから、自らの命は自らが守ることを念頭に、児童生徒の危険予測・危険回避能力を身に付けさせる交通安全教育及び防犯を含む生活安全教育の充実が求められている。 ○市町村単位で安全教育を推進する構築体制の整備が必要である。	○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で充実した安全教育(交通安全・生活安全)が展開されている。	○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及	○高知県安全教育推進事業(交通安全・防犯を含む生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村及び拠点校による成果発表 ・学校安全教室推進講習会(県主催)における実践報告	○高知県安全教育推進事業(交通安全・生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導(4～1月) ・推進委員会(成果発表会)(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における成果発表(香美市、須崎総合高校) ・学校安全教室推進講習会(県主催)におけるモデル地域(拠点校)の実践報告書の掲載	○高知県安全教育推進事業では、拠点校における安全教育の考え方や具体的実践を、学校の管理職や安全担当教員を中心にモデル地域の学校で共有することができた。今後も、拠点校のみならず、モデル地域全体の安全教育の組織的取組の向上を目指す事業目的が達成できるよう、市町村への支援を行い、取組成果を広く県内に普及する。	○高知県安全教育推進事業(交通安全・生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(成果発表会)(県主催)の開催 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告 ・実践報告書冊子の作成及び実践報告書を活用した取組の依頼
学校安全対策課	150	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象としたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識に高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○県内全ての小中高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を補助・助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施	○自転車通学の児童生徒を対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○街頭啓発活動(のぼり旗・くろしおくん・チラシ配付等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ・講演会の実施(生徒や保護者の意見交流) ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic SaftyNews」を学校へ配付 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safty News」を活用した交通安全教育の実施(中学校・高等学校 100%) ○警察署と連携したヘルメット着用啓発自転車パレード等の実施 ○高校生によるヘルメット着用をテーマとしたシンポジウムの開催	○自転車通学の児童生徒を対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ・高知県児童生徒の自転車ヘルメット着用推進会議の実施 ・街頭啓発活動(のぼり旗・チラシ配付等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ・講演会の実施 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safty News」を学校へ配付 ・自転車ヘルメット着用の有用性を題材とした交通安全教育の事例提供 ○高校生によるヘルメット着用をテーマとしたシンポジウムの開催	○自転車の安全利用条例制定前と比べ、ヘルメットを着用している児童生徒の姿が街中でもみられるようになってきており、ヘルメット着用の重要性の認識は広がりがつつある。 ○ヘルメット購入に係る助成申請に対して、購入者の割合が約半分と乖離しており、生徒のヘルメット着用に対する先入観や抵抗感を払拭する取組と保護者や生徒への働きかけ、申請を購入に結び付ける効果的な手立てが必要である。	○自転車通学の児童生徒を対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ・高知県児童生徒の自転車ヘルメット着用推進会議の実施 ・街頭啓発活動(のぼり旗・チラシ配付等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ・講演会の実施 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safty News」を学校へ配付 ・自転車ヘルメット着用の有用性を題材とした交通安全教育の事例提供 ○高校生によるヘルメット着用をテーマとしたシンポジウムの開催
警察本部交通企画課	151	自転車安全教育(スクエアドストレイト)	自転車の利用機会が多い子供に対し、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することで、危険予測能力の向上及び基本的なルール・マナーを高めることなどの交通安全意識の醸成を図る。	○対象者に真に効果のある演技の実施を行うための事前検討会の必要性。	○スクエアドストレイトに対する認知度の向上及び実施回数の増加。	○スクエアドストレイトの広報啓発活動の強化 ○関係機関団体等との連携強化。	県警予算で県下中学・高校合計10校において、実施予定。(11月上旬頃)	○県警予算で中学校及び高等学校合計10校(約1,930名)で実施。	評価 ○疑似交通事故を直視することにより、自転車事故の恐怖を感じ、自転車ルールの遵守とマナーの向上を図った。 課題 ○未実施校での実施を図る。	県警予算で県下中学・高校合計10校において、実施予定。(11月上旬頃)
警察本部交通企画課	152	T・S・Nを活用した交通安全教育	県教育委員会を通じ、学校の交通安全教育に必要な交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県下全ての中学校及び高等学校に隔月で提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。	○対象者に対する、周知の徹底を図る。	○T・S・Nによる啓発活動により、交通安全意識の醸成を図る。	○継続して広報啓発に努める。	引き続き、隔月に1回の配付を行い、自転車利用の促進等の広報啓発活動の強化を図る。	○隔月に1回、TSNを配付し、自転車交通安全教育の実施及び広報啓発活動に努めた。 ○広報内容については、自転車事故分析、自転車安全利用五則、自転車指導警告票数等とし、自転車利用のルールの遵守とマナーの向上に努めた。	評価 ○県教委と連携を図り、自転車に関する旬な情報を取り入れ、効果的な広報推進を図った。 課題 ○自転車行事等を広報することにより、同世代の者が行っていることを自分の事と捉え、実行できる意識が必要。	引き続き、隔月に1回の配付を行い、自転車の安全利用の促進等の広報啓発活動の強化を図る。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G-A)	計画(P)
警察本部 交通企画課	153	自転車交通安全研修 (高校生自転車交通安全リーダー研修会)	各高校で交通安全に取り組んでいるリーダー的立場の生徒に対し、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図る。同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定する。	○対象となる学校及び生徒の確保。	○生徒が率先して志願できる環境作り及び広報啓発活動の強化。	○関係機関団体等との連携の強化。	自転車事故の分析を踏まえた情報の発信や自転車交通安全リーダー研修会等の継続実施を図る。	○日頃から交通安全啓発活動に取り組んでいる高等学校の生徒に研修会を実施し、自転車交通安全リーダーに認定した。	評価 ○生徒が率先して行事に参加することにより、自転車利用の向上を図った。 課題 ○県内各署における自転車行事の開催や交通安全研修会等を通じた活動を増やし、更なる自転車交通安全教育を図る必要を認める。	自転車事故の分析を踏まえた情報の発信や自転車交通安全リーダー研修会等の継続実施を図る。
警察本部 交通企画課	154	交通安全教室	県内各市町村の小学校、中学校及び高等学校において、交通ルールやマナーの講話、横断歩道の正しい渡り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図る。	○交通ルールを学び、交通マナーの向上を図り、交通事故防止に努めてもらう。	○各警察署と連携を図り、各市町村の小学校、中学校及び高等学校に対して実施する。	○対象に合わせた、交通安全教育の実施。	○各署において、世代に応じた交通安全教室の実施や学校の意見を取り入れた取組の実施を図る。 ○交通安全教育推進モデル校(仮称)の指定等により、自らの安全を守る交通行動の醸成を図る。	○各警察署情に応じて、世代別又は年代別など創意工夫を凝らした交通安全教室を実施した。 ○各署1校以上の小学校を「交通安全モデル校」に指定し、児童を中心に自らを守る安全行動を実践させることによって、歩行者としての基本的な交通ルールを遵守する気運の情勢を図った。	評価 ○各署において、交通安全教室等を実施の際、関係機関団体等と連携を図った。 課題 ○交通安全教育未実施校の把握と学校の要望に応じる交通安全教育の実施が必要。	○各署において、世代に応じた交通安全教室の実施や学校の意見を取り入れた取組の実施を図る。 ○引き続き、交通安全モデル校の指定を行い、自らの安全を守る交通行動の醸成を図る。
警察本部 交通企画課	155	自転車のマナーアップ 啓発活動	自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入の促進を促し、自転車のマナーアップ向上や交通事故防止を図る。	○自転車条例の周知徹底を図るとともに、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険への加入の促進を図る。	○県教委等との連携を図り、18歳以下の児童・生徒を対象に、交通事故時の被害軽減となる、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険加入の促進を強化する。	○関係機関団体等との連携の強化を図り、継続して広報啓発を行う。	SNSやチラシ配布等を実施し、自転車安全利用五則等の広報啓発活動を引き続き実施する。	○街頭指導やチラシ配布等の広報啓発活動を実施した。	評価 ○自転車安全利用五則の推進やヘルメットの着用、自転車保険への加入促進を広報した。 課題 ○更なる自転車マナーアップを図るため、各種行事等の実施に努める。	SNSやチラシ配布等を実施し、自転車安全利用五則等の広報啓発活動を引き続き実施する。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
障害福祉課	156	「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集事業	障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	応募数の確保のため、募集チラシの配布先や周知方法について検討が必要。	体験作文・ポスターの公募を通じて、障害や障害者に対する県民の理解と認識が深まっている。	体験作文・ポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	○令和3年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○応募チラシ配布部数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰	○令和3年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○募集チラシ配布 2,500部（各関係機関に配布依頼文書を6/21付け送付、コンビニ等で7月配布） ○応募数 作品数:作文25編、ポスター3点 学校数:作文7校、ポスター2校 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ・1名（推薦文書を9/28付け送付） ○入賞者の表彰 ・作文4名、ポスター1名 ・ホームページに入賞者を掲載（「障害者週間の集い」のイベント（式典）は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことにより、賞状及び記念品を郵送。） ・県庁本庁舎1階で入賞作品の展示(12/2～12/10)	○応募数が少ないため、募集チラシの配布先や周知方法を見直すなど、応募数の増加に向けて検討が必要	○令和4年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○応募チラシ配布部数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰
私学・大学支援課	157	私立学校人権教育指導事業	私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業)	○人権教育指導員による学校訪問 ○教員を対象とした人権教育研修の実施	○全ての私立学校教員が人権教育に対する理解と知識を有し、生徒に対し適切な対応をすることができる。	○人権指導員による学校訪問 ○人権教育研修の実施	○人権教育指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時)	○人権教育指導員による学校訪問37回 ○教員等を対象とした人権教育に係る研修の実施(県主催3回、協議会主催5回) ○人権教育に関する情報の収集や提供	○私立学校教員の人権感覚が磨かれ、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の理解やこれが体得されるような適正な支援がなされている。 ○更なる参加者の増、一人ひとりの教職員が人権問題への理解や認識を持ち、実践につなげる事が課題。	○人権教育指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時)
人権・男女共同参画課	158	人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連)	県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催やスポットコマerialの放送、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。	○子どもの貧困やインターネットでの人権侵害など子どもを取り巻く環境の変化に応じた啓発活動を効果的に行う必要がある。	○人権研修や啓発により、子どもの人権について子どもも大人も理解が進んでいる。	○子どもの人権を尊重する気運を高めるため、あらゆる機会を捉え、県民への啓発を行う。	○「じんけんふれあいフェスタ」の開催 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施	○「じんけんふれあいフェスタ」の開催 ○コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベントを休止し、マスメディアやインターネット等の広報媒体を活用し広報を行う「人権週間」広報啓発事業を実施(10/1～2/28) ○人権啓発コラムの掲載及び啓発資料の作成 ・コラムの掲載(7回/年) ※9月:インターネットによる人権侵害「困ったら相談するのは誰?」 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ・高知ファイティングドッグス及び高知ユナイテッドSCの冠協賛試合を開催 【野球冠協賛試合】 9月22日(水) 来場者数:195人 【サッカー冠協賛試合】 12月5日(日) 来場者数:518人 ○人権ふれあい支援事業の実施 ・NPO等民間団体が自主的に行う人権啓発活動を支援 【支援団体】5件 ※コロナによる事業中止2団体 【支援額】456千円 ○講師派遣事業の実施 ・自治体や企業等が行う人権研修等に人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣 【派遣回数】582回 【参加者数】6,201人	○「人権週間」広報啓発事業の実施 ・特設サイトのユーザー数は5,318人、セッション数は9,085回と令和2年度と比べると増加し、マンガ動画で知る人権のことは1万再生を超える動画もあり、一定の効果があった。今後、効果検証を行う必要がある。 ○人権コラムの掲載 ・高知新聞(朝刊)15.1万部を購読する方に向け、様々な人権課題について理解を深めるきっかけづくりができた。 ○スポーツ組織との連携 ・試合途中、啓発等のPRタイムがあるため、来場者に効果的にメッセージを発達することができた。 ・会場で配布した啓発用のチラシ等を見てもいいやすい。 ・若年層の来場者が多く、そうした年齢層への啓発が直接行うことができた。 ・アンケート回収率が低かった。	○「じんけんふれあいフェスタ」の開催 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施
教育政策課(教育センター)	159	人権教育研修費	人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。	○人権尊重の視点に立った授業づくりや学級経営を推進する。 ○研修評価を踏まえ、研修内容を検討していく。	○子どもの自尊感情を育むために、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った授業づくりや学校(学級)経営が行われるようになる。	(前年度末) ・具体的な人権課題の実態を確認し、情報収集や講師の選定を行う。 (本年度) ・各研修を実施する。 (年度末) ・次年度の計画に向け、本年度の研修評価等を踏まえ、研修内容を検討する。 (研修テーマや人権課題、講師、日程、予算化等)	○人権教育セミナー ○人権教育実践スキルアップ講座	○人権教育セミナー(Ⅰ期:8/2、Ⅱ期:8/26、Ⅲ期:10/30) ※新型コロナウイルスまん延防止措置に伴い、Ⅰ・Ⅲ期は、講師とzoomでつないだ集合研修で、Ⅱ期はライブ配信研修で行った。 ○人権教育実践スキルアップ講座(7/26)	○人権教育セミナー(参加者 のべ137名) ・アンケート結果(Ⅰ～Ⅲ期)3.6(4件法) ・個別の人権課題について最新情報を知り得たことで、学校現場で直面している現状に対し、今後の実践を考える機会となった。 ○人権教育実践スキルアップ講座(参加者10名) ・アンケート結果3.6(4件法) ・扱う人権課題等について事前に個別確認を行うことで、研修に対する意識付けができた。 ・講義と学習指導案作成の演習により、人権教育の視点を意識した授業実践力の向上につながった。	○人権教育セミナー(7/27、8/22、10/29) ○人権教育実践スキルアップ講座(8/26)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿（R4）※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性（事業スケジュール）	R3		R4	
							計画（P）	実施状況（D）	評価・課題（C・A）	計画（P）
人権教育・児童生徒課	160	人権作文募集事業	子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育む。また、作文に書かれたそれぞれの意見を広報することによって県民の人権意識の高揚を図る。	○学級経営の充実と関連付けて、人権作文の取組を進めるように提案する必要がある。 ○人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかけが必要である。	・人権作文応募数を500編以上にする。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を増やす。	・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも、募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に紹介する。	・年度当初に、各学校に募集要領を発送し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に取組を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも募集を呼び掛ける。 ・人権作文の取組を学級経営につなげる実践例を各校に提案する。	・人権作文募集依頼・ポスター配付（6月） ・審査（9月～12月） ・表彰式：高知地方法務局（12月） ・入賞作品の新聞掲載（12月）、ラジオ放送（12月3日） ・作品集配付（3月） ・応募校数104校、取組総数6329作品、応募数129作品	・例年「いじめ」、「障害者」、また、家族や兄弟姉妹をテーマやモチーフにした作文には、自分の体験を通した考えや具体的な内容が書けているものが多く見られる。新型コロナウイルス感染症への誹謗中傷を題材とした作品も特徴的であった。また、「総合的な学習の時間」の学びを基に、ハンセン病や性的マイノリティ等の人権課題を題材にしたものは増加傾向にある。 ・コロナ禍の影響か、応募校数や取組総数が減少した。市町村や県立学校に、引き続き、取組の意義や有効な実践方法を紹介し、今後の取組を促していく必要がある。	・年度当初に各学校に募集要領を発送し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも募集を呼びかける。 ・人権作文の積極的な取組による児童生徒の人権意識の高揚や、互いを尊重する学級づくりにつながる実践について、各校に紹介する。 ・人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかける。
人権教育・児童生徒課	161	児童会・生徒会交流事業（H30:いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会支援隊」）	いじめやネットの問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者（実行員会）が集まり、取組の実践交流や協議を行い、県内に発信する。	各交流会に参加している代表者が児童生徒会支援隊で学んだことを校内に広げ、一人一人に繋げる仕組みが必要となる。	・各学校・市町村において、児童生徒の主体的な取組によるいじめやネットの問題を解決する取組が定着し、児童生徒の意識向上に繋がっている。	H30 各学校又は市町村での交流会 H31 ブロック別の児童会生徒会交流会	・市町村主催による児童会・生徒会交流会については支援要請が1件あり、市町村単位で実施した児童生徒サミットにて指導助言をした。 ・児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組を実施している学校の割合 小:53.5%、中:56.3% 高:22.0%、特:35.7% ・指導資料「『高知家』いじめ予防等プログラム」を授業で活用した学校の割合 小:61.5%、中:49.5%、 高:32.0%、特:28.6%	・コロナ禍による影響も考えられるが、児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組を実施している学校の割合は、前年度と比較し、どの校種も減少している。 ・引き続き、指導資料の活用や児童生徒の主体的な取組の推進を促す必要がある。	・市町村主催による児童会・生徒会交流会について、県は取組方法や講評等の支援を行う。 ・指導資料「『高知家』いじめ予防等プログラム」の追補版をR4年度は配付（高知県の国公立学校等）し、それらを活用した取組の推進を図る。	
人権・男女共同参画課	162	人権啓発研修事業（大人に対する人権教育関連）	団体や企業等の人権研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。	様々な人権課題がある中で、引き続き「子どもの権利」について、広く県民に啓発していく必要がある。	○人権研修や講座により、子どもの人権についての地域や企業等の理解が進んでいる。	子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設ける。	○講師派遣事業の実施 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催	○講師派遣事業の実施 ・自治体や企業等が行う人権啓発研修に高知県人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣【派遣回数】582回【参加者数】6,201人  ○ハートフルセミナーの開催 ・人権尊重の地域社会づくりに資する研修講座を実施（4回） ・第1回：映画上映会 8月1日（日）【参加者】132人 ・第2回：講演会「インターネットと人権～ネットで被害者にも加害者にもならないために～」 【講師】石川千明氏（NPO法人奈良地域の学び推進機構理事） 10月24日（日）【受講者】47人 ・第3回：講演会「『注文をまちがえる料理店』のこれまでとこれから」 【講師】小国士朗さん（株式会社小国士朗事務所代表取締役） 1月23日（日）【受講者】78人 ・第4回：映画上映会 2月20日（日）【参加者】106人	○講師派遣事業 ・各団体からの依頼テーマに応じた講師を派遣し、効果的かつニーズに応じた研修を行うことができた。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大が研修依頼に大きく影響している状況のため、集合研修を基本としながら、集合研修が難しい場合には、リモート研修など、企業等依頼先の状況に応じて対応した。 （例：高知県土木部主催の事業者向けの「働き方改革支援研修会」(特設ホームページ開設)において、約1時間のハラスメント問題についての研修をビデオで実施し、437社が視聴した。）  ○ハートフルセミナーの開催 ・受講者数を増やすため、ニーズや社会情勢等にあったテーマを選定し、広くPR活動を行うことが必要である。 ・第3回、第4回については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前申込者のキャンセルが相次いだ（第3回：参加希望者150名、キャンセルと当日欠席72名、第4回：参加希望者173名、キャンセルと当日欠席67名）	○講師派遣事業の実施 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート  
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
子ども家庭課	163	家庭支援体制緊急整備促進事業 児童相談所機能強化事業	児童相談所の運営力の強化や職員専門性の向上を図る。	児童虐待相談対応件数の増加が続き、また、法的な対応を要するケースも増加していることから、法律等に関する専門的な知識・経験を身につける必要がある。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○外部専門家の招へい ○法的対応力の強化 ○関係機関との連絡会議の実施 ○その他の機能強化 ○職種別・経験年数別の職員研修 ・児童福祉司スーパーバイザーの研修 ・児童養護施設等への入所児童に対する支援の強化(トラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講)	○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間120回) ・轄多児童心理司アドバイザー(年間4回) ○法的対応力の強化 ・弁護士による法的対応の代行とサポート(週4回程度) ○関係機関との連絡会議の実施 ・警察、検察との連絡協議会	○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(89回実施) ・轄多児童心理司アドバイザー(2回実施) ○法的対応力の強化 ・弁護士による法的対応の代行とサポート(定期相談)176回 (臨時相談)93回 (法的対応)10件 ○関係機関との連絡会議の実施 ・警察、検察との連絡協議会	・弁護士等の専門人材による相談体制の整備により専門的な対応ができています。 ・児童虐待受付件数は依然、増加傾向であり、また多様化する相談に対して専門性の向上を図る必要がある。 ○弁護士による法的代行とサポート(週2回程度)	○職員の研修体系に応じた研修実施 ・家族援助技術研修の実施 ・トラウマに関する研修の実施 ・被害事案確認面接研修の実施 ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間40回) ○弁護士による法的代行とサポート(週2回程度)
子ども家庭課	164	家庭支援体制緊急整備促進事業(轄多要対協研修、出張相談所) 児童相談所関係機関職員研修事業	市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施	・市町村職員基礎研修の実施(3回) ・市町村職員応用研修の実施(3回) ・児童福祉司任用前研修の実施(時期未定)	・市町村職員研修の実施 基礎研修:3回(5/19,7/28,8/26) 管理職等:1回(6/16) 応用研修:3回(11/18,12/15,1/26) ・児童福祉司任用前研修の実施 6、7月に実施(10名受講)	・市町村の相談支援体制について、母子保健等との連携は強化されてきた。 ・人材確保については、人事異動や専門職の不在など確保困難な状況は続いており、専門性の確保も課題となっている。	・市町村職員研修の実施 (基礎研修)3回 (管理職等研修)1回 (アセスメント研修)3回 (応用研修)2回 (フォローアップ研修)1回 ・児童福祉司任用前研修
子ども家庭課	165	児童虐待防止対策事業	児童虐待のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。 また、児童虐待への予防的取組の1つとして、保育士や保健師を対象にした「あまえ療法」の研修をNPO法人に委託して実施する。	児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、子どもや子育て家庭に携わる援助関係者や地域の人々の理解を深めていくことが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施	・オレンジリボンキャンペーン テレビCM 民法3局47本 チラシ作成 95,000枚 ポスター作成 1,900枚 ・児童虐待予防研修5市町(延べ176名参加)	・体罰の禁止など虐待予防・早期発見の取り組みは浸透してきている。 ・今後も虐待予防を推進していくためには、民生委員児童委員など地域の見守りの強化が継続して必要。	・民生委員児童委員等に対する虐待予防研修の実施 9市町(延べ13回)
子ども家庭課	166	児童相談連携支援事業 児童相談所関係機関職員研修事業(要対協連絡会議)	虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・課長・係長会(年1回予定) ・各市町村訪問による個別の指導・助言(随時) ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・課長・係長会(年1回予定) ・各市町村訪問による個別の指導・助言(随時) ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言	・市町村職員研修の実施 基礎研修:3回(5/19,7/28,8/26) 管理職等:1回(6/16) 応用研修:3回(11/18,12/15,1/26) ・児童福祉司任用前研修の実施 6、7月に実施(10名受講)	・市町村の相談支援体制について、母子保健等との連携は強化されてきた。 ・人材確保については、人事異動や専門職の不在など確保困難な状況は続いており、専門性の確保も課題となっている。	・市町村職員研修の実施 (基礎研修)3回 (管理職等研修)1回 (アセスメント研修)3回 (応用研修)2回 (フォローアップ研修)1回 ・児童福祉司任用前研修
人権・男女共同参画課	167	女性の自立支援促進事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、母親とともに一時保護所、または自立支援施設に入所させ、必要な支援を行う。	○保護件数は増加の傾向。また、夜間の電話対応や相談も増加している。	○アウトソーシングによる、民間のノウハウを生かした一時保護所や自立支援施設の運営が進み、きめ細かな被害者支援(同伴児含む)ができています。	○女性の自立支援促進事業について民間団体へのアウトソーシングを行い、アウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を実施する。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を行う。	○入所実績 ・一時保護所入所者:34名(延べ472日) ・自立支援施設入所者:1名(延べ8日)	○一時保護所及び自立支援施設の適切な運営と入所者への必要な支援が受託者により行われていることを確認した。 ○引き続き、アウトソーシングによりDV被害者へ必要な支援を行う。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援の実施。
人権・男女共同参画課	168	DV被害者支援事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。 また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。	○参加機関数が減少しているため、男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村にも当事者意識を持ってもらう必要がある。	○DV被害防止の意識啓発が進むとともに、関係機関との連携による被害者支援(同伴児含む)ができています。	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施  ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・専門研修への参加、実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施  ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・新型コロナウイルス感染症流行の中でも関係機関を対象とするロールプレイ研修を実施できるよう、リモート研修も含めた効果的な研修手法を検討する。 ・民間支援団体と連携した支援の実施	○広報啓発の実施 ・DV相談カードの作成・配布(23,450枚) ・女性相談支援センターの広報用案内チラシ(2,000枚)及びポケットカード(7,000枚)の作成・配布 ・高知城パープルライトアップの実施(11/12,13) ・公共交通機関での啓発ポスター掲示(11/12～25) ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・新型コロナウイルス感染症流行の中でも関係機関を対象とするロールプレイ研修を実施できるよう、リモート研修も含めた効果的な研修手法を検討する。 ○女性相談支援センターの女性相談員に対する研修実施 ・専門研修(オンライン研修含む) 延11人 ・所内研修 3回 延39人 ・スーパーバイズ 5回 延36人※ ※精神保健健康センター所長でもある山崎副所長がスーパーバイザーとして困難事例に対応くださったもの。 ○関係機関と連携した支援体制づくり ・女性相談支援センター職員による、各市町村・地域包括支援センターへの出張DV講座 24回 ・民間シェルター運営費に対する補助金支給	○民間団体等と連携した広報啓発を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行うことができた(DV相談カードの配布、ラジオ広報等)。 ○今後も広報・啓発活動を継続して実施する必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症拡大により、県外で行われる専門研修の多くがオンライン研修となり、対面型・ワークショップ形式の研修を受ける機会が減少したため、所内研修を3回に増やして補った。 ○新型コロナウイルス感染症拡大により、ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催を中止したが、女性相談支援センター職員による各市町村・地域包括支援センターへの個別訪問により、関係機関同士の意見交換や情報共有の機会をつくることができた。 ○新型コロナウイルス感染症対策として、リモートによる研修受講を積極的に行い、オンライン形式の連絡会議・ネットワーク会議開催の実施を検討する。	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施  ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・他機関が開催する専門研修への参加 ・所内研修の実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施  ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・新型コロナウイルス感染症流行の中でも関係機関を対象とするロールプレイ研修を実施できるよう、リモート研修も含めた効果的な研修手法を検討する。 ・民間支援団体と連携した支援の実施
人権教育・児童生徒課	169	緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業)	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	○児童生徒の生命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言、支援を行い、早期に平常の学校に戻る。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。  ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○緊急学校支援チームの派遣  ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。  ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	○緊急学校支援チームの派遣:9回  ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。	○緊急学校支援チームの派遣  ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。  ・事案に応じて適任の委員を派遣する。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート  
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
子育て支援課	170	思春期相談センター事業 (PRINK)	思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育むため、思春期相談員による性に関する悩み等の相談対応や、正しい性知識の情報提供を行う。	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 ○思春期女子からの相談が少ない。	○10代の人工妊娠中絶実施率が全国レベルに近づく。	○思春期相談センターPRINKの移転(塩見記念プラザ6/17オープン)により、オープンスペースを活用した思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の情報提供及び性に関する悩み相談への対応	○相談事業 ・電話相談、面談相談 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報用名刺大カードの配布 ・思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医面接相談 ・ミニ講座	○相談事業 ・電話相談1,260件、面接相談21件 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業：14校 （他、派遣希望1校が取下げのため中止） ・性の出前講座：3件 ・広報用名刺大カードの配布(県内全高校生、県立・私立・高知市立全中学校、関係機関)：約3万枚 ・思春期ハンドブックの配布(県内全高校1年生及び活用希望校)：約1万部 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペース・オープンスペースの活用：来所者204名 ・関係機関との連携：299件 ・専門医相談：10回 ・ミニ講座：3回	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。 R2年度人口妊娠中絶実施率 総数：高知県6.5(全国5.8、14位) 10代：高知県5.0(全国3.8、6位) ○思春期女子からの相談が少ない。 ○市町村や関係機関からの相談が増加し、連携する機会が増えた。	○相談事業 ・電話相談、面談相談 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報用名刺大カードの配布 ・思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医相談 ・ミニ講座
地域福祉政策課	171	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながらない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っていく。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(青年期の集い等の開催) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ・市町村のひきこもりケース会議の実施 ・10市町村 ・福祉保健所等の管内市町村や支援機関に対する研修会または連絡会の実施 2回×5福祉保健所 (2)人材育成(研修等の開催) ・ひきこもり地域センターによる研修会(8/6 186人) ・オンライン研修会を実施(8/27～、DVDの貸し出しによる) ・支援従事者及び地域の福祉関係者へのスキルアップ研修 (3)居場所づくり(青年期の集い等の開催) (4)個別支援の充実 ・アウトリーチ支援の実施(6市町) (5)普及啓発の促進 ・リーフレット、ポスターの作成・配布 ・啓発動画の作成・配信	○ひきこもり地域支援センターのみで全市町村へのバックアップを行うことが難しい。市町村単位では情報や資源が不足するため、県域及びブロック域の支援の充実が必要。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進
子ども家庭課	172	家庭支援電話相談事業	家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。	家庭及び地域における養育機能が低下し、児童問題が複雑化、多様化していることから地域に密着したより細やかな専門的相談・支援を行うことができる民間機関において児童相談所や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。	・電話相談事業(子どもと家庭の110番) 相談件数 63件(R4.2未現在)	・相談件数は減少傾向にあるが、相談から支援に繋がる場合もあり、相談者の相談の選択肢として必要な窓口となっている。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。
生涯学習課	173	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(125番)	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施(9・10・11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月) ○就職氷河期世代支援	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 新規登録者数：324名 単年度進路決定率：39.5% 進路決定者数223名 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ・参加生徒数 学校連携出張セミナー145名(実人数) 個別相談37名(実人数) ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6～7月) 6地区・参加者計：140名 ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) 参加者：54名 ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回(9・10月) 参加者：延べ45名 ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) 進路未定者数：8市町27名(1月調査時)	○新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、来所のべ人数が6,769名(前年度比+541名)と増加した。 新規登録者数が324名(前年度比-8)、進路決定者数が223名(前年度比-7)とも一定の成果を上げることができた。 ・中学校卒業時の進路未定者や高校中途退学など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ・ニートやひきこもり傾向など、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5～7月)

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート  
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
人権教育・児童生徒課	174	スクールカウンセラー等活用事業	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(12月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/20,7/11,10/3,11/21,12/5,1/16)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)
人権教育・児童生徒課	175	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○初任者研修の実施(6/25,11/12) ○SSW研修会の実施(10/16,1/29,3/5)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)
人権教育・児童生徒課	176	24時間電話相談事業	悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。	○緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができていく。 ○年間を通しての電話相談が可能な体制を維持する。	○夜間・休日の相談状況について民間業者との日々の引継ぎを実施するとともに相談事案に応じて民間業者や関係機関との迅速な連携を図り、適切な対応を行う。 ○相談担当者学習会の実施やスクールカウンセラー・スーパーバイザー等による指導・助言を得ながら相談員の相談スキルの向上を図る。 ・臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等とした専門性のある電話相談員での対応により、児童生徒のよりよい成長につなげる。 ・緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間事業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性のある事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間事業者に委託して実施した。 平日昼の相談件数 100件 夜間休日の相談件数 208件 ・緊急性のある事案には、関係機関と連携し、速やかに対応した。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外は、民間事業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性のある事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。
人権教育・児童生徒課	177	心の教育センター相談支援事業	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをともに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○相談ニーズへの対応(土曜、日曜開所、東部・西部相談室開室等の実施)	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。	○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、相談ニーズの把握に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○相談ニーズへの対応(土曜、日曜開所、東部・西部相談室開室等の実施)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談(第1、第3土曜日開所の開始、日曜開所、東部・西部相談室開室の継続)、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1～高3)の配布など広報活動の拡充 ○子どもたちの集団生活支援活動「ことごとパーク」の実施 ○保護者の交流の場(ほっとgarden)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー7名の配置 ○来所相談、出張教育相談:受理件数338件、延べ1594件 ○電話相談カード、相談チラシの配布(年度当初、コンビニ・スーパーなど随時)カード72,192枚、チラシ約75,200枚 ○「ことごとパーク」の実施:参加者延べ15人(小5名、中10名) ○「ほっとgarden」の実施:参加者延べ5名(保護者)、子育て講演会は中止(コロナウイルス感染拡大のため) ○教育支援センター連絡協議会の実施:2回(6/1、2/2)web開催 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施:2回(7/2、2/10)	○土日の開所や、東部・西部の相談体制により体制の充実を図ることができたが、相談件数が前年と比べ減少しており、今後、相談室の活用について更なる周知が必要である。 ○「ことごとパーク」や「ほっとgarden」の実施により、心の安定や親子関係の改善など、成果が見られた。今後、参加者を増やすために、広報活動に力を入れる必要がある。	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1～4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実(相談チラシ、電話相談カードの配布) ○子どもたちの集団生活支援活動「ことごとパーク」の実施(毎週月曜) ○保護者の交流の場「ほっとgarden」、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施
人権教育・児童生徒課	178	生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金(R1廃止)	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進校の取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通じて、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。	○質向上のための研修や、各園の取組状況の情報提供などを通じて、コーディネーターの質向上を図る ○行政経験者などコーディネーターに相応しい人材の市町村への紹介に努める	○コーディネーターが、保育所等に個別指導を実施した結果、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 ○コーディネーターの人材確保が困難な状況にある	○質向上のための研修や、各園の取組状況の情報提供などを通じて、コーディネーターの質向上を図る ○行政経験者などコーディネーターに相応しい人材の市町村への紹介に努める	
幼保支援課	179	特別支援保育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	(現状) ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。 ○複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。(課題) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。	○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ○コーディネーターの配置 24市町村30名(H31目標) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシート作成率 100%(H31目標)	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修の実施 ○市町村と連携し、教員(小学校)や保育士(園長)のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を拡充する。	○質向上のための研修や、各園の取組状況の情報提供などを通じて、コーディネーターの質向上を図る ○行政経験者などコーディネーターに相応しい人材の市町村への紹介に努める	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修 2回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 10市12名	○コーディネーターが、保育所等に個別指導を実施した結果、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 ○コーディネーターの人材確保が困難な状況にある	○質向上のための研修や、各園の取組状況の情報提供などを通じて、コーディネーターの質向上を図る ○行政経験者などコーディネーターに相応しい人材の市町村への紹介に努める

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート  
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(R4) 事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
幼保支援課	180	保育サービス促進事業 (家庭支援推進保育士の配置)	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度の醸成等を家庭訪問や地域連携等を通じて行う保育士等を配置する。	○家庭支援における課題が多岐にわたっており、支援を担える人材の確保が難しい。また、私立施設については、市町村の予算措置も必要となってくることから、配置の拡充につなげている。 ○保育士不足のため家庭支援推進保育士として配置した場合においても、年度途中の乳幼児の入所により待機児童の解消に向けた基準配置が優先され、通常の保育士としての配置となることから、継続した支援が行われない場合がある。	○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ○家庭支援加配保育士の配置 93名(H31目標) ○家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の指導計画及び記録の作成率 100%(H31目標) ○家庭支援加配保育士の家庭支援に係る研修参加率 100%(H31目標)	○家庭支援推進保育士が配置できない園も含め、組織的な対応ができるよう、管理職を対象に研修を実施する。 ○市町村と福祉人材センターとの「情報交換を行い、洗剤保育士の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。	○引き続き、家庭支援推進保育士の配置を支援するとともに、家庭支援の計画と記録を作成するにあたっての課題や厳しい環境にある家庭への対応事例などを基にした演習を内容とする研修を実施する	○保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率:91.5%	○家庭支援推進保育士等に対して研修の場で指導・助言をしたことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 ○厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の資質向上と人材確保に取り組む必要がある。	○保育サービス等推進総合補助金による配置支援 ・家庭支援推進保育士:43人 ○教育センターと連携した家庭支援推進講座の実施 ・年2回
幼保支援課	181	スクールソーシャルワーカー活用事業	厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。	○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足に加え、経営的な理由により市立保育所に家庭支援保育士の配置が少ないことから、保育所に入所している課題を抱える子ども・家庭への対応が十分でない。 ○学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動が多忙で活動を広げることが難しい。	○スクールソーシャルワーカーの配置 35市町村(学校組合含む)(H31目標) ○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換を行うとともに、市町村において、就学前を含めた活動の拡充を要請していく。	○引き続き、スクールソーシャルワーカーの活動を支援するとともに、就学前児童まで活動を拡大できていない市町村等へ働きかける	○教育センターと連携した家庭支援推進保育講座の実施: 19市町村1学校組合	○SSWの就学前児童を対象とした活動の拡大により、子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながりつつある。また、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が行われる市町村が増えてきた。○学校におけるSSWの活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。 ○SSWの専門性や求められる役割について、十分な周知ができていない。	○SSW連絡協議会:年1回 ○SSW活用事業による配置の促進 ○SSW初任者研修:年2回
生涯学習課	182	地域学校協働活動推進事業 ※再掲(18番)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:80校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村205本部288校(うち、県立校8本部8校、高知市46本部46校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催(10月) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	(1)運営等補助 34市町村205本部288校(うち、県立校8本部8校、高知市46本部46校) ※補助対象は高知市除く (2)市町村等訪問 適宜 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中・西・東部×各1回開催(11～2月) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催(10月) ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間430回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画更新(2月)	○地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあった。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小:172校、中:96校、義務教育学校2校 ・市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 ・H29-R3実績 小:152校、中:73校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	(1)運営等補助 34市町村209本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)
人権教育・児童生徒課	183	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(174番)	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(12月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回) 6/20,7/11,10/3,11/21,12/5,1/16)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(12月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回) 6/20,7/11,10/3,11/21,12/5,1/16)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート  
 （プラン10 児童虐待やいじめなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
人権教育・児童生徒課	184	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(175番)	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実施する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○初任者研修の実施(6/25,11/12) ○SSW研修会の実施(10/16,1/29,3/5)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)
人権教育・児童生徒課	185	緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業) ※再掲(169番)	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	○児童生徒の生命に関わる事案等が発生した学校に対して、緊急学校支援チームが適切に指導、助言、支援を行い、早期に平常の学校に戻る。 ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	○緊急学校支援チームの派遣:9回 ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	
人権教育・児童生徒課	186	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(178番) (R1廃止)	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校の夢プロジェクト等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロジェクトの取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対応の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通じて、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。				
人権教育・児童生徒課	187	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②学校活性化・安定化実践研究事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ※R1まで ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実させる必要がある。 ・現在ある学校行事や体験活動を中心に生徒指導の推進を図る。 ・生徒指導の3機能(自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与える)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間、校種間で共有することや、支援体制を充実させる必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対応の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○開発的・予防的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたにはよいところがありますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校94%以上、中学校75%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校94%以上、中学校96%以上) ・2年目推進校(区)における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上に引き上げる。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る。 ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な開発的な生徒指導の実践の普及啓発を図る。	○推進校・推進地域の指定 ①1市 ②2小学校 ③3市、1小学校 ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SC等)→開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に対して指導助言の実施。 ○市教育委員会が主体的に不登校の未然防止の取組を推進することにより、モデル校区において新規不登校の抑制が見られた。 ○学級活動が充実した校区で、児童生徒主体の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ○担任1人が対応するのではなく、組織的な初期対応の仕組みを構築し、実施することで早期対応につながった。 ○各推進校・推進地域の効果ある実践を県内の学校に普及するために「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を作成、生徒指導担当者・主事会等で配布。 ○小中が連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校では、自己肯定感の向上が見られた。 ●喫緊の課題である不登校について、組織的な未然防止の取組をより充実させる必要がある。 ●依然として教師主導の活動が多くを占める推進校もあり、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づくりをバランス良く行うことが課題である。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを学年間・校種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活用が必要である。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回)(4/23,7/2,11/16,2/25)、学校支援会議(7/2)を実施。 ○公開授業研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る。 ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な開発的な生徒指導の実践の普及啓発を図る。	
人権教育・児童生徒課	188	SNS等を活用した相談事業	児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが、電話やメールからSNSに変化していることから、SNSを身近な相談ツールとして生徒に利用してもらうためのSNS相談窓口を設置する。	○児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが電話やメールからSNSに移行しているきているため、その状況に応じた相談窓口が必要である。	○専門性の高い相談員を配置し、緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができる。 ○臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等の専門性のある相談員が対応することにより、生徒のよりよい成長につながる。 ○緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようになる。	○LINEを活用した相談業務に関して実績のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校全生徒及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 ○相談期間や相談員数については委託業者と協議して決定する。	○第1期は6月15日～7月14日までの30日間、第2期は8月17日～9月30日の45日間、第3期は1月7日～1月31日の25日間を相談期間として設定して実施した。 ○各相談期間の開始直後は相談件数が増える傾向である。また、相談を促すメッセージが業者から一斉送信された直後にも、相談件数が増える。 ○SNS相談の友だち登録者の半数以上(56.7%)が実際にLINE相談を行っている。	○前年度より相談期間が増え(R2:89日→R3:100日)たが、相談対応件数は減少している(R2:533件→R3:173件)。その背景として相談者のうち、リピーターが減少したことが影響していると考えられる。相談受付件数に対する対応率は昨年同様高い割合である。(R2:99.1%、R3:98.3%) ○県内の全ての生徒にチラシやカードを配付して周知を図った。今後とも周知のためのチラシやカードの作成は継続しながら、欠席が続くなど支援が必要な生徒へも丁寧に周知していく必要がある。	○LINEを活用した相談業務に関して実績のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校全生徒及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 ○相談期間は3期合わせて141日間とし、各期間とも開始直後の1週間は相談員を増やして実施する。相談時間は17時30分から21時30分で実施する。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)
生涯学習課	189	青少年教育施設振興事業 ※再掲(20番)	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な体験プログラムを提供する。 また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設への機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。  県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特長やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。  ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○利用者のニーズを踏まえた魅力的な主催事業の実施 ○中1学級づくり宿舎事業、不登校対策事業の実施 ○効果的な広報活動の実施	○主催事業の実施 青少年センター 11事業 幅多青少年の家 8事業  ○中1学級づくり宿舎事業の実施 青少年センター 11校うち4校は学校への出張指導 幅多青少年の家 12校  ○不登校対策事業の実施 青少年センター 4回(延9人参加) 幅多青少年の家 5回(延37人参加)  ○広報活動の実施 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・SNSでの事業紹介	○主催事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、宿泊から日帰りにするなど、内容を見直しながら実施することができた。  ○中1学級づくり宿舎事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、活動内容を学校と調整しながら、事業を実施することができた。  ○不登校対策事業の実施 新型コロナウイルス感染症の影響により中止した回もあったが、実施した回では参加者が主体的に活動する様子が見られた。  ○広報活動の実施 チラシ等の発送、校長会での事業説明、SNS(フェイスブック、インスタグラム)を活用した情報発信など、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。  ○中1学級づくり宿舎事業の実施 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。  ○不登校対策事業の実施 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。  ○広報活動の実施 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。
地域福祉政策課	190	ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲(171番)	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につなげられていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っていく。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(青年期の集い等の開催) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ・市町村のひきこもりケース会議の実施 10市町村 ・福祉保健所毎の管内市町村や支援機関に対する研修会または連絡会の実施 2回×5福祉保健所 (2)人材育成(研修等の開催) ・ひきこもり地域センターによる研修会(8/6 186人) ・オンライン研修会を実施(8/27～、DVDの貸し出しによる) ・支援従事者及び地域の福祉関係者へのスキルアップ研修 (3)居場所づくり(青年期の集い等の開催) (4)個別支援の充実 ・アウトリーチ支援の実施(6市町) (5)普及啓発の促進 ・リーフレット、ポスターの作成・配布 ・啓発動画の作成・配信	○ひきこもり地域支援センターのみで全市町村へのバックアップを行うことが難しい。市町村単位では情報や資源が不足するため、県域及びブロック域の支援の充実が必要。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進
人権教育・児童生徒課	191	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(174番)	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化・多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置を継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(12月:四国内4大学) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6/20,7/11,10/3,11/21,12/5,1/16)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)
人権教育・児童生徒課	192	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(175番)	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化・多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○初任者研修の実施(6/25,11/12) ○SSW研修会の実施(10/16,1/29,3/5)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保や会計年度任用職員としての雇用条件等制度面の確認が必要である。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)	
人権教育・児童生徒課	193	心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの集団生活支援活動「ことごとパーク」を除く) ※再掲(177番)	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをともに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業に関する情報についての広報活動の充実	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。	○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○相談ニーズへの対応(土曜・日曜開所、東部・西部相談室開室等の実施)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談(第1、第3土曜日開所の開始、日曜日開所、東部・西部相談室開室の継続)、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施 ○相談チラシ、電話相談カード(小1~高3)の配付など広報活動の拡充 ○保護者の交流の場(ほっとgarden)、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー7名の配置 ○来所相談、出張教育相談:受理件数338件、延べ1594件 ○電話相談カード、相談チラシの配布(年度当初、コンビニ・スーパーなど随時)カード72,192枚、チラシ約75,200枚配布 ○「ほっとgarden」の実施:参加者延べ5名(保護者)、子育て講演会は中止(新型コロナウイルス感染拡大のため) ○教育支援センター連絡協議会の実施:2回(6/1、2/2)web開催 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施:2回(7/2、2/10)	○土日の開所や、東部・西部の相談体制により体制の充実を図ることができたが、相談件数が前年と比べ減少しており、今後、相談室の活用について更なる周知が必要である。 ○「ほっとgarden」の実施により、親子関係の改善など、成果が見られた。今後、参加者を増やすために、広報活動に力を入れる必要がある。	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1~4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実(相談チラシ、電話相談カードの配布) ○保護者の交流の場「ほっとgarden」、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	
人権教育・児童生徒課	194	スマイルふれんど派遣研究事業(R3廃止)	高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。	○高知大学との協力・連携による実施	○スマイルふれんどの派遣により、子どもの不適応状況の改善が進み、学校復帰や社会的自立への支援が進んでいる。	○高知大学担当教官との協議や大学教官、心の教育センター担当者、「スマイルふれんど」での振り返りを行うなど、大学との協力・連携を得ながら、より充実した支援の実施を図る。	OR3年度廃止				
人権教育・児童生徒課	195	心の教育センター教育相談支援事業(集団生活支援活動「ことごとパーク」) ※再掲(177番)	不登校や学校での集団活動になじみにくい児童生徒を対象に、個々のペースで集団活動になじんでいけるような活動の場を提供する。	○必要としている児童生徒やその保護者へ伝わる広報活動の方法 ○ニーズに応じた活動内容を提供できる指導者の資質向上	○活動が広く周知され、場を必要とする児童生徒や保護者の来所が進んでいる。	○ニーズに応じた活動内容を提供できるよう、SCやSSWと連携して居場所づくりを進めていく。	○土曜開所、日曜開所時一回1時間程度で開催	○土曜開所日及び日曜開所日に実施(参加者数:延べ15名、小学生5名、中学生10名)	○子どもに応じた活動を、自分のペースで行える場を提供できたことにより、心の安定につながり、親子関係の改善や生活が落ち着いてくるなどの効果が見られた。 ○コロナ禍で来所を控える傾向があったことや、担当者が年度途中で退職したことなどもあり、利用者が減少した。	○毎週月曜15:30~16:30で実施 ○参加初回の児童生徒の保護者を対象に事前打ち合わせを実施	
子ども家庭課	196	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りしごと体験講習事業)	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。								
子ども家庭課	197	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り見舞金制度)	無職少年等をしごと体験講習で受け入れた見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限100万円)を支払う。(県が直接支払い)	再非行率の低減に向けた各関係機関の連携による取組の強化	・少年1,000人当たりの刑法犯少年(非行率)は2.4%(全国ワースト28位)で、全国平均(3.0%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑法犯少年の再非行率は35.8%(全国ワースト4位)で全国平均(29.5%)より高いため、再非行少年(54人)の約6割(31人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要 ・希望が丘学園退園児の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取組などにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	・見守り仕事体験講習の実施 ・見守り仕事体験講習制度のR4年度に向けた見直し ・中卒進路未定者等への支援方法検討のための関係機関との協議(非行防止ネットワーク会議の開催)	・見守りしごと体験講習 2件活用 ・支援機関へのアンケートの実施	・コロナ禍の影響もあり体験講習の活用が少なく、体験後の雇用につながらなかった。また支援機関へ実施したアンケートで事業の認知が低いことが判明した	・見守りしごと体験講習の実施 ・見守りしごと体験講習制度のR5年度に向けた見直し ・支援機関への事業周知を強化することが判明した	
子ども家庭課	198	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り身元保証制度)	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結								
子ども家庭課	199	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守りしごと体験)	中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていなかった(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。								
子ども家庭課	200	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組(見守り就労支援連絡会)	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。								
人権教育・児童生徒課	201	生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(178番) (R1廃止)	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委としても同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロジェクトの推進校の取組にいかす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会から、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制を整え、共通認識をもつ。					

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(G・A)	計画(P)
警察本部 少年課	202	少年の立ち直り支援活動	非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	○支援対象少年の中には養育面や経済面で出生時より厳しい環境下で育ってきた少年が多く、その対応は家庭支援や環境整備が含まれた包括的な支援が必要。 ○支援対象少年の中には特性への配慮が必要な少年が多く、支援者や少年の周囲の者の理解と適切な対応が必要。	○支援を必要とするすべての少年が相談しやすい体制を整える。 ○関係機関が役割分担を行い、少年を含めた家庭支援が切れ目なく行える。 ○配慮を要する少年への支援に関する研修の強化を行う。	○少年相談専用電話「ヤングレホン」の広報を積極的に行う。 ○児童相談所との定期的な情報交換会や関係機関とのケース支援会議の開催をタイムリーに実施する。 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度を効果的に活用し、支援対象者が専門家のアドバイスを受けられる体制を整える。	○ヤングレホンの周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携	【ヤングレホンの周知徹底】 ○ラジオ広報4回 ○広報カード2,700枚配布 【被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用】 ○スーパーバイズ8回 【高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携】 ○心理検査 5件 ○学習支援 1件	○新型コロナウイルス感染症の対策のため、スキルアップ研修会の開催は自粛したが、その他は概ね計画通り実施している。 ○ヤングレホンについては、ラジオ広報や警察広報、関係機関の広報誌等に掲載したほか、非行防止教室の際に広報カードを配布し周知を図った。 ○立ち直り支援少年のアセスメントや支援方法について被害少年カウンセリングアドバイザーによるスーパーバイズを実施した。 今後の課題としては、支援対象少年の中には、いじめや児童虐待によるPTSDを抱え社会適応が困難な者が多く認められ、少年を理解し支援する必要性が高まっていることから、関係機関それぞれの機能を効果的に活用し、専門家のアドバイスを受けながら、少年の立ち直り支援を推進していく必要がある。	○ヤングレホンの周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携
人権教育・ 児童生徒課	203	生徒指導推進事業 ・不登校対策推進事業 費補助金	高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。	○本県の不登校児童生徒出現率は、全国値よりも高く、厳しい状況にある。 ○高知市が、県全体の不登校児童生徒数の約半数を占める状況にある。また、新規不登校が占める割合が県平均より高く、未然防止や予防、初期対応等において組織的な取組を進めていく必要がある。	○高知市内の各学校の組織的な不登校対策が充実することにより、県全体の不登校児童生徒数及び不登校出現率が減少する。	○高知市の効果的な不登校対策の取組を県内に普及することにより、高知県全体の不登校児童生徒出現率が改善する。 ○不登校対策アドバイザーの指導助言により、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援についての取組の充実を図る。 ○県教育委員会と高知市教育委員会が定期的に会議を開き連携を図る。	○高知市教育委員会が配置した不登校対策アドバイザーを6名が、管内すべての各学校を定期・不定期で訪問し、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援の取組について指導助言を行う。 ○別途「不登校担当教員配置校サポート事業」の指定校については、不登校対策アドバイザーと高知市教育研究所、県教育委員会の不登校対策チームによる合同の学校訪問を実施することで取組の強化を図る。 ○各学校の取組について情報共有し、進捗状況の確認を行う。(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施し、(高知市) ○県市合同の会議を開き、情報共有と取組の普及を図る。	(1) 定例会の実施(市主催、県参加) ①7/27,②12/2,③3/3  (2) 不登校対策アドバイザーの学校訪問で得た情報を市教委にて報告書や内容によっては会議による情報共有を実施。  (3) 学校訪問 ・高知市内の各学校を定期的に訪問し、生徒指導上の諸課題等への組織的な対応について指導助言した。 ・総訪問回数879回(小:411回、中:468回)	●中学校で落ち着いた状況が見られ、新規不登校生徒数が増加している。不登校傾向のサインが出てくる生徒についての、学校組織での初期段階での認知のズレが不登校等の解決を遅らせている可能性がある。組織での初期段階の対応のシステムづくりが急がれている。  ●教職員の指導の一貫性や初期対応、保護者対応等が課題となっているケースが多く、組織的な生徒指導体制の確立や関係機関との連携が課題となっている。	○高知市教育委員会が配置した不登校対策アドバイザー6名が、管内すべての各学校を定期・不定期で訪問し、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援の取組について指導助言を行う。また、必要性がある学校については重点訪問を行う。 ○別途「不登校担当教員配置校サポート事業」の指定校については、不登校対策アドバイザーと高知市教育研究所、県教育委員会の不登校対策チームによる合同の学校訪問を実施することで取組の強化を図る。 ○各学校の取組について情報共有し、進捗状況の確認を行う。(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定例会を実施し、県市合同の会議を実施することで情報共有と取組の普及を図る。
人権教育・ 児童生徒課	204	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②学校活性化・安定化実践研究事業 ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※再掲(187番)  ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。  ※R1まで ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る。 ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において開発・予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○開発的・予防的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたにはよいところがありますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校80%以上、中学校75%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(H31年度末目標値:小学校94%以上、中学校96%以上) ・2年目推進校区における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上に引き上げる。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研究会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な開発的な生徒指導の実践の普及啓発を図る。	○推進校・推進地域の指定 ①1市 ②2小学校 ③3市、1小学校  ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SC等)→開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に対して指導助言の実施。 ○各推進校・推進地域において年間10～20回、推進会議・研究授業・校内研修等を実施。 ○専門家を入れた校内支援会を年間4回以上実施。 ○推進リーダー会議(4/23,7/2,11/16,2/25)、学校支援会議(7/2)を実施。 ○公開授業研究会の実施→県内各校への取組の周知。 ○各推進校・推進地域の効果ある実践を県内の学校に普及するために「高知夢いっぱいプロジェクト」リーフレットを作成、生徒指導担当者・主事会等で配布。	○児童生徒の自尊感情の肯定群(R3.5～7:小81.6%、中81.7%→R4.2:小80.6%、中84.7%) ○児童生徒の自己有用感の肯定群(R3.5～7:小75.3%、中75.0%→R4.2:小76.9%、中78.6%) ○教職員の協働性の肯定群(R3.7:86.2%→R4.2:95.9%) ○市教育委員会が主体的に不登校の未然防止の取組を推進することにより、モデル校区において新規不登校の抑制が見られた。 ○学級活動が充実した校区で、児童生徒主体の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ○担任1人が対応するのではなく、組織的な初期対応の仕組みを構築し、実施することで早期対応につながった。 ○小中が連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校区で、自己有用感の向上が見られた。 ●喫緊の課題である不登校について、組織的な未然防止の取組をより充実させる必要がある。 ●依然として教師主導の活動が多くを占める推進校もあり、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づくりをバランス良く行うことが課題である。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを学年間・校種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活用が必要である。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研究会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な開発的な生徒指導の実践の普及啓発を図る。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
私学・大学支援課	205	私立高等学校等再就学支援金交付金	高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため所得に応じ授業料の一部を助成する。(就学支援金制度の対象外となった生徒で高等学校等を卒業していない生徒が対象)	○経済状況が厳しい家庭の生徒が、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・1校、1名に対して補助金を交付	○高等学校等を中途退学した者の私立高等学校等での学び直しを支援する事ができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付
私学・大学支援課	206	私立学校授業料減免補助金	私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯及び年収500万円以上700万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・補助金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・11校、1704名に対して補助金を交付 ・高等学校 10校 1499名 ・中学校 8校 168名 ・小学校 2校 37名	○新型コロナウイルスの影響等で家計が急変した世帯への支援をすることができた ○授業料軽減措置を行った学校法人に補助する事により、家庭の経済状況に関わらず生徒が安心して教育を受けられる環境にし、就学の機会を確保する事ができた	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・補助金の交付
私学・大学支援課	207	私立高等学校等就学支援金交付金	私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・支援金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知、中学生への周知 ・11校、3755名に対して補助金を交付	○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・支援金の交付
私学・大学支援課	208	私立中学校等修学支援実証事業費補助金	家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。	○経済状況が厳しい家庭の児童生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○実証事業のため、事業実施期間が平成29年度より5年間とされている。 ○事業対象者の要件について、創設年度から変更する可能性が有る。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・補助金の交付	○学校訪問(4月)で事業説明及び周知 160名に対して補助金を交付 ・小学校 2校 12名 ・中学校 7校 148名	○家庭の授業料負担を軽減することができ、世帯の年収に関わらず、児童生徒が勉学に集中できる環境づくりに貢献することができた	○平成29年度～令和3年度の5年間の実証事業の為に事業終了。令和4年度からは私立学校授業料減免補助金を拡充して対応。
私学・大学支援課	209	私立高校生等奨学給付金交付金	低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度の世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○申請書が、保護者が住都道府県への提出となるため、書類の未提出者のチェックが難しい。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・給付金の交付	○学校訪問(4月)で事業説明及び周知 566名に対して給付金を交付 ・県内 高等学校:9校 518名 ・県外(保護者が県内在住) 高等学校:23校 48名	○各家庭の教育費負担を軽減することができた ○新型コロナウイルスの影響で前年と比較して家計が急変した世帯にも支援を実施する事ができた。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・給付金の交付
私学・大学支援課	210	高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業	国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	毎年度奨学生10名の確保	○分かりやすく、目にとまるリーフレットを作成 ○県内高校訪問、テレビ・ラジオ等PRによる事業の周知	○事業の実施 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR ○募集要項策定及び公表、奨学生募集	○前年に申請のあった45名の候補者のうち、14名の奨学生を決定した	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回30名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	○事業の実施 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR ○募集要項策定及び公表、奨学生募集
高等学校課	211	高等学校等奨学金交付事業	経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。	○要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○奨学金制度について、対象者への周知徹底を図る。	○要件を満たす対象者全員に貸与が実施されている。 ○対象者全員に奨学金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、奨学金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での奨学金制度の周知	○R3年度新規貸与決定者:102名 ○ホームページへの掲載、案内文書の配布などにより、制度の周知を図った。	評価:要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:制度について、対象者への周知徹底をさらに図る必要があるため、学校・市町村との緊密な連携を図り、制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での奨学金制度の周知 ・市町村を通じた中学校への制度の周知
高等学校課	212	高等学校等就学支援金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。	○要件を満たす希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○就学支援金及び奨学給付金制度について、周知徹底を図る。	○要件を満たす希望者全員に支給が実施されている。 ○対象者全員に就学支援金及び奨学給付金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、就学支援金及び奨学給付金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への支給 ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知	○R3年度支給者 就学支援金:10,694人 奨学給付金:2,065人 ○ホームページへの掲載、案内文書の配布などにより、制度の周知を図った。 ○対象生徒全員への受給の意思確認を行った。	成果:要件を満たす希望者全員へ支給を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:学校・市町村等と連携を図り、制度について周知徹底をさらに図ることが必要である。	○要件を満たす希望者への支給 ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知
特別支援教育課	213	就学奨励事業	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助する。	○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助している。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行うことで、特別支援教育の普及が図られている。	○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。	特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助		○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費を支給。
子ども家庭課	214	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、上限の範囲内で費用の差額を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60% 補助基準額:上限160万円(40万円×修学年数)	○利用者数は増加しているものの、利用が少ない。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・自立支援教育訓練給付金の利用者数:H29:9人(H28:1人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・自立支援教育訓練給付金の利用者数:R3:5人(高知市を除く)	○引き続き給付金制度の周知を行う必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子ども家庭課	215	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練修了時に支給する。	○利用状況はほぼ横ばいであるが、正規雇用者数は増加している。○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数:H29:105人(H28:114人) ・資格取得者数:H28:36人(H27:31人) ・正規雇用者数:H28:27人(H27:14人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ○ひとり親家庭の保護者における高等職業訓練促進給付金の利用者数:220人、資格取得者数:75人、正規雇用者数:50人	○事業の継続実施 ○高等職業訓練促進給付金の利用者数:120人	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)	○引き続き給付金制度の周知を行う必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	216	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。	○利用者数は増加しているため、引き続き周知を行う。 ・利用件数:H29:33件(H28:6件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭支援センター、県社協と連携した広報及び市町村へ周知 ・利用件数:R3:21件(R2:27件)	○R3から創設された住宅家賃の貸付制度について十分に周知する必要がある。 その他貸付は、高等職業訓練促進給付金の受給者を対象とするものであるため、給付金の利用者減に伴い減少している。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	217	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合に、受講開始時、修了時及び合格時に受講費用の一部を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円)	○利用実績がないため、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用者数:H29:0人(H28:0人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNSを利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知(市町村については母子保健等の部署を重点的に訪問)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・利用件数:R3:0件(R2:0件)	○支給実績がないため、ひとり親家庭に対して制度を知っていたり、十分な周知活動を継続する必要がある。	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)
子ども家庭課	218	ひとり親家庭等就業・自立支援相談事業	ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等 委託先:特定非営利活動法人	○ひとり親家庭支援センターへの相談件数は横ばいであるが、就業支援(新規求職者、就職者)件数は減少している。 ○就業相談者のニーズに対応するため、ひとり親家庭支援センターと関係機関が連携した支援のあり方を明確にする必要がある。 ・新規求職者数:H29:66人(H28:89人) ・就職者数:H29:38人(H28:68人) ・就職率:H29:57.6%(H28:76.4%)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施 ○ひとり親家庭支援センターにおける就職率:80.0%	○就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○利用者へのアンケートの実施	○就業相談、就業情報の提供等 ○他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月1回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○市町村・ハローワーク等での出張相談の実施 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ等による広報、SNSを利用した情報発信 ・求職登録者数:R3:24人(R2:46人) ・就職者数:R3:5人(R2:25人) ・就職率:R3:20.8%(R2:54.3%)	○3年度はセンター事業の委託先の変更や、委託を開始した6月以降の実績数値であること等から、求職登録者数は大幅減となった。 ○引き続き、センターのサービスの広報、情報発信を行うことで、より多くのひとり親家庭の利用を目指していく必要がある。	○就業相談、他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月2回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○利用者へのアンケートの実施
子ども家庭課	219	ひとり親家庭医療費補助金	市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の親及び児童の健康維持と生活の安定を図る。	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・対象受給者(実人数):14,284人(児童含む)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○新聞、SNS等による広報	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・R3年度対象受給者(実人数見込み):11,788人(児童含む)	○引き続きひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○新聞、SNS(LINE含む)等による広報
子ども家庭課	220	児童扶養手当費	父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令:児童扶養手当法	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・受給者数 H30.2月末:8,244人	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・受給者数 R4.2月末:6,863人	○周知活動を継続し、手当を必要とするひとり親家庭に対し適切に給付を行っていく必要がある。	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子ども家庭課	221	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法	○母子・父子自立支援員による相談、償還指導を行っている。 ・相談件数：H29：1,050件(H28：1,244件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○研修会等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 ○四国ブロック研修会では、他県の自立支援員との交流等を通じ、支援員の相談業務における資質の向上を図った。 ○自立支援員の設置について、引き続き周知していく必要がある。	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 ○研修会等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	
子ども家庭課	222	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修業資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	○利用件数は伸びているが、H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用件数：H29:72件(H28:51件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNSを利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(児童家庭課Facebook)を利用した情報発信 ・利用件数：R3:41件	○利用件数のうちR3年度に新規で貸付を行ったものは26件と、昨年度比5件増。 引き続き、貸付制度について十分に周知することが必要である。	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月) (ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	
地域福祉政策課	223	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。	本県町村では居宅がある場合が大半であり、ニーズがほとんどない。	申請から給付までがスムーズに実施されている。	自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化を図る。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ○自立相談支援機関に対するヒアリング ○新型コロナウイルス感染症に対応するための、自立相談支援機関の体制強化	○生活困窮者自立相談支援機関協議会の機能強化を実施し、住居確保給付金の支給については、申請から給付まで円滑な事務処理が行われている。 次年度の自立相談支援機関協議会及びヒアリング等については、新型コロナウイルスの感染の流行状況を見ながら開催を検討し、管内関係機関での情報共有及び連携強化を図る。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ○自立相談支援機関に対するヒアリング ○新型コロナウイルス感染症に対応するための、自立相談支援機関の体制強化	
福祉指導課	224	被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就業意欲喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	就労意欲の高い被保護者が少ない	支援対象者が就業意欲を持って求職活動が行えている。	○各福祉保健所における就労支援プログラムの積極的な活用 ○ハローワークで実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ着実につなげる。	生活保護就労支援協議会(ブロック会)等を通じて支援のノウハウを共有	新型コロナウイルス感染症まん延防止のため本年度は生活保護就労支援協議会は中止したが、国において実施した生活保護中四国九州ブロック会議での就労支援部門の資料を各事務所に配布し、取組の参考となるよう情報提供を行った。	監査において、福祉事務所の就労支援員と査察指導員に対し、ヒアリングを行い、就業意欲に乏しい被保護者に対しては就労準備支援事業の活用などをすすよう適切に対応するとともに、就業意欲のある被保護者に対しては高齢者であっても支援するよう指導しているが、就業意欲の高い被保護者は少ない。	○生活保護就労支援協議会(ブロック会)等を通じて支援のノウハウを共有する。 各福祉事務所の就労支援員が行っている支援内容等を査察指導員を交えて確認を行い、それぞれの実情に応じて助言等を行う。
地域福祉政策課	225	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ○県内事業所への事業の広報・周知 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。	○自立相談支援機関や関係機関の状況や課題について、随時情報共有を行った。 ○生活困窮者自立相談支援機関協議会の開催状況 ・幅多ブロック R3.11.26 その他のブロックについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、書面協議等に変更して実施。 ○管内関係機関での説明会等を開催し、事業説明を行った。(計6回) ○支援員は生活困窮と関連のある課題(キャンセル、権利擁護等)に関する研修に参加し、支援スキルの向上を図った(計6回)	○支援対象者や事業の利用者数が伸び悩んでいることから、自立相談支援機関や福祉保健所等との更なる連携強化を行い、支援対象者の掘り起こしを行うことが必要。 ○令和4年度から新たに1市が事業を開始する予定であり、これにより県内のすべての福祉事務所設置自治体において、就労準備支援事業が実施されることとなる。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ○県内事業所への事業の広報・周知 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。
福祉指導課	226	被保護者就労準備支援事業(R2より「生活困窮者就労準備支援事業」から分離)					高知県社会福祉協議会及び各福祉保健所との協議	高知県社会福祉協議会及び各福祉保健所と事業についての意見交換を実施した。 (支援対象者数8人、プログラム策定件数1件、支援回数63回)	支援対象者数に対して、プログラム策定に至ったのが1件と支援対象者として選定されてもプログラム選定に至る件数が少ない。	各福祉保健所を訪問し、事業のより一層の活用に向けて意見交換を行う。 ・監査時においても、ヒアリング等を通して、就労支援員及び査察指導員に対し、事業の活用について、情報共有や助言・指導を行い、支援対象者数に対するプログラム策定件数及び支援回数の増加を目指す。
地域福祉政策課	227	生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。	○認定就労訓練事業所数4市町村7事業所(H30.4.1現在) ○認定就労訓練事業所の新規認定	県内全域で就労訓練事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	事業所支援の委託先である高知県社会福祉協議会との連携により事業を周知し、認定申請につなげる。	高知県社会福祉協議会との協議(随時) 県内事業所への事業の広報・周知	○認定就労訓練事業所 ・R3新規認定 4件 ・認定事業所数(R3年度末) 県認定 11か所 高知市認定 5か所 ○社会福祉法人、NPO法人、民間企業等に対し、事業説明を実施した。(計15法人)	○令和3年度に新たに認定したのは4事業所となっているが、まだ認定事業所がない市町村もあるため、更なる認定事業所の増加に取り組む必要がある。 ○認定就労訓練の実施がないことから、積極的な実施について働き掛けが必要。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○県内事業所への事業の広報・周知 ○就労訓練事業の活用に向けた広報及び周知

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3		R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
地域福祉政策課	228	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	○新規相談受付件数(町村分) 959件(H29) ○プラン作成件数(町村分) 24件(H29) ○プラン作成件数が低調	積極的なプラン作成による早期の自立支援により、生活困窮からの脱却が進んでいる。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)を活用し、積極的なプラン作成の働きかけや積極的に取り組んでいる自立相談支援機関の事例紹介などにより、プラン作成件数の向上につなげる。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催及び自立相談支援機関ヒアリング	○生活困窮者自立相談支援機関協議会の開催状況 ・轄多ブロック R3.11.26 その他のブロックについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、書面協議等に変更して実施。(223再掲) ○新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、自立相談支援機関に対して、書面での意見照会を実施した。(227再掲) ○R3年度実績 ・新規相談受付件数(町村分) 1,128件 ・プラン作成件数(町村分) 87件	○支援調整会議の開催頻度や実施方法、参画機関等について、各福祉保健所ごとに課題もあることから、ブロック会やヒアリング等の機会を通じて情報共有や意見交換を行う必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症対策の貸付や給付金の相談も多く、プラン策定率が低い状況が続いている。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催及び自立相談支援機関ヒアリング ○各福祉保健所、各市福祉事務所との随時の情報共有と連携
地域福祉政策課	229	生活困窮者家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。	家計改善支援事業が未実施の市4市(H30)	県内全域で家計改善支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。 ○新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の増加に対応するための家計改善支援員の体制強化(高知県社会福祉協議会)。	○令和5年1月から生活福祉資金の特例貸し付けの償還が開始されるため、関係機関と連携しながら家計支援が必要な対象者を把握し、支援につなげることが必要となる。	○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。 ○新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の増加に対応するための家計改善支援員の体制強化(高知県社会福祉協議会)。	
福祉指導課	230	生活保護生活扶助費	義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。	高等学校への進学率は90%を超えるようになってきたが、留年した場合には扶助が出ない。留年や中退を防ぐための助言・指導のため、進学状況や学力の程度について学校と福祉事務所の連携が不十分となっている。	学校との連携を図り修学状況や学力の程度を把握し、適切な援助・指導を行う。	施行監査時に事務所に対し指導を要する。R3年度施行事務監査におけるヒアリング及び事業実施の指導 ・県下16事務所	○R3年度実績 ・新規相談受付件数(町村分) 1,128件 ・プラン作成件数(町村分) 87件	○令和5年1月から生活福祉資金の特例貸し付けの償還が開始されるため、関係機関と連携しながら家計支援が必要な対象者を把握し、支援につなげることが必要となる。	○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。 ○新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の増加に対応するための家計改善支援員の体制強化(高知県社会福祉協議会)。	
住宅課	231	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	県営住宅に応募した場合、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選にあたり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。	ひとり親家庭等が県営住宅に応募した場合において、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となる。(当選確率は一般世帯と同じ)	年4回の抽選時において、当選確率が2倍になるように優遇措置を講じる。	年4回の県営住宅の入居者募集時案内に、優遇措置の内容を記載する。	県及び住宅供給会社のHPに掲載する。	県及び住宅供給会社のHPで、優遇措置について掲載されている募集案内の配布時期や配布場所を周知した。	県及び住宅供給会社のHPから優遇措置について、直接確認できるようになっている。	県及び住宅供給会社のHPで優遇措置について直接確認できるようにする。
住宅課	232	地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業	地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。	高知県の人口が減少しつつあり、空き家が増えている状況で、かつ、市町村の財政状況から新たな地域優良賃貸住宅を必要量供給することは厳しい状況。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する地域優良賃貸住宅の供給を推進する。	市町村ヒアリングを実施のうえ、国費の計画的かつ有用な活用と、必要な国費配分の要望を行う。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を推進するため、市町村が負担する住宅の整備費用・家賃低廉化費用に対し、県は国費の優先的配分を行う。	地域優良賃貸住宅の家賃低廉化費用について、国費の優先的配分等を行った。	市町村の要望額を充足することができた。	今後も国費の優先的配分等を行っていくとともに、市町村への家賃低廉化制度の周知も引き続き行っていく。
子ども家庭課	233	里親等養育推進事業	登録里親数の増加や里親委託の向上に向けた里親制度の普及啓発活動や、委託里親が安心して養育できる環境づくりの充実を図る。	里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、新たな里親の開拓や未委託里親に対し委託に向けた継続的なサポート、また委託里親に対する養育力の向上など里親が安心して養育できる支援体制の充実が必要である。	里親登録数が増加するとともに、里親の質の向上が図られ、里親委託率が増加している。	○里親への支援体制の充実 ○新たな里親の確保	○里親養育包括支援事業として業務の民間委託を継続する。 ・里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、ホームページやSNSを活用した情報発信、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・各種研修(登録、更新)、新規に委託を受ける里親等に対する研修(随時)、子どもの問題行動等への対応を実践的に学ぶプログラム(年間)、未委託里親等を対象としたセミナー(年3回)、外部講師等による講演会(年2回)の実施 ・里親訪問等支援事業 ・里親訪問等支援員による定期的な里親宅訪問(少なくとも年3回)、自立支援計画の確認 ○児童家庭課、児童相談所、業務委託先で毎月ミーティングを行い、支援の進捗状況を共有、確認する。	○里親養育包括支援事業(社会福祉法人に委託して実施) ・里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、ホームページやSNSを活用した情報発信、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・里親制度パネル展 10ヶ所(延べ103日) ・関係機関や量販店、イベント等でのグッズ配布、SNSを活用した情報発信、各種広報活動等 ・里親研修・トレーニング事業 ・登録、更新研修 4回(24組) ・新規委託の里親研修 4回 ・里親訪問等支援事業 ・里親等への訪問支援 69里親(延べ332回)	・里親委託率は目標値には達していないため、引き続き里親の開拓や新規委託に向けた取り組みが必要。 ・委託された子どもの権利擁護の充実が必要。 ・未委託里親を含めた里親に対する研修や訪問支援など、里親養育への支援の充実が必要	○里親養育包括支援事業として業務の民間委託を継続する。 ・里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、ホームページやSNSを活用した情報発信、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・各種研修(登録、更新)、新規に委託を受ける里親等に対する研修(随時)、子どもの問題行動等への対応を実践的に学ぶプログラム(年間)、未委託里親等を対象としたセミナー(年3回)、外部講師等による講演会(年2回)の実施 ・里親訪問等支援事業 ・里親訪問等支援員や里親心理支援員による定期的な里親宅訪問
子ども家庭課	234	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) ※再掲(123番)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通動させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者に対し、自立に向けた支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童措置委託にかかる経費の支出	自立援助が必要な児童について、児童措置委託にかかる経費を支出。	・自立援助ホーム入所者数 10名(内県内施設8名)	・施設退所者や中卒児童等に対して、自立に向けた援助が適切に実施された。	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。
子ども家庭課	235	入所児童自立支援等事業	施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、子ども自身が自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しく、本人の希望するところへの就職や大学等進学を諦めがちであることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	施設への自立支援職員の配置など、施設入所児童の自立に向けた支援の実施	自立支援の職員確保が困難な施設に対して支援を行うことで、入所児童の自立に向けた支援を引き続き実施する。	・自立支援職員配置施設 母子生活支援施設 1施設 児童養護施設 1施設	・自立支援職員について、措置費の対象とならない施設に対する配置を促進するためにも今後の実施が必要。	自立支援の職員確保が困難な施設に対して支援を行うことで、入所児童の自立に向けた支援を引き続き実施する。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
子ども家庭課	236	児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業	児童家庭支援センター(県から事業受託した社会福祉法人設置)が、退所児童等を対象として退所後の生活支援を行う。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	児童家庭支援センターにおいて社会的養護自立支援事業を実施。	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに事業を委託して実施。	退所後の生活や就学、就労等に支援を要する退所者への支援の充実に必要。	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに社会的養護自立支援事業による生活相談等を委託して実施。また1ヶ所に支援コーディネーターを配置し、退所後の継続支援計画を作成する。	
子ども家庭課	237	身元保証人確保等対策事業	児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を県が補助することで身元保証人等を確保する。	保護者からの養育拒否等により、児童養護施設等を退所する子どもが賃貸住宅契約の際に保護者から身元保証を受けられない場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	身元保証人確保等対策事業の実施	退所後、賃貸住宅契約の際に保護者等から身元保証を受けられない児童に対して身元保証人の確保を行う。	・身元保証を受けた児童数 7名	退所児童の自立を支援するためにも今後も身元保証の継続が必要。	退所後、賃貸住宅契約の際に保護者等から身元保証を受けられない児童に対して身元保証人の確保を行う。	
子ども家庭課	238	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。	保護者からの支援が困難であること等により、住居や生活費等、退所後の安定した生活基盤の確保が困難な場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施	児童養護施設等を退所し就職、進学した者又は資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行い、自立に向けた支援を継続する。	・貸付事業利用者数(生活支援貸付)3件(家賃支援貸付)3件(資格取得支援貸付)10件	退所児童の自立を支援するためにも今後も貸付事業の継続が必要。	児童養護施設等を退所し就職、進学した者又は資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行い、自立に向けた支援を継続する。	
福祉指導課	239	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(R1廃止)	親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就労できるようにすることを目的とする。(対象者:主に小中学生)	○町村での実施箇所1町 ○候補地の選定、学習支援員の確保	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	事業の効果検証を実施し、来年度以降の拡充につなげる。					
生涯学習課	240	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(125番)	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名(うち15歳~19歳 105名 32%) H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名(15歳~19歳 108名 32%) 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6月) ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回(9・10・11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月) ○就職氷河期世代支援	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 新規登録者数:324名 単年度進路決定率:39.5% 進路決定者数223名 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ・参加生徒数 学校連携出張セミナー145名(実人数) 個別相談37名(実人数) ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6~7月)6地区・参加者計:140名 ○若者自立支援セミナー・相談会の実施(7月) 参加者:54名 ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回(9・10月) 参加者:延べ45名 ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) 進路未定者数:8市町27名(1月調査時)	○新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、来所のべ人数が6,769名(前年度比+541名)と増加した。新規登録者数が324名(前年度比-8)、進路決定者数が223名(前年度比-7)ともに一定の成果を上げることができた。 ・中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ・ニートやひきこもり傾向など、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5~7月) ○若者はばたけプログラム活用研修会の実施 3回(9~10月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月)	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健政策課	241	子どもの健康的な生活習慣支援事業	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(R5) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下(R5)	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○推進体制の構築	○教育委員会と連携した健康教育の実施(講師派遣実績:5校) ・三原中学校(R3.6.11) ・三浦小学校(R3.10.12) ・太平洋学園高等学校(R3.10.27) ・高岡高等学校(R3.11.12) ・吉川小学校(R4.1.28)  ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・中央西地区食生活改善推進協議会研修会(R3.10.25 30名参加)  ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	○教育委員会と連携した健康教育の実施について、講師派遣を引き続き実施  ○学校関係者を対象とした研修会が新型コロナウイルス感染症の影響等で実施できなかったため、状況を適切に判断しながら実施を目指す。  ○地域で活動するヘルスマイトに他県で朝食摂取率の向上が図られた健康教育手法を普及できた。  ○新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった1地区については、R4年度に研修会を開催  ○効果的な健康教育手法の習得による取組強化	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・須崎地区食生活改善推進協議会研修会「朝食の重要性について」 ・高知県食生活改善推進協議会研修会「効果的な食育活動について」  ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	
保健政策課	242	地域食育推進事業	若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施回数に限界がある。	○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される。 ○ヘルスマイトによる地域と連携した家庭の意識の向上 食育講座の実施 →毎年全市町村実施、小学校100回以上	○ヘルスマイトによる小学校高学年を対象とした食育講座を実施する。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ○食育講座実施校で、ヘルスマイトによる生徒の状況把握(生徒の様子と発言、行動から評価)	○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ・34市町村(小学校 102回)  ○児童の状況把握 ・朝食の重要性が理解できた(67%) ・基本的な調理方法を学習できた(27%) ・家庭で保護者と共に調理したい(17%)	○コロナ感染拡大防止のため調理実習を含む対面による講座の回数は減少したが、朝食摂取の重要性を含む食育の推進ができた。  ○望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を実践する力のさらなる育成	○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ・34市町村(102回)開催予定  ○食育講座実施校で、ヘルスマイトによる生徒の状況把握(生徒の様子と発言、行動から評価)
幼保支援課	243	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○引き続き、パンフレット等の配付等により保護者の意識啓発を図る	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施 保育所・幼稚園等の割合100%	○「幼児期の基本的な生活習慣パンフレット」等を活用した取組が浸透したことにより、午後10時までに寝る3歳児の割合が増加した。 ○多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、基本的な生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。	○パンフレット等の配付等による保護者への意識啓発 ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査
生涯学習課	244	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(104番)	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対等などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等とおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。  ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2021の開催	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村(新型コロナウイルス感染症防止のため1町がとりやめ) ・事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座開催 参加者数:15名 満足度:87% 派遣箇所数:8箇所 派遣者数:8名  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園所数:355 取組人数:43,737名 認定者数:17,466名 認定率:39.9% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し データ:1 着ぐるみ:4 パペット:1 啓発教材:1  ○高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム2021開催 ・オンライン・オンデマンドにて開催 1月30日(日)オンライン 30名 2月8日~14日 アクセス数193回	●家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数が新型コロナウイルス感染症防止のため中止が相次ぎ、同じく新型コロナウイルス感染症の影響があった昨年度並みの派遣数であった。  ○生活リズムチェックカードの取組人数学校園所数は増加したが、認定率は減少した。 取組箇所 R2:313箇所→R3:355箇所 取組人数 R2:40,132名→R3:43,737名 認定率 R2:43.7%→R3:39.9%  ●コロナ禍においても全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2022の開催
保健体育課	245	食育・学校給食課題対応推進事業 (R1廃止)	学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な取組が十分でない。 ○完全給食実施率や学校給食における地場産物の活用率が低い市町村がある。 ○食育を推進し、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な体制が整う。 ○地場産物を活用した学校給食が推進される(活用率50%)。 ○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する(小90% 中85% 高85%)。	○3つのチームに分かれ、それぞれの課題に対応していく。 ①食物アレルギー・衛生管理対応チーム ②学校給食普及・充実チーム ③食に関する指導推進チーム ※平成30年度は①②のチーム会を開催				

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健体育課	246	食事提供活動	望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校と地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。	○児童生徒、保護者の朝食に関する意識の高まりは見られるが、朝食欠食傾向にある児童生徒が固定化され、改善に繋がっていないため、ターゲットを絞った取組が必要。	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・小 全国平均以上 ・中 全国平均以上 ・高 85%以上	○朝食を提供するだけではなく、同時に食育を行うことにより意識の向上にも繋げ、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○令和3年度の実施団体及び実施校を選定中 ○(公財)高知県学校給食会との契約及び実施に当たっての保険契約、実施団体への決定通知等の準備中	○がん推進協議会の開催 ・第1回…8/2(出席者7名) ・第2回…2/16(出席者7名) ○推進地域における実践 ・本山町(2年目) ○外部講師を活用したがん教育の実践…66校、66回 ○がん教育研修会…中止	○H30年度から開催している協議会において、がん教育教材の作成や外部講師派遣体制の確立を行ってきたことから、これらを活用した外部講師と連携したがん教育の実施が昨年度より増加した。(R1:34校、36回→R2:56校、59回→R3:66校、66回) ○今後も計画に基づき、県が作成した教材を用いた教員による指導をさらに深めるため、外部講師と連携した効果的ながん教育を、引き続き推進していく必要がある。	○がん教育推進協議会の開催(2回) ○がん教育に関する講師派遣事業 ○がん教育に関する研修会
保健体育課	247	がん教育総合支援事業	がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。	○健康の保持増進と疾病の予防という観点から、がんに関する学習は位置づけられているが、教員のがんについての知識・理解が十分でない。 ○学校において、外部講師が指導する際の留意事項等の認識が十分でない。 ○外部講師の派遣が進んでいない。	○外部講師を活用したがん教育が進んでいる。 ○教職員のがん教育に対する知識や理解が深まり、各校におけるがん教育が進んでいる。	○がん教育推進協議会において、関係機関との連携体制を構築するとともに、協議会での意見をもとに各学校におけるがん教育の取組を推進する。	○がん教育推進協議会の開催(2回) ○がん教育推進地域における事業の推進 ・本山町(2年目) ○がん教育に関する講師派遣事業 ○がん教育に関する研修会	○がん推進協議会の開催 ・第1回…8/2(出席者7名) ・第2回…2/16(出席者7名) ○推進地域における実践 ・本山町(2年目) ○外部講師を活用したがん教育の実践…66校、66回 ○がん教育研修会…中止	○H30年度から開催している協議会において、がん教育教材の作成や外部講師派遣体制の確立を行ってきたことから、これらを活用した外部講師と連携したがん教育の実施が昨年度より増加した。(R1:34校、36回→R2:56校、59回→R3:66校、66回) ○今後も計画に基づき、県が作成した教材を用いた教員による指導をさらに深めるため、外部講師と連携した効果的ながん教育を、引き続き推進していく必要がある。	○がん教育推進協議会の開催(2回) ○がん教育に関する講師派遣事業 ○がん教育に関する研修会
保健政策課	248	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(241番)	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(H35) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	○教育委員会と連携した健康教育の実施(講師派遣実績:5校) ・三原中学校(R3.6.11) ・三浦小学校(R3.10.12) ・太平洋学園高等学校(R3.10.27) ・高岡高等学校(R3.11.12) ・吉川小学校(R4.1.28)  ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・中央西地区食生活改善推進協議会研修会(R3.10.25 30名参加)  ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催(R4.1.25)	○教育委員会と連携した健康教育の実施について、講師派遣を引き続き実施  ○学校関係者を対象とした研修会が新型コロナウイルス感染症の影響等で実施できなかったため、状況を適切に判断しながら実施を目指す。  ○地域で活動するヘルスメイトに他県で朝食摂取率の向上が図られた健康教育手法を普及できた。  ○新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった1地区については、R4年度に研修会を開催  ○効果的な健康教育手法の習得による取組強化	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ・須崎地区食生活改善推進協議会研修会「朝食の重要性について」 ・高知県食生活改善推進協議会研修会「効果的な食育活動について」  ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	
幼保支援課	249	親育ち支援推進事業 (基本的な生活習慣向上事業) ※再掲(243番)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○引き続き、パンフレット等の配付等により保護者の意識啓発を図る	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施 保育所・幼稚園等の割合100%  ○多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、基本的な生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。	○パンフレット等の配付等による保護者への意識啓発 ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査	
生涯学習課	250	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(104番)	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談等などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。  ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起朝ごはんフォーラム2021の開催	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村 (新型コロナウイルス感染症防止のため1町がとりやめ) ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座開催 参加者数:15名 満足度:87% 派遣箇所数:8箇所 派遣者数:8名  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園数:355 取組人数:43,737名 認定者数:17,466名 認定率:39.9% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し データ:1 着るみ:4 バベット:1 啓発教材:1  ○高知家の早寝早起朝ごはんフォーラム2021開催 ・オンライン・オンデマンドにて開催 1月30日(日)オンライン 30名 2月8日～14日 アクセ数93回	●家庭教育支援プログラムファシリテーターの派遣数が新型コロナウイルス感染症防止のため中止が相次ぎ、同じ新型コロナウイルス感染症の影響があった昨年度並みの派遣数であった。  ○生活リズムチェックカードの取組人数が減少したが、認定率は増加した。 取組箇所 R2:313箇所→R3:355箇所 取組人数 R2:40,132名→R3:43,737名 認定率 R2:43.7%→R3:39.9%  ●コロナ禍においても全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣  ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起朝ごはんフォーラム2022の開催

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R4) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R3			R4
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
保健政策課	251	喫煙防止教育研修会事業	各学校で、学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施されるよう、養護教諭等関係者のスキルアップを目的とした研修会を開催する。	○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○学年に応じた、効果的な喫煙防止教育が実施される。	○養護教諭等学校関係者のスキルアップをも目的とした研修会の実施	○養護教諭等学校関係者を対象に、学年に応じた喫煙防止教育が実施できるよう、対象者のスキルアップを目的とした研修会の実施(年1回)	○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止	○R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会の実施が行えなかった。R4年度は養護教諭等学校関係者を対象に、学年に応じた喫煙防止教育が実施できるよう、状況を適切に判断し、対象者のスキルアップを目的とした研修会の実施(年1回)を目指す。	○養護教諭等学校関係者を対象に、学年に応じた喫煙防止教育が実施できるよう、対象者のスキルアップを目的とした研修会の実施(年1回)
保健政策課	252	子どもの健口応援推進事業	子どもの頃からのむし歯、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。	○フッ素洗口実施市町村の増加 ○子どもの歯科に係る指標(むし歯、歯肉炎等)の改善 ○第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画、よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定める取組を着実に進める。	○一人平均むし歯数(12歳) 0.68本(R2)→0.5本以下(R3)  ○歯肉炎罹患率(12歳) 27.0%(R2)→20%以下(R3)	○フッ化物応用の普及促進のため、各圏域ごとに説明会や検討会を開催するなどにより、実施施設の支援を行う ○推進体制の構築	○実施率の低い市町村に対しフッ化物洗口を開始するための支援 ○学校関係者へフッ化物洗口実施の働きかけ ○フッ化物洗口マニュアルを活用したフッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議を実施 ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設(18施設)への再開支援	○フッ化物洗口の開始 ・10施設  ○フッ化物洗口実施施設数 ・399施設※(R4.3時点) ※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設を含む。	○フッ化物洗口実施率は増加傾向(R2:64.1%→R3:65.6%)であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で開始に至っていない施設や、一時的にフッ化物洗口を休止している施設もあり、市町村と連携し学校・関係者との調整等きめ細かな支援が必要  ○フッ化物洗口マニュアルを活用し、新規導入のみならず、既に実施している施設へ手順等のフォローアップが必要	○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援  ○学校関係者へフッ化物洗口実施の働きかけ  ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施  ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設への再開支援
保健体育課	253	学校保健指導費	むし歯・歯肉炎予防、フッ化物洗口、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。	○12歳の一人平均う歯数の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比較すると上回っている。学校教育における歯科保健教育の充実に向けて、健康教育の推進及び各関係機関との連携を密にして取り組んでいく必要がある。	○12歳の一人平均う歯数が減少する。	○高知県歯科医師会や健康長寿政策課(R4～保健政策課)との連携により、歯科健康診断の精度の向上及び事後措置における保健管理及び保健教育の充実を図る。 ○高知県歯科医師会や健康長寿政策課(R4～保健政策課)との連携により、高知県歯科保健条例や第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の取組が着実に進んでいる。	○健康長寿政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○県立特別支援学校及び県立学校におけるフッ化物洗口の実施	○新規採用養護教諭研修において健康長寿政策課から歯科衛生士を講師として招聘し、講義を実施…9/21(受講者18名) ○「令和3年度歯・口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ・図画・ポスターの部…766点 ・標語の部…3,267点 ・表彰式…中止	○研修では、発達段階に応じた歯と口の健康課題やその指導方法、フッ化物の応用や全身の健康に影響を及ぼす歯周病についての知識を深めることで、歯と口の現代的課題に関する指導へ目を向け、指導に取り組もうとする受講者の意識の変容が見られた。 ○コンクールの実施により児童生徒が歯と口の健康について改めて考えるよい機会となっており、表彰式等を通じて作品を紹介することで、家庭や地域、学校での意識の向上も期待される。 ○フッ化物洗口未実施の学校に対しては、今後も普及啓発が必要である。	○保健政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口の実施